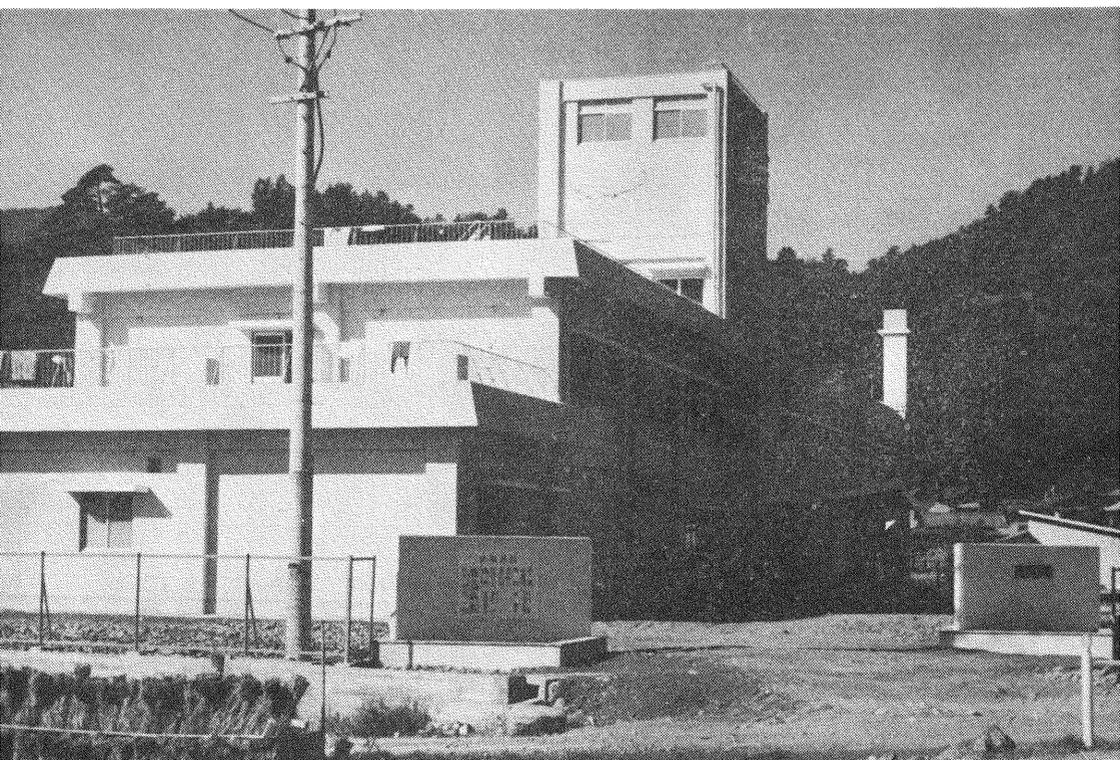


# 第八編 厚生と衛生

飯 富 病 院





# 第一章 保健衛生

## 第一節 概況

公衆衛生 保健衛生思想の優劣は、その国の文化のバロメーターといつてよい。

明治以前における衛生については、安政五年、東山梨郡八幡村の名主・市川喜左衛門による「暴瀉流行日記」（甲斐志料集成一一）は、当時大流行したコレラ病に対する人情・風俗・衛生思想等をうかがうにたる珍しい一資料だが、当時「三日ころり」「一時ころり」病などと名付けられたコレラの伝染病も、草根木皮の漢方薬が唯一の治療薬であり、神仏のたたりとして熊野七社大権現神武御島の御姿を神棚に祭って、加持祈禱にたよるとか、「規氏將軍内懐中御守」なるものを門口にはる呪術による以外になすすべもなかったことがわかる。

西島・古長谷明細帳にある厄病神送りも、これら伝染病を神のたたりとする古来からの民俗信仰の一行事であった。

山梨県政六十年誌によれば、寛政九（一七九八）年幕府の典医石坂宗哲によって甲府医学所が開かれたが、これが本県における、は

じめての医学の殿堂であった。医師の技術を磨き、あるいは養成につとめるかたわら患者治療にもあたったといわれているが、本町切石、天野晃の先代天野覃（第九編参照）は、寛政十一年七月、この甲府医学所町方講師に任ぜられ、嗣子敬亮は嘉永初年、同所町方教諭に、西二は医学所世話と三代にわたり本県医学創業に功績があったことは、『甲州儒医列伝』に明らかである。

明治維新後、県下の開業医によって県病院設立運動が起こされ、不完全ながらも、これが結実して、やがて山梨県立病院として脱皮し、本県医学衛生の中心機関となったのであるが、まだこのころでも旧習が残っていたと思われることは、明治四（一八七一）年、甲府県庁の名において疫病神に対する退散状が出されたことから当時の事情を知ることができる。

明治初年ころの衛生面における施策の重点は、病院開設と種痘と大掃除にあつたように思われる。

わが国の種痘は安政五（一八五八）年ジェンナー式種痘を目的として設立した種痘所に始まるが、英国のジェンナーが種痘を始めた一七九六年より六二年後である。

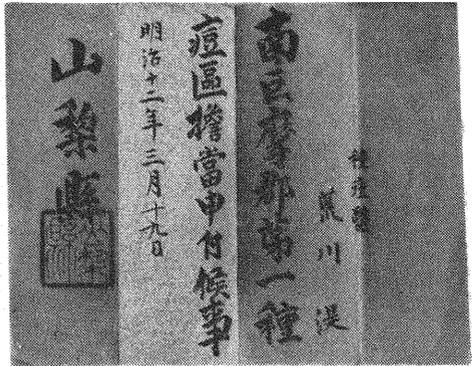
本県では明治四年二月に種痘局を設け、山梨・八代・巨摩の三郡に出張所を置いた。山梨県史（通巻十明治四年）によると、

明治四年二月二日 詳  
 始テ種痘局ヲ甲府共  
 立病院ニ置キ所在医  
 師ヲ撰テ種痘許状ヲ  
 与ヘ三月日 詳ニ至  
 ツテ其出張所ヲ山梨  
 八代巨摩ノ三郡ニ置  
 ク(各出張所ニ医師  
 或人世話役或人之ニ  
 属ス而テ其医師ハ本  
 院ノ許状ヲ与フル者  
 世話役ハ県庁ノ命ス  
 ル所ナリ)  
 十月日 詳  
 ナラス亦之ヲ都

留郡ニ置ク今其地名及ヒ規則ヲ左ニ録ス  
 山梨郡 八幡北村 上於曾村 勝沼村  
 八代郡 東原村 小石和村 市川大門村  
 巨摩郡 島上条村 河原部村 藤田村  
 村山西割村 台ヶ原村 古市場村  
 都留郡 谷村 中初狩村 小沼村 切石村  
 真木村 葛野村 上野原村 大見見村  
 桐原村

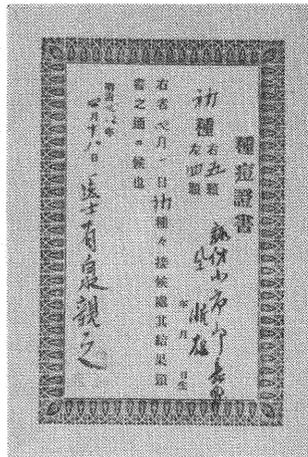
種痘規則序言

今般甲斐全国在々便宜ノ地ニ種痘出張所相建最寄村ヲ配当シ、  
 ………………良法ヲシテ偏ク國中ニ行ハシムヘシ就テハ是迄



種痘医辞令書

庸医巫祝ノ徒猥ニ未熟ノ術ヲ施シ往々天然痘ニ再感スルニ因テ  
 大ニ人心ヲ疑惑セシム是厚キ御趣意ニ悖リ以ノ外ノ事ニ候以後  
 猥ニ此術ヲ行フ事ハ禁止タルヘシ……………以下略



種痘証書

さて、文明開化の風はしだいに山深い本県にも恩恵をもたらすに  
 いたつた。明治一〇年ならびに一二年の兩年にわたり、県下に伝  
 染病が猖獗をきわめたさいのごときは、県庁と開業医が協力し、予  
 防法・撰生法について県民をよく指導した結果、疫病に対する恐怖か  
 ら急速に大衆の関心を衛生に向けさせることができたのであった。  
 県に衛生課が置かれたのは明治一〇(一八七七)年であるが、越え  
 て明治二二(一八八九)年ごろからは日本赤十字社山梨県支部・私  
 立山梨衛生会・山梨県医師会・山梨県看護婦会等が設立されるに  
 たつた。

明治二四(一八九一)年には伝染病予防法が制定され、衛生行政  
 は次第に取締まり行政から指導行政へと志向されるようになった。  
 しかしながら衛生機関は発達せず、現在のように適切な対策を施

第一章 保 健 衛 生

すすべもなかったもので、いたるところに伝染病が多発し、村予算の大半をこの対策に充てなければならぬようなこともあった。

明治二八（一八九五）年コレラ、赤痢流行す。大日本衛生会山梨支部発足する。

明治三〇（一八九七）年夏季より秋季へかけて全県下に赤痢猖獗し、罹患七千名に達する。

明治三二（一九〇〇）年赤痢流行、県に臨時防疫所を設置する。

明治三四（一九〇一）年赤痢流行、跣足禁止令発布

このように、伝染病の発生と相まって衛生に関する諸法令も施行されるとともに取り締まりが強化され衛生思想も次第に向上した。ここに大須成村事務報告の一端をのせ、当時の状況を知りたいと思う。

明治三八年大須成村事務報告から、

一、衛生、伝染病患者ハ全村通シテ一人ノ病者ハ見ズ只ダ平須区ニ実秩手利亜類似患者一人アリシノミ

一、種痘ハ春期ニ七拾老人接種内善感三拾六人不善感拾六人秋期ニ臨時共接種人三百五拾人内善感八拾五人不善感式百七拾五人以上不善感者ノ多キ臨時ニ至時候寒気甚

一、衛生組合員ハ当該吏員ト共ニ組合衛生ニ関シ熱心ニ事務ヲ執行セリ

一、清潔消毒方法ニ付テハ個人ニ於テ施行シタル戸数ニ百四拾壹戸町村ニ於テ消毒法施行ニ要シタル夫四人再掃除ヲ為サシメタル者二十二戸井戸及下水芥溜等ヲ掃除シタル者ガ二拾七戸村ニ於テ消毒

明治41年度曙村歳入出予算から（歳入出合計2,167円650）見た衛生費（3.93%）の状況

第5款、衛生費	円	
	55,200	
第1項、伝染病予防費	52,200	
1. 種痘費	7,000	
2. 予防委員ニ関スル諸費	2,400	委員2人1人勤務日数3日、1人1日手当40銭
3. 伝染病予防事務費	3,000	備品修繕2円、炭25銭、筆、紙、墨50銭
4. 伝染病予防隔離病舎費	21,800	
5. 雇入料	4,800	事務所雇1日30銭ずつ4人分1円20銭、炊事人夫1日1人30銭ずつ4日分1円20銭、消毒夫1日60銭4日分2円40銭
6. 消毒所ニ関スル諸費	5,400	消毒薬品3円、消毒夫1日60銭4日分2円40銭
7. 交通遮断ニ関スル諸費		
8. 貧民患者並ニ死亡ニ関スル諸費	5,000	貧民患者1人分2円、死亡取扱費3円
9. 清潔消毒法ニ関スル諸費	2,800	人夫1人30銭ずつ3人分90銭、消毒薬代1円10銭代理執行消毒薬及人夫賃80銭
第2項、雑費	3,000	
1. 雑費	3,000	



。産

妊婦の殆んど全部は妊娠五ヶ月に至れば岩田帯を着くる事一般と同様にして分娩当日迄家業に従事す。

。分娩

村内に産婆一名一昨年来開業せるも半数以上は産婆を招かず自家又は近隣の老婦の手にて行わる。

前屈坐位にて分娩し襪を穿用う。

。産褥

初産の場合は五、六日間臥床す其他は大抵二、三日にて離床す。食餌は魚類・脂肪分・果物・糠味噌漬、塩漬等は忌食物として之を忌み野菜の味噌漬を副食物として粥を食するもの多し。

。衛生組合

本村には組合あるも伝染病患者発生の際及清掃法施行の際役員の事務に携わるの

西島村に同じ、

隣村飯富村に産婆一名存するも多くは之を招かず西島村に同じ。

二、三日の後は離床し家事飲食等の仕事に従事して一週間後離床するものは希なり産褥中は粥食を摂取する。

一戸毎日三錢ずつ支出し積金し組合員の貧困者伝染病に罹りたるとき会の決議により救急規定

みにて特に施設せる事項なしに従い、  
明治三十九年八月二十三日貯金  
額五六〇円八四五

額五六〇円八四五

その他主な記録を抜すいしてみるに、

一、飲料水は西島・伊沼、八日市場両村共に井水を用いるもの九割泉水溪水河水を用いるものを合わせて一割なり、井戸の構造は不完全なるもの多くして周囲よりの滲透を防ぐ事能はず。

水質は極めて不良にしてコロイド、有機質を定規以上に含むもの多くアンモニアを検出するものもすくなくならず。飲用水中飲用に適するものは西島村に於て二割五分、伊沼八日市場に於ては一割に過ぎず。

一、住民糞便検査の結果西島村に於て、蛔虫は住民の八割、十二指腸虫は住民の約三割五分、鞭虫は住民の二割五分を発見せり、何れの虫卵をも発見せざりしもの全住民の約一割五分なり。

伊沼・八日市場村に於て蛔虫住民の約六割、十二指腸虫住民の約一割、鞭虫住民の約三割、何れの虫卵をも発見せざりしもの全住民の約二割五分なり。

一、トラホーム患者は西島村検査人員二〇七五名中八〇五名にして、その百分率三八・七九、伊沼・八日市場村検査人員七九一名中二〇七名を有し、百分率は二六・一にして何れも極めて高率を示す。

一、両村共に飲料水の改善とトラホームの予防治療は衛生上最も急務なりと認む。

と記してあつて当時の状況を知ることができる。

昭和一四年西島村事務報告から。  
五、衛生に関する状況

1 伝染病予防の状況、近来衛生思想発達と公德心の向上とにより伝染病を出さざりしが本年はジフテリア一名腸チフス患者一名を出したるは頗る遺憾とする処にて、今後大いに警戒の要あり。伝染病発生の都度委員、主任書記、衛生組合長、駐在巡查等出張し徹底的に消毒方を実施す。

2 清潔方法施行日、自四月十五日 至十六日 二日間  
検査日 四月十七日

3 種痘の状況、四月二十五日執行したり。

第一期 接種人員 五八人 猶予者 五人 善感 五三人 不善感 一人  
第二期 六九人 善感 六二人 不善感 七人

4 トラホーム予防状況四月十二日静川村切石小学校に於て執行

本村検診者 壮丁 二八人 営業者 九八人  
検診の結果患者 壯丁 五人 営業者 二三人

5 衛生組合の状況、村内に八組合あり、各組合に組合長及代理者一名を置き衛生に関する一切の事項に付き注意監督の任に当たり遺憾なきを期せり。

6 乳幼児、九月五日乳幼児の一斉検診を執行したり。

7 結核並チブス予防デーの状況、結核予防デー、チブス予防デーには警防団と協力し宣伝ビラを配布すると共にポスターを村内要所に掲示し衛生思想の普及に努めたり。

8 伝染病隔離病舎の状況、隔離病舎の設備は常備の器具薬品の補充をなし万一の際に遺憾なきを期せり。

と、漸次、関係者の努力と衛生思想の普及により向上してきたことがうかがえる。

昭和一二(一九三七)年には保健所法の制定により日下部保健所が設置され、一九年には同法の改正により、甲府・韮崎・谷村・石和・吉田とともに身延保健所が設置され、身延保健所は峡南地方保健指導の中心となり、このころからの衛生思想は急速に向上しはじめた。

昭和一八年三月二日、山梨南詢医団は大須成村に第一三回巡回医事相談を開設した。村民三三〇余名を診療したがその時の総合所見をまとめてみると、

1 現在、医師なく、西島・切石まで約四キの山道を通院するを要し医療に非常なる不自由を生ず。住民は質朴、協力一致し極めて平和、多くは農業に従事、その五割は養蚕を営む。米麦は少しく不足、村民の大部分は農閑期を利用して出稼する。従って今回の医事相談も農閑期のため男子不在の時期に当たったため次のような結果となる。

全患者数 三四〇名(延数) 男 一〇一名 女 二三九名

2 村の生活は豊かなように見受けられる。建築物は相当よく、殊に軒は高く多くは南面、家内に日光入り通風も考えられている。これは、この村に結核が殆んどないことと照し合わせうなずけることである。

3 内科的には気管支喘息が非常に多い。

4 リョウマチが全患者数の約一割で多く家屋の造りは原因していないようであるが、過労などもその一つの原因と考えられる。

5 「耳だれ」中耳炎多い。医師に遠いための療法不十分である。  
 6 トラコーマ患者は受診者の約四一割で多くはない。各家庭とも水に不自由しないこと、通風排煙の完備が大きな役割をもっている。（「多くはない」とは他の村と比較してである）

7 昭和一六年この村に赤痢の大流行のとき、水道のある久成部落には一名も発病しなかった。水道のありがた味が現実に体験された。それにしても濃過池が道路に近く、行人のために汚される恐れがある。久成以外の部落においても水道の新設が是非必要である。

8 歯科の治療についてはほとんど省みられていない。

9 婦人科受診率は高く、これは教養の程度の高いことを明らかに物語っている。

以上、総合所見を抜き書きしてみたが、無医村のために村当局ならびに関係団体の一貫した指導と努力とが現実に現われ、環境衛生・個人衛生など順次向上の一途をたどっていることがうかがえるが、まだ多くの問題点をはらんでいる。

これらは、ひとり大須成地区だけでなく他の地区に於ても多少の差こそあれ同傾向の実態と考えられる。

昭和二〇（一九四五）年甲府市の戦災に次ぐ終戦で、県民生活は窮乏し、伝染病は蔓延した。連合軍進駐までの数か月間は、戦災による傷病者救済と伝染病の防止にすべての医療機関を動員し、悪条件の中にも、その困難を克服した。連合軍は衛生行政に大きな関心を寄せ、新しい法律の公布と共に保健所の強化拡充を図って衛生水準の向上を計らせ、これに伴い、県は衛生課を衛生部に昇格し、医



生 ワ ク チ ン 投 与

務・予防・公衆衛生・薬務の四課を設けるに至り、細菌対策・衛生思想の普及・予防接種の実施・環境衛生の向上に努めた。

本町においても、関係機関と連絡を密にして衛生行政上遺憾のないよう努力してきた。町民もまた取締まられる受身の立場から脱して自主的立場に立って保健衛生の向上に努めるようになり、予防医

学に重点がおかれるようになった。  
 ここに昭和三年の保健衛生事業の一端を記し当時の状況を知りたいと思う。

- 1、大掃除実施 春季（五月） 秋季（一〇月） 全町一斉に実施、あわせて害虫駆除も行なった。
- 2、狂犬病予防接種施行 登録頭数一三九頭 施行頭数（春秋）延二七八頭
- 3、種痘 施行者一期一三五人 二期二二五人 三期一四九人
- 4、ジフテリア予防接種施行 完了者五二九人 未完了五八人

- 5、腸バラ子防接種施行 一般二九八一人 学童一八九三人
- 6、結核予防事業 ツベルクリン反応二八七八人  
BCG接種 一三四九人  
レントゲン間接撮影 一六四六人  
精密検査 三七人
- 7、伝染病発生 赤痢一人 日本脳炎一人
- 8、地方病対策 患者治療 三七人  
殺員作業 のべ九日 撒布面積のべ八一町歩  
溝渠工事 のべ一九六人(原地区)
- 9、保健婦事業
  - イ、健康相談 三四・四% 母性一一一件 乳幼児六五九件  
成人および結核三六九件
  - ロ、集団検診 五・〇% 血圧測定四四五件
  - ハ、家庭訪問 二三・四% 母性前後、乳幼児学童、成人、結核患者、精神病患者、伝染病接触者
  - ニ、その他 三七・二% 衛生教育、ユニセフ配給、基礎統計  
その他

昭和四五年度保健衛生事業計画

- 四月 第一回狂犬病予防注射 殺虫剤配布 ツベルクリン反応注射 BCG接種 不用犬収集
- 五月 第一次レントゲン検診 日本脳炎予防接種 宮入貝せい息調査および殺員作業(PCPNA) ポリオ生ワクチン投与
- 六月 水道水質検査 地方病予防塗布薬(ベンレート) 配布

- 七月 宮入貝殺員作業(ユリミン剤) 地方病溝渠測量 第二次レントゲン検診不用犬収集
- 八月 宮入貝殺員作業(ユリミン剤) 水道施設巡回指導 地方病検便
- 九月 宮入貝殺員作業(ユリミン剤) 種痘接種 水道水質検査  
第三次レントゲン検診
- 一〇月 宮入貝せい息調査および殺員作業(PCPNA) 第二回狂犬病予防注射 殺鼠剤配布 百日咳・ジフテリア・破傷風混合注射 地方病溝渠改良工事入札・施工  
第一回一般住民検便 インフルエンザ予防接種 第二回百日咳・ジフテリア・破傷風混合注射 不用犬収集  
水道水質検査 ポリオ生ワクチン投与 第三回百日咳・ジフテリア・破傷風混合注射
- 十一月 第二回一般住民検便 不用犬収集
- 十二月 飯富畔畔改良工事施工 献血実施 第三回一般住民検便  
環境衛生溝渠改良工事施工 検眼実施  
成人病検診(胃・心電図) 水道水質検査 駆虫実施
- 三月

第二節 公衆衛生

一、身延保健所の活動

昭和二〇年九月、連合軍の軍政部が甲府市に置かれ、占領下の公

衆衛生行政がはじめられた。そしてその活動は、終始保健所が負わされた。米軍直接の指示、監視のもとで防疫・性病予防・ネズミ族、コン虫駆除・食品衛生など多岐多様にわたるめまぐるしい活動が重ねられた。すなわち、

昭和二〇年一月花柳病予防法の特例により患者の届けの受理・治療命令など保健所が中心となつて実施する。

二一年四月には、ネズミ族・こん虫対策として村の衛生班の実践活動の指導と監督を行ない、また、この時から食品衛生監視業務もはじめられた。

二二年九月には保健所法の全面改正により、公衆衛生の全分野にわたる指導・結核・性病・歯科疾患の治療から、公衆衛生の向上を図るために必要な試験検査まで実施できるようになった。

二四年四月より村の保健衛生事業と国保の保健施設を総合指導することに なつた。

二六年町村保健婦の緊密化の促進により結核患者管理の円滑化が図られ、また母子衛生、栄養改善指導など業務活動が増大した。

二七年から栄養改善法・清掃法・水道法などの制定をはじめ、「蚊とハエのいない運動」の展開、さらに育成医療・未熟児養育制度が設けられた。

以上のように、住民一人一人のきわめて身近かな、しかも大切な健康を守るための公衆衛生施策が身延保健所を中心機関として進められ、町の衛生行政との緊密な提携により公衆衛生の向上を図っている。

## 二、食生活の改善

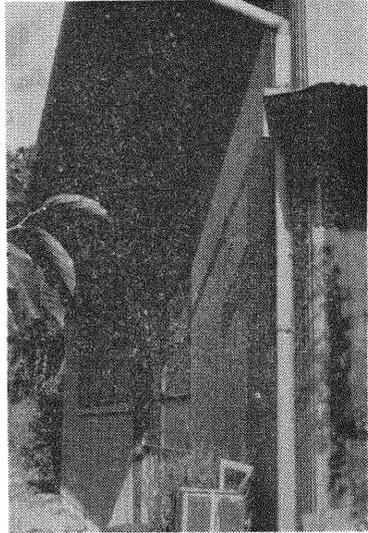
昭和三一年の本町における食生活の調査結果によると、「主食は別として特に副食物が季節に支配されかたより、肉類はほとんどらず魚類が最近次第にとられるようになってきた。

殊に農繁期においてはあれやこれやと食事に頭を使うひまもなく年寄りのいる家ではほとんどが炊事を年寄りにまかせているので、昔のままの簡単な食事で主食ばかり多い食事が続いている。

その上、平均傾斜度二〇度―二五度もある土地で働く農家においては特にかただに無理がかかるので、適当な労働時間と休憩についての指導と共に、蛋白質、カルシウム、ビタミン等の摂取に注意した栄養指導が必要である。農村に多いワン足、胃下垂、中風、神経痛等も食生活の改善と労働時間の改善指導により漸減されてゆくものと思われる」と指摘している。

こうした現状の中から、各部落においては婦人会が中心になり農繁期における食生活の改善について講習会・研究会が開かれた。

八日市場地区では、昭和三六年、望月さだ・高松みつじをリーダーとする揚光会が中心となつて農繁期二週間の副食給食をはじめた。はじめの年は山梨学院大学栄養科の生徒の協力を得て、料理指導を受けながら共同選果場を間借りしての不自由な給食であったが、三九年には揚光会員ならびに地区民の協力で約一〇坪の独立共同炊事場が完成し、料理も講師を招いての講習会や会員相互の研究で会員だけで作ることができるようになり、整った設備の中で毎年



八日市場共同炊事場

の農繁期には栄養価のある給食を実施している。

昭和三十一年の調査より十年余、この間、栄養思想の向上と、経済および食糧事情の好転により食生活の改善には顕著なものがあり、特に農家の食生活の改善は目ざましく、非農家の生活と肩をならべるまでになった。この結果、最近では栄養に基因する疾病は著しく減少し、青少年の体格も国や県の平均と変わらないまでになっている。

### 三、母子衛生

愛育組織活動のおこりは、昭和八年、皇太子殿下の誕生を記念して、母子の健康を図るための御下賜金により、財団法人母子愛育会が誕生したことに始まる。

これが基点となって住民の自主的活動による愛育組織活動が行な

われるようになった。

本町では西島母子愛育班のように独自の組織活動を進めている地区と婦人会が兼ねて活動を進めている地区とにわけられるが共に活発な活動を展開している。

その事業内容としては、乳児検診・母性検診などの母子を対象とした事業から、家族計画・栄養指導・血圧測定・環境衛生・各種予防活動まで足もとの身近な問題にまで取りこんでいる。

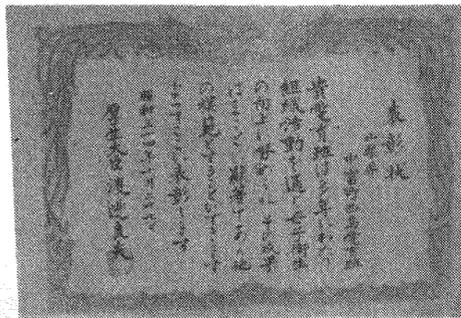
ここに昭和三十三年五月三十一日山日新聞掲載の西島母子愛育班の活動を載せてみる。

『産児は全部標準以上 知事表彰の中富町母子愛育班

毎月の検診で成果あげる。(33・5・31、山日新聞)』

足かけ三年間乳幼児・妊産婦の検診・受胎調節を行ない産児みんな元気に育てあげ、標準以下の子供は一人もなかったという立派な成果をあげた中富町西島母子愛育班(班長笠井松代)は、このほど優良愛育班として知事から表彰された。その足跡と今後の計画は、

▼組織、三〇年八月班を設立、まず会員一八〇名に育児衛生の講習



西島愛育班の表彰状

会を開き、研究所見学、毎月の検診を実施してきた。その結果、乳児・妊産婦の死亡がなくなり、体位がぐんぐん上って全国平均を上回った。

▼受胎調節 三〇年九月から毎月二五歳から四五歳までの婦人を対象に実施、指導を行なった。効果は九〇割で部落の出産者数は四一人で、二六年の七九人、二七年の七五人、二八年の六五人、二九年六二人に比べて三〇割から五〇割の減になった。

▼宣伝活動、受胎調節は婦人ばかりでは徹底しないため、部落内の二五歳〜三五歳までの男子希望者八六人を対象にして、婦人の指導と並行して受胎調節の懇談会や、映画会を開いて協力を求めた。さらしゅうとの理解と協力を得るため、五〇歳以上の婦人を集めて育児と妊産婦の保健衛生についての話し合いを行ない、新しい育児法を教えた。このため二、三年の間に衛生思想が向上してだれも病気がかからないようになった。同部落の有泉医師の話によると愛育会が生まれてから法定伝染病患者は一人も発生しないという。ここでことはさらに毎月一回血圧測定（四〇歳以上）を行なって健康を保証、明るい住みよい町造りを推進することになった。と記載している。

ユニセフ・ミルク 昭和三一年国際連合児童基金（ユニセフ）より日本の妊産婦および就学前児童の健全育成を図る目的で蛋白質摂取のじやうぶんでない人達に脱脂粉乳を無償で配給するようにと奇贈された。はじめは愛育組織が結成されている市町村に希望により実施していたが県予算により三五年には妊産婦三、四一八人に配給を実施するようになった。

ミルク配給により妊婦届が早期に届け出されるようになり、妊娠中毒症・未熟児予防上大いに効果が上がっている。中富町の昭和四四年度における支給は左のとおりである。

配給数量 一人一か月 七四〇グラム  
支給対象 分娩前六か月の妊婦（六九日間）

昭和四五年度より分娩前六か月の妊婦・分娩後三か月の産婦に実施する。

配給人数

配給月	人 員
4	13人
5	17
6	25
7	27
8	30
9	29
10	27
11	28
12	28
1	26
2	32
3	41
計	323

第三節 環 境 衛 生

健康を保持増進し、明るく、楽しい生活を営むための第一の要件は環境衛生の改善にある。健康生活上障害となっている原因を除去し、あるいは障害になるであろう生活環境に対して予防策を講ずる必要がある。住居や飲食物を清潔にし有害なものを取り除き、水道や塵芥、し尿の処理を適切にし、蚊・蝇・ねずみ等を撲滅し、なおかつ公害防止などの環境衛生の改善が必要である。

昭和三〇年に旧西島村、静川村を対象に保健衛生について調査し

表1 環境の衛生状態について

	よ い	普 通	悪 い	何ともいえ ない、わか らない	計
西島	19 (33)	13 (22)	19 (33)	7 (12)	58 (100%)
静川	8 (19)	21 (50)	10 (24)	3 (7)	42 (100%)
計	27	34	29	10	100

た結果をみると、「あなたの家や近所の保健衛生状態はよいですか」の設問に対して表1のような回答を得ている。このうち「悪い」と答えたものの理由を聞いてみると表2のようである。

表2 改善を要する点として指摘した事項

	西 島	静 川
ほこりがひどい	1	1
水道設備がない	3	1
蚊、蠅が多い	7	3
便所が汚い	2	2
排水が悪い	10	3
台所が汚い	1	4
衛生観念がない	3	1

西島では「排水」「蚊・ハエ」の問題の解決が望まれているし、静川では「蚊・ハエ」「排水」の問題とならんで「台所」の問題が上がっている。

翌三一年には西島、静川よりも自然条件の悪い山村部落の大塩・

表3 改善を要する箇所の希望調査

項 目	部 落			計
	大 塩	中 山	大子山	
ハエをなくしたい	7	11	7	25
蚊、ノミをなくしたい	6	5	2	13
炊事場の改善	11	11	5	27
便所の改善	14	5	1	20
下水道の清掃	8	3	2	13
水道をひきたい	4	3	2	9
家の構造を改良したい	1	2	1	4
家畜小屋の改良	2	2	0	4
時々家の消毒をしたい	1	0	1	2
ゴミ捨場の完備	2	0	0	2
風呂場の改良	3	1	0	4
衛生指導の必要性	4	0	0	4
道路拡張	0	0	1	1
倉庫を作りたい	1	0	0	1

中山・大子山を対象に調査した結果をみると、「あなたの家や近所の保健衛生状態について改善する必要があると思いますか」という設問に対して、必要があると答えた人は、大塩一人、中山一人、大子山一人、計七人、計七六人の人に対してどんな箇所の改善を希望しているかを項目別に調査したのが表3である。

この結果から「ハエをなくしたい」から「水道を引ききたい」までの六項目を一番多くの人たちが希望していることがわかる。

これを実施の面からみると、希望者の約九割以上の人たちは実施不可能であるといっている。その理由の主なものとは次の如きものである。

- 1、家の経済状態ではどうにもならない。
  - 2、労働に追われて実施する余裕がない。
  - 3、家など修理したいが課税されるから修理もできない。
- 以上の三つに大別されるが、これでわかるように保健衛生改善は多くの人が賛成するけれども、一たんこれを実施しようとする、前のような理由で不可能となり、ここに環境衛生改善の問題点が生ずるのが本町全体の実態であった。

ここに環境衛生改善のために一人でできる問題と一人ではできない問題とにわけて、一人ではとうていできない問題は町・部落ならびに環境衛生改善のための組織などによって国や県に働きかけ、漸次改善に改善を加える必要性が生じてくる。

以下、本町の環境衛生改善の主だったことを挙げてみる。

### 一、蚊とハエの駆除

蚊とハエなどの撲滅は、従来伝染病予防対策の一環として進められてきたのであるが、昭和二六年以来、特に蚊とハエの駆除事業の推進をはかってきた。当初は薬剤による駆除対策が重点であったが発生源を除去する環境衛生の改善へと進められた。

昭和三〇年、国が提唱した「蚊とハエのいない生活実践運動」に呼応して、この発生源対策を強くとりあげ強力に進めた。かねてよ

り婦人会等が中心になって便所のふたの取付け、ドブの清掃等衛生方面に注意を払ったのでまだ充分とはいえないがその成果はあらわれ、さらに生活改善へと進展している。

最近、町内で養鶏その他の家畜の飼育が盛んになったので、これがハエの発生源となっているので、この対策として畜舎の衛生的な管理が急務とされている。

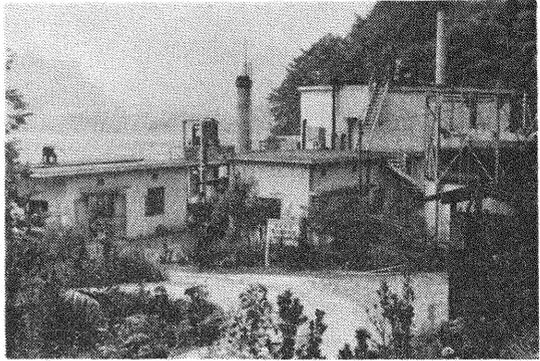
### 二、清掃事業

文化的生活の向上は、人口の増加に伴い、人間生活の残りかすである汚物が増加し、汚物処理施設の建設は緊要なものとなっている。ところで、し尿・ごみの処理についてこれが制度化されたのは、明治三三年三月法律第三一号をもって公布された「汚物掃除法」が始まりである。この法律の制定以前は地方の任意に放置され、国として統一的に取り扱うことがなかった。

汚物掃除法制定後五十年間における人口の増加・産業の発達・文化的生活の向上は著しく、その反面、公衆衛生上問題が生じ今日の社会情勢に即応しての清掃事業を行なう上において、じゅう分にその機能を果たすことができなくなり、そのため昭和二九年四月法律第七二号で「清掃法」として全面的に改正され現在に至っている。

### し尿の処理

近年は農業労働者の減少、化学肥料の普及発達、さらに消毒業常

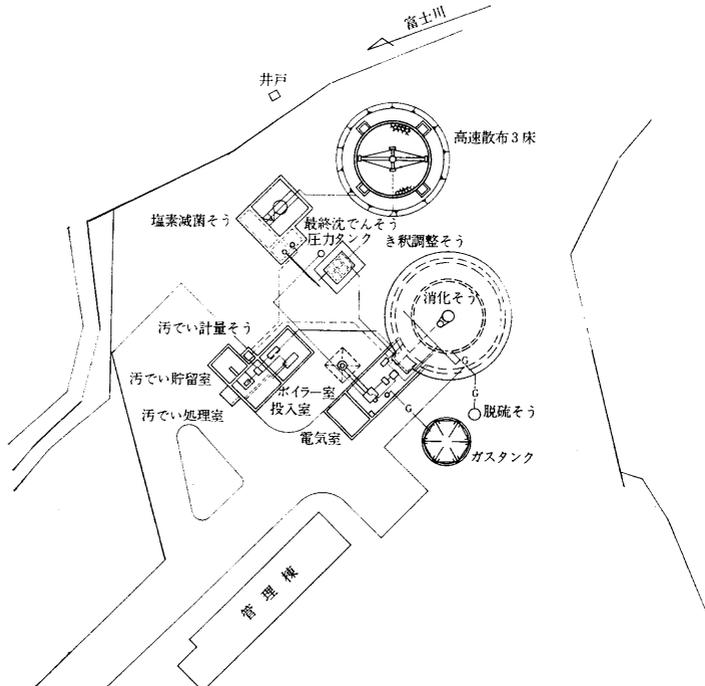


し尿処理場（峡南衛生組合）

用による、し尿の肥料としての成果の減退などにより、営業用バキュームカーによる、し尿の汲取量が著しく増加してきた。しかしながら汲取りし尿の増加に見合う処理施設がないために付近の河川・山林などに捨てるのが現状であった。しかし、

このような原始的な、し尿の処理は環境衛生面から何らかの対策を講ぜねばと痛感している折、たまたま六郷・下部の両町においても同じ問題を抱えておったので、早急に三町の間で共同し尿処理場建設の話が進められ、三八年一月二日一部署務組合の設立、三九年二月一〇日正式に県の許可を得て峡南衛生組合が発足した。

そして、三九年八月、三機工業株式会社と契約が整い、同年一月工事に着手し、以来約一年を経て竣工を見た。この間、関係者の



峡南衛生組合し尿処理場配置図

非常な努力と関係官庁の指導、さらに土地所有者の格別な協力、また施工者の努力によりりっぱな、し尿処理場が完成した。  
この施設は六郷町花貝曾利の三、〇三〇坪の敷地に建設され、日量二〇キリ（二〇、〇〇〇人分）のし尿を処理する能力を有し、こ

# 第一章 保 健 衛 生

の施設建設のための総事業費は四二六二万円を要し、国庫補助金・県費補助金・起債・三町の負担金をもって充当した。

この近代的処理場の完成によって本町住民の待望であった地域環境衛生の改善に果たす役割はきわめて大きいものがある。

本設備は、し尿を三〇度～三五度Cの消化そう内で約三〇日間嫌気生菌の繁殖による酸酵消化を行ない、消化ずみのし尿は清水および最終沈でんそうからの再循環水で希釈混合をして適当な濃度にし、高速散布ろ床を通過させて好気性微生物の生活作用による浄化を行ない、さらに最沈でんそうで浮遊物を沈でんさせた後塩素滅菌を施して放流している。この一連の処理により放流水のB・O・D値が管制され、清掃法規定の各種基準に合うようにされる。消化そうに沈でんした消化汚では、底部から引きだして遠心分離機で脱水分離させて処分する。

また、消化そうで酸酵分解により生成されたメタンを主成分とするガスは、加温用ボイラーの主燃料として利用している。

## 塵芥（ごみ）焼却場

塵芥処理事業は、町の生活環境を清潔にして、住民の公衆衛生向上に寄与する地方自治体の主要施策の一つである。近年著しい経済発展に伴って、排出されるごみの量はますます増大して、これの収集はもちろん、終末処理にいたっては、地方自治体が直面する共通の重大問題となっていた。

今まで、ごみの処理については、適当な場所がないために沢や空地に捨てたり、焼いたりしていたが、甚だしいものは公然と河川や堤

防に投棄して環境衛生上また水防上にも大きな問題となっていた。こうした緊急を要する現状からして、町当局では、この問題に早くより取りくんできた。たまたま、六郷・下部の二町においても清掃事業に共通の問題をもっていたので、三町長が相ばかり峡南衛生組合（中富・六郷・下部町）を設立し、し尿処理場・火葬場、と建設した。四四年九月には身延町も加入し、懸案のごみ処理建設へとふみ切った。

。ごみ処理場建設経過について

昭和四四・九・八 下部に於て組合議会の開催

・ごみ処理場建設の件

一一・八 身延町し尿投入の申し入れに関する件  
三町長投入につき賞書きの作成

一・九 身延町加入

一二・一五 組合規約の全面改正議決

四五・二・一九 四町長ごみ処理場建設申請の事前協議

二・二七 身延町加入に伴う計画変更の申請書提出

五・二三 起債申請の提出

五・一九 県広域行政奨励費補助金の交付  
(各一二〇万円)

七・四 起債増額申請

八・二三 国庫補助金の決定（四五〇万円）

八・一九 県費補助金の決定（二七〇万円）

八・一九 起債内示額の通知を受ける

国庫補助基本額事業の概要

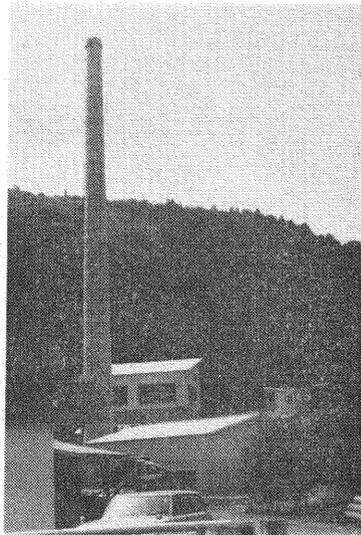
イ、煙突工事	頂口径	1 m(φ)×長さ35m	鉄筋コンクリート造り
ロ、燃焼設備			
傾幹ロストル	2組	铸铁製	
1段燃焼ロストル	2組	铸铁製	空気圧シリンダ駆動
2段燃焼ロストル	2組	铸铁製	空気圧シリンダ駆動
後燃焼ロストル	2組	铸铁製	空気圧シリンダ駆動
空気圧縮機	1基	容量345 l/mm	吐出力 7 kg/cm <sup>2</sup> 3.7km 自動アンダー方式
ハ、投入設備			
投入シュート	2組	铸铁製	
投入ロゲート	2組	铸铁製	2重ゲート方式 空気圧シリンダ駆動
ニ、灰搬出設備			
スクレーバ・コンベヤ	1基		
灰バンカ	1基	容量3 t	

。設置しようとする施設の処理対象人口と規模  
 人口 二三、四四九人  
 規模 二〇T/D  
 。事業計画

一〇・七 工事請渡しについて組合議会  
 (中富町役場)  
 三機工業請負決定

三、火 葬 場

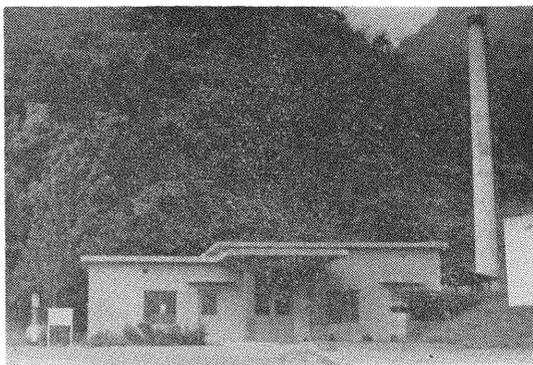
わが国においては、古来より土葬がたてまえであったため農村では最近まで火葬場の必要がなかった。本町においても同様であつ



工事中の塵芥焼却場

。工事着工予定 昭和四五年一月一日  
 。竣工予定 〃 四六年三月二五日  
 。財 源  
 総事業費 四〇、五〇〇、〇〇〇円  
 内 訳 国庫補助額 四、五〇〇、〇〇〇円  
 起 債 二九、六〇〇、〇〇〇円  
 県補助額 三、九〇〇、〇〇〇円  
 一般会計 二、五〇〇、〇〇〇円

第一章 保 健 衛 生



火 葬 場

た。止むなく火葬にしなければならぬ時は大体習慣上きまっていた。多くは富士川・早川の河原や部落より離れた原野が臨時の火葬場となっていた。

しかしながら時代の進展と共に土葬より火葬へと人々の考えも変わり、近代的な火葬場の必要を考えるようになってきた。たまたま本町においては広域行政の方針にもとづき六郷・下部の両町と協議

し昭和三十九年二月峡南衛生組合を設立し、四〇年には、し尿処理場の完成をみたので直ちに火葬場の建設にとふみ切った。その設置概要は左のとおりである。

四一・六・一五 火葬場一基一棟起工式

八・三〇 竣工 総工費五七七八千円

財源内訳起債 二五〇万円・一般財源

三七七八千円

一〇・一〇 霊柩車購入 購入費一三五万円

一一・一一 炉使用始め  
四四・一一・一〇 身延町組合加入に伴い炉一基増設  
一一・三〇 竣工 総工費三〇〇万円

昭和四一年一月以降の火葬数は左表のようである。

火 葬 数 調 査 (S45.7.31現在)

昭和	男		女		計
	人	人	人	人	
41/1	6	11	2	2	3
42	男女計	28	19	17	16
	男	17	11	11	3
43	男女計	42	39	42	28
	男	31	14	14	9
44	男女計	96	72	32	28
	男	68	27	16	20
45	男女計	48	24	16	11
	男	31	13	6	2
7/30	計	72	6	2	1
合計					385

なお、使用料および手数料として大人四千元、小人二千元(二〇歳未満)を支払うことになっている。

峡南衛生組合同約

(組合の名称)

第一条 この組合は峡南衛生組合(以下「組合」という)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 組合は六郷町・下部町・中富町・身延町(以下「関係町

村」という)をもつて組織する。

第三条 組合はし尿処理事業・火葬事業・霊柩運送事業・ごみ処理事業の事務を共同処理する。

(組合事務所の位置)

第四条 組合の事務所は西八代郡六郷町鴨狩花具曾利一三八七番地に置く。

(議事)

第五条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という)の定数は一人とし関係町からそれぞれ三人を選挙する。

2、前項の議員は関係町の議会において、その議会の議員の職にある者のうちから選挙する。

3、組合議員の任期は、当該関係町の長及び議会の議員の任期に  
よるものとする。

4、組合議員に欠員を生じたときは、当該関係町の議会は直ちに  
補欠議員の選挙を行なわなければならない。

(管理者及び副管理者)

第六条 組合に管理者及び副管理者を置く。

2、管理者は関係町の長の互選とし、任期は二年とする。

3、副管理者は四名とし、管理者の属さない関係町の長及び管理者の属する町の助役の職にある者を管理者が選任する。

第七条 組合に収入役を置く。

2、収入役は管理者の属する町の収入役の職にある者を管理者が  
選任する。

(吏員その他の職員)

第八条 前二条に定めるほか組合に吏員その他の職員を置き、その  
定数は条例で定める。

2、前項の職員は管理者が任免する。

(監査委員)

第九条 組合に監査委員を置く。

2、監査委員は管理者が組合の議会の同意を得て組合議員及び学  
識経験を有する者のうちから各一名を選任する。

3、監査委員の任期は組合議員のうちから選任された者であつて  
は議員の任期によるものとし、学識経験を有する者のうちから  
選任された者であつては二年とする。

(経費の支弁方法)

第一〇条 組合の経費は関係町の分賦金・補助金及びその他の収入  
をもつて支弁する。

2、分賦金は国勢調査人口割及び均等割によつて組合の議会の議  
決により関係町が負担する。

3、分賦金の納期は管理者の定めるところによる。

#### 四、衛生組合

本町における環境衛生活動は主に衛生組合がこれに当たつてき  
た。

衛生組合は明治三年山梨県令第九号衛生組合規則により設立せ  
られたもので、公の団体ではないが区域を定めこれを設くべきこと  
を命ぜられたときは、その区域内に居住する者は組合に加入しなく

ではならず、その事業は隣保相助け相戒め、相互の健全幸福を図るものすなわち清潔方法・消毒方法・その他伝染病予防救治に関し協同施行するものにして、本組合のじゅうぶんに発達するときは防疫上偉大の効を奏することができるので力をその發達に注ぐべきものとして、各組合に設立委員を選定し規約を制定、県知事の認可を受けさせた。組合の組織は地区により多少の違いがあるが組合費は各戸を単位とし、組合長は各部落の組から選出された衛生委員の互選によるもので、区長が兼ねる場合もあった。事業は大掃除の励行・蚊・蠅の駆除、伝染病発生時の消毒、隔離病舎への奉仕等であり、役員は警察官・村の衛生委員・役場衛生係等と同行し戸別検査に立ち会い、下水清掃・畳や床下の清掃まで点検、時に再三の注意を聞かぬ場合、警察は科料を課し、環境衛生の整備・衛生思想の普及に努めた。ここに大須成村、共和村の資料の一部をのせその状況の一端を知りたいと思う。

○明治四〇年大須成村事務報告書より

- 一、衛生組合状況 組合長以下役員はよく組合格約を励行し時々組合内を巡視し清潔法施行の適否、汚物の掃除、患者の有無を調査し時々実況を警察官及役場へ報告する等注意周到なり
- 一、清潔消毒方法執行の状況 春秋個人において執行したるもの四百八十戸、村において消毒法執行に要したる人九人、再掃除をなさしめたる者十五戸、井戸及下水芥溜を掃除したる者二十人 五戸役員出務日数二十人

○昭和二年共和村郷土史より

衛生機関として各部落に衛生組合を設立し、各組合長・代理者・村当局及村会において選挙せられし当該委員並に所轄警察官吏と同一歩調のものにもつばら防疫事務に努めもつて患者を未然に防ぎ、不幸にも罹災者を発生せしときは予防及消毒と撲滅策を講究し専念尽瘁せられたり、過去十有餘年前にありては各部落とも多数の伝染性患者をみたる痕跡あり、当時は衛生思想、極めて薄弱なりしが年とともにやや向上し数年前よりは殆んど患者を見ず。

○昭和九年大須成村事務報告書より

- 一、衛生組合の状況 各区衛生組合とも組合長・代理者熱心に衛生に関する一切の事項に付、注意監督の任に当たり例年の通り石油乳剤の撒布をなし蠅の駆除並消毒を施行する等衛生上遺憾なきを期せり、尚、隔離病舎の管理・修繕等には遺憾なきを期せり。

戦後は家庭の衛生思想の向上に伴い加えて公民館活動や婦人会活動が活発となり衛生活動の余地が少なくなり姿を消していった。

終戦直後駐留軍は特に衛生行政を嚴重にし、DDTを散布し、蚊、蠅、蚤の駆除を徹底的に行ない便所便槽の密閉を命令した。

こうした駐留軍の徹底した行政と社会民主化の影響をうけて公衆衛生活動も地につき、しだいに生氣をおびてきた。

特に婦人会は婦人解放・男女同権の思潮の中にあつて、むしろ男性以上に文化生活のための学習に意欲を燃やし環境衛生の向上に努めた。こうした意欲と実践が中富町保健委員の設置となり、保健衛

生行政の協力機関として幅広い活動を推進するようになった。  
ここに中富町保健委員設置条例（昭和三四年三月二十七日公布）をあげてみる。

中富町保健委員設置条例

第一条 この条例は中富町保健衛生行政を円滑に推進するための協力機関として保健委員を設置することを目的とする。

第二条 保健委員の定数は各部落ごとに次のとおりとする。

西島	一八名	大塩	四名	平須	二名
久成	二名	切石	二名	夜子沢	六名
寺沢	二名	日向南沢	四名	手打沢	四名
矢細工	四名	古長谷	二名	福原	二名
梨子	二名	江尻窪	二名	中山	四名
遅沢	四名	八日市場	四名	伊沼	四名
飯富	六名	下田原	四名	宮木	四名

第三条 保健委員は中富町婦人会において推薦のあつた者について町長が委嘱する。

中富町婦人は毎年二月末日までに町長に推薦するものとし欠員を生じた場合はその都度推薦を行なうものとする。

第四条 保健委員の担当地域は第二条に定める所属地域とする。

第五条 保健委員の任期は一年とする但し再選を妨げない。

補欠により委嘱された者の任期は前任者の残任期間とする。

第六条 保健委員の報酬は年額千円とし年度末に支給する。

保健委員が任期中に退職し若しくは死亡した場合は退職若しくは

死亡した日の属する月までの分を月割によって支給する。  
補欠による委員の報酬は前任者の残余分を支給する。

附則

この条例は公布の日より施行する。

第四節 井戸から水道

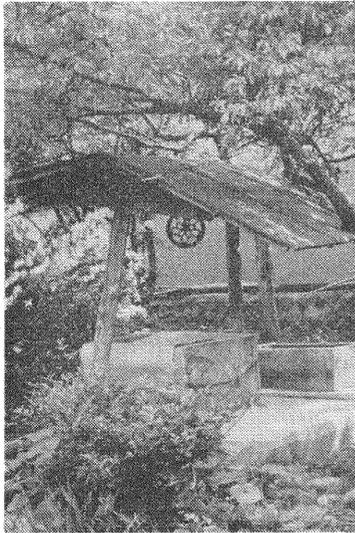
概説

人間の生活にきわめて重要不可欠である水、人体の七〇割は水分であるともいう水、昔の人がそんな理屈を知っていたわけではないが、生活するために一日も欠かせないところから水の湧く所に人が住みつく、そして部落の形成がそんなところから始まったものであることは容易に想像される。

本町の用水は、富士見山ろく地帯から流出する手打沢川・寺沢川・曙川と中部山岳地帯から流出する昭和川・夜子沢川・塩川・大子沢川・中沢川・かじや川・初沢川・天神川・田原川等があり、これらの小河川の上流には諸所に湧水が流出している。この湧き水は飲料水に利用し、水量豊富な河川は、かんがい用として利用してきた。

ここに大子沢川の上流の部落、大子山について述べてみたいと思う。

天然に水の湧き出る所に祖先の住みついた形跡がある。それは上



井戸 べ つ

見高根の水源地（石尊・釜の懐・舟久保等）がそれで、墓地などがその名残りをとどめている。しかし、何れも日照は悪いし、そんな地点ほど崩壊や流出の恐れが伴ったらしい。そこで原始的生活を営む当時の人々も、できる限り日照の良い所に水を求めて住み、人工を施して用水を得た。それが即ち井戸の始まりであったことは間違いない。「ヨシイケの井戸・オワコシの井戸」は最も古く、しかも湧出量も大であるのも、その証拠でもある。

井戸の初めは一四、五軒を単位に各々つるべ井戸を掘り、共同して井戸替えや繩うち、それに水神祭などの行事が行なわれた。しかし、時代が進むにつれて生活の不便から井戸の数もふえてきた。

当部落も明治初期には五〇戸を数えたと古老から伝えられているが現在でも戸数二〇戸で四〇か所以上の井戸の形跡が認められる。井戸の数が多くなっても場所の関係で少し日照りが続くと水が枯

れて、もらい水の例があつて人々は先を競つて水くみをした。洗たく物も「沢山」と称する大子沢川まで行つて洗うという生活が幾日も続いた。このようなことは、ひとり大子山部落のみに限らなかつた。

それでは当時の井戸の施設状況はどうだったろうか。ここに大正一〇年に県衛生課で調査した西島・伊沼・八日市場の飲料水について概要を挙げてみる。

西島村

飲料水一二種中

井水 九〇 溪水 二〇 泉水 一 河水 一

井水九〇を井戸の構造により分けると

石を積みたるもの 二九 木造のもの 四六

セメント製のもの 七 上部のみ石で木造のもの 六

掘りたるままのもの 二

井戸九〇を深さにより分けると

六尺以下 六 一〇尺以下 一 一五尺以下 一八

二〇尺以下 四八 三〇尺以下 一七

そしてこれらの水を検査した結果

飲用に適するもの 三〇

適さざるもの 八二（うち、濾過後適するもの 一五）

伊沼・八日市場村

飲料水六三種中

井水 五八 溪水 三 泉水 二

井戸五八を井戸の構造により分けると

石を畳みたるもの 二五 木造のもの 一八  
セメント製のもの 一 上部のみ石で木造のもの 六  
掘りたるままのもの 八

。井水を深さにより分けると

一〇尺以下 八 一五尺以下 二〇 二〇尺以下 二二  
三〇尺以下 六 三〇尺以上 三

。そしてこれらの水を検査した結果

飲用に適するもの 七

飲用に適さざるもの 五六(うち、濾過後適するもの 一〇)

そして次のように総括している。

飲料水は西島・伊沼・八日市場共に井水を用いるもの九割、泉水・溪水・河水を用いるものを合わせて一割なり、井戸の構造は、不完全なるもの多くして周囲よりの滲透を防ぐこと能はず、水質は極めて不良にして、クロール・有機質を規定以上を含むもの多く、アンモニアを検出するものもすくなくならず、飲料水中飲用に適するものは西島村において二割五分、伊沼八日市場において一割にすぎず。

このような結果はひとり西島村・伊沼・八日市場村のみでなく他の村もほぼ同様であったと推察できる。

河水より井戸へ、その井戸の施設管理がよくないため飲料水に適しないことがわかり施設管理には苦心したようであった。井戸さえあればの観念から完全なる井戸水を、の考えにかわり共同井戸やもらい水が多かった。

一方、富士見山ろく地帯においては湧水を利用して部落の上に貯

水池をつくり、竹樋で全戸に給水している部落が多かったが大雨や日照りのときなど問題が多かった。

大正末期から手押しポンプが普及し、戦後はモーターポンプが普及し、昭和三年新水道法が施行されるに至って、ようやく近代的な水利用がなされるようになった。

### 水道の現状

新水道法は、明治三二(一八九〇)年以来、六七年間水道行政を規制してきた旧水道条例を改正して水道の敷設および管理を適正かつ合理的にし、水道事業を保護育成して清浄で豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するために定められたもので、これより水道行政は目ざましい発展をみるに至った。

水道は、伝染病を防ぐはたらきをする。

水道は、台所を明るくし、家事のむだをはぶく。

水道は、消火に活躍するほか、いろいろな産業に利用さ

れ、社会活動のささえとなる。

このように水道は私たちの生活に欠くことのできない施設であるが、まだ、いろいろの問題をかかえているのが現状である。

本町における水道施設普及状況を郡下の他の町村と比較してみると次の表のようであり、中富町人口の八四・五割が給水を受けている。

第一章 保 健 衛 生

地区	竣工年月	計画給 水人口	給水区 内人口	現在給 水人口	計画一 日最大の 給水量別 の種別	浄水 施設の 配水 方式	メ ー タ ー 整 備 状 況	水 道 料 金	技 術 管 理	実 績 一 日 最大 給水 量	実 績 年 間 給水 量	実 績 年 間 有 収 水量	給 水 状 況	水 質 検 査 機 関 の 種 別
西島	昭三・三	二,二〇〇人	二,一〇〇人	二,一〇〇人	ウヤ方米	自	有	千円 二五〇	一 人	三〇〇・〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	良	健 身 延 保 組
平須	三・三	一,四〇〇人	一,三〇〇人	一,三〇〇人	ウヤ方米	自	無	無	無	三・〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	〃	〃
梨子	三・三	一,一〇〇人	一,〇〇〇人	一,〇〇〇人	ウヤ方米	自	無	無	無	一六・五	一,〇〇〇	一,〇〇〇	〃	〃
切石	三・三	二,一〇〇人	二,〇〇〇人	二,〇〇〇人	ウヤ方米	自	有	七〇〇	一 人	二〇〇・〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	〃	〃
矢細工	三・三	二,〇〇〇人	一,四〇〇人	一,四〇〇人	ウヤ方米	自	無	無	無	五〇〇・〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	〃	〃
下大塩	三・三	三,〇〇〇人	三,五〇〇人	三,〇〇〇人	ウヤ方米	自	無	無	無	六〇〇・〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	〃	〃

中富町簡易水道の概況(昭和四四年度末)

町別水道普及表  
(昭和42年3月末現在)

町名	推計人口	簡所数(A)	計画給水人口	給水人口(B)	普及率 B/A ×100
増穂	13,630	24	13,960	10,501	77.0
鰍沢	6,694	4	1,230	1,042	15.6
中富	8,041	13	7,746	6,798	84.5
早川	6,081	15	6,462	4,724	77.7
身延	12,124	15	7,785	6,681	55.1
南部	8,485	13	8,891	7,922	93.4
富沢	6,047	2	1,246	1,074	17.8

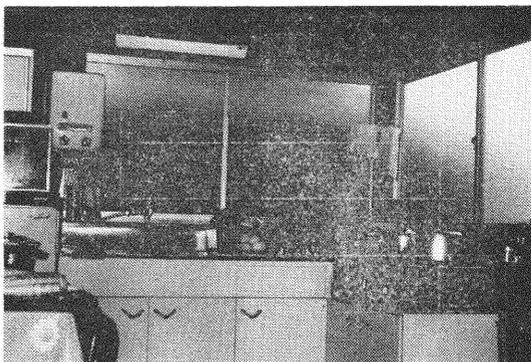
これは本県の普及率七四・八割を上回っている。  
なお、本町には公営の飲料水供給施設一か所、給水人口九三人をもっている。  
かつて水道が普及されなかった時代を考えると、現在の文化生活において、水道が果たしている役割りはいい知れぬ程大きい。  
共同井戸から手桶で水をくみ、遠い川で洗濯をした主婦が、給水栓により炊事から風呂の水まで得られるようになって、苛酷な家事労働から解放されて、主婦本来の役割りを果たすことができるようになったことは大きな変化である。  
また、明治年間に伝染病が大流行しているが、この時代に水道が普及していたらあれほどの大事に至らなかつたと思われる。最近の



西島簡易水道

取水工 浅井戸を使用し径一〇〇<sub>ミ</sub>鋼管にて揚水する。ポンプは五段式ポリュトを使用し、動力は一〇馬力とし補助発動機一機を備える。

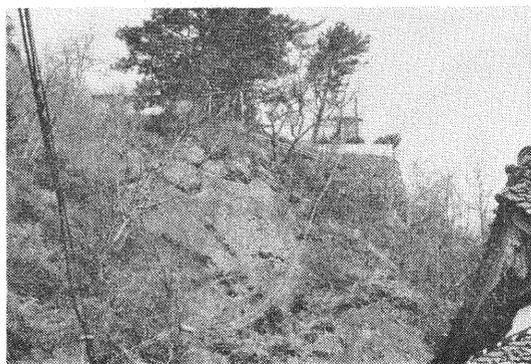
配水池 鉄筋コンクリート造り函型地下埋設とし長さ七<sub>尺</sub>、内幅八<sub>尺</sub>、深さ二・五<sub>尺</sub>、有効水深二・三<sub>尺</sub>、隔壁二か所を設け有効貯水量は一〇〇立方<sub>尺</sub>にて一日最大給水量の約八時間分を貯水する。



改良された台所



切石簡易水道取水池

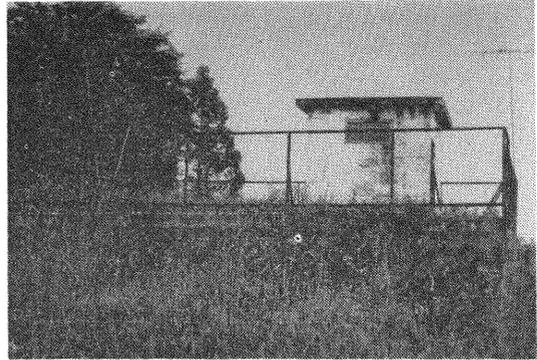


西島簡易水道配水池と配水管

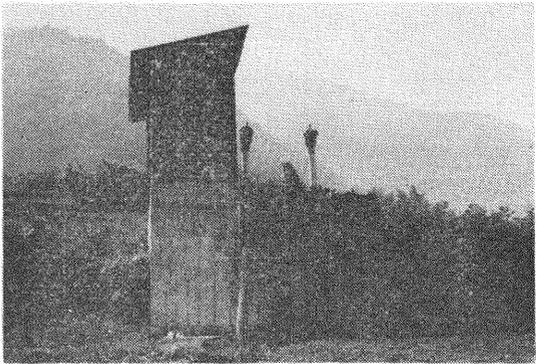
配水池上部には鉄筋コンクリート造りの点検定を設けヘットストックを設置する。なお、配水池上部には厚さ三〇<sub>ミ</sub>の置土を施し張芝施工としている。消火栓は二四か所に設けてある。

矢細工水道

水源を亀久保沢の渓流水に求め、砂防堰堤を利用して、径二〇〇<sub>ミ</sub>のポリ管延長三九〇<sub>尺</sub>の送水管により約四四<sub>リ</sub>を貯水する取水池へ送水し、これより石綿セメント管径一二五<sub>ミ</sub>総延長一九九<sub>七</sub><sub>尺</sub>の配水管を敷設し、さらに消火栓一二基を設置するものであ



矢細工簡易水道の配水池



古長谷簡易水道の配水池

る。

水源の位置 矢細工亀久保九五五番地

水 質 伏流水

水 量 毎秒五立方

取水口 構造径二〇〇有孔ヒューム管一〇本を既設の堰堤内

に敷設集水し、内径一・二呎一・四呎、深さ四・八呎の鉄筋コンクリート造りの集水槽に貯水する。

配水池 鉄筋コンクリート函型地下埋設式で内幅四呎、内長五

・五呎、深さ二・二呎、有効水深二・〇呎で約四立方呎を貯水する。

古長谷簡易水道

水源の位置 古長谷宮の上九七三番地

水源の種類 溪間自然流水

水量 湧水時毎秒三〇立方呎くだらず

取入口 自然の地形に従い、練石積堰堤

長さ九呎、高さ三呎を設け、裏

側に玉石〇・七呎、砂利〇・五

呎、砂〇・八呎厚さの濾過装置

を施して濾過水を集水井に導

く。

送水管 取水場より二五五呎の間に径一

五呎のコンクリート管にて送

り、末端三〇呎は地形が悪いの

で四インチ鋼で配水池に送水する。

配水池 長さ二・五呎、幅二・〇呎、深さ二・〇呎

平須簡易水道

水源の位置 平須日影草生九〇四番地

水源の種類 伏流水

水量 豊富

取水口 コンクリート造り上幅一五呎、高さ一・五呎、延長七

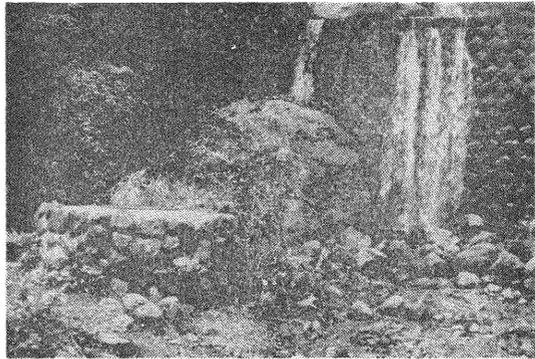
・〇呎にして大部分の伏流水を止水、集水管は二〇〇

第一章 保 健 衛 生

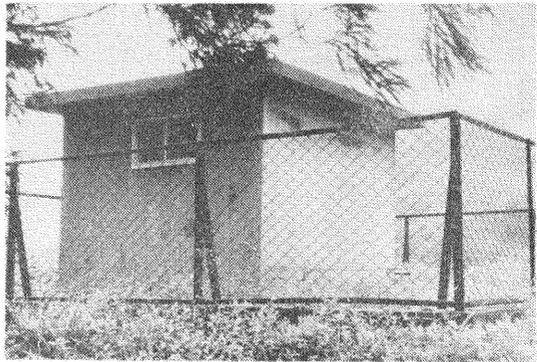
配 水 池

ミ、長さ二呎、有孔ヒューム管二本つなぎとして既設堰堤に併行方向に埋設する。なお、二〇〇ガ×二呎ヒューム管にて集水井に集水する。集水井は鉄筋コンクリート造り、内径一呎、厚さ一五ガ、深さ三呎にして集水管より導入された浄水を全部これに集め配水池に自然流下送水する、排泥管も設置する。

た。三ガ×二・五呎×二・〇呎の一三・五ガの容量とし



平須簡易水道取水池



大子山簡易水道配水池

工 事 費 一、六九八、〇〇〇円

消火栓 八か所

梨子簡易水道

水源の位置 福原九三四番地、八三六番地

水 質 溪間自然湧水

水 量 湧水時毎秒〇・五ガを下らず

大子山簡易水道

水源の位置 大子山かまふくろ二、二二六番

地

水 量 〇・三ℓ/s (山林内)

取水施設 山林中の岩盤表面に湧出する湧

水を止水壁高さ二・五呎、長さ

六・〇呎を設け、内側に原石を

充填し上部をおおい表流水の流

出を防止する。

送水施設 取水場より口径四〇ガ、長さ六

六八呎のビニール管を山林中に埋設し配水池に送水す

る。配水池位置 大子山大蔵一、九九六番地

構造 一日最大給水量に消火用給水量一五・六立方

ガを加算した一八・〇立方ガを容量とした鉄筋コンクリ

ート造り内長四・〇呎、幅二・五呎、有効深さ一・八

〇呎の地下埋設函型配水池に上部に厚さ〇・三〇呎の

盛土をなし張芝をなす。なお、上部に上家（ブロック

積)を設け塩素滅菌機を備え付ける。

配水管 配水池より自然流下により口径五〇ミ、長さ二二二呎のビニール管を町道・畑地に敷設し途中に口径四〇ミ、二基、口径五〇ミ五基の消火栓を設置する。

浄水方法 湧水につき配水池にて塩素滅菌する。  
配水管における水圧 最大静水頭八六・九四ミ、最大動水圧一・八 kg/cm<sup>2</sup>

福原簡易水道

水源の位置 福原沢一七一番地

水 源 溪間自然流水

水 量 湧水時毎秒三〇リ下らず

取水口 自然地形に従い練石積堰堤延べ長さ六呎、高さ二・二呎を設ける。

濾過池 取水堰堤を利用し濾過面積一二平方呎の濾過装置をなす。

送水管 濾過池より配水池まで六〇呎の間一〇〇ミヒューム管で送水する。

配水池 容量計算は給水量の八時間分でじゅうぶんであるが消火栓の關係上一〇立方呎貯水可能な構とする。長さ二・五呎、幅二・〇呎の鉄筋コンクリート製水槽とする。

工事費 一、三六三、〇〇〇円

## 第五節 地方病とその撲滅

地方病(日本住血吸虫病)は古来より住民が「水腫張満」と呼び四百年來の宿命の病氣として有病地住民を悩ましてきた。

この病氣の起原については詳しい文獻はないが弘化四(一八四七)年藤原好直による片山記などが最も古いものとされており、當時の、この病氣の狀況が詳しく書かれている。更に甲陽軍鑑などにもこの種の病氣らしき次のような記録がある。

「小幡豊後守、前光寺前にて土屋惣藏を奏者に頼み御見え住り豊後、己の年(天正九年一五八一)霜月より煩ひ、積聚の張満なれども籠にのり、今生の御いとまごいと申し勝頼公御涙をながされ斯ように時節到来の時其の方なども病中是非に及ばず候と御下さる」  
この文中から察するに、当時、武田の将兵も、この病を得る者数多く、武田の戦力に影響することの大きかったであろうことが想像できる。この記録の内容が天正九年であるから約四百年前のできごとであることから、この病は、それ以前から、まん延していたことが、うかがえる。いずれにしても有病地域の住民は長い間、この病のため辛酸をなめさせられていたことは事実である。

時は流れて明治の初めごろより、ようやく対策が真剣に考えられはじめ、幾多の曲折を経て明治三七年、桂田富士郎により、ついに本病の原因がたしかめられ、更に大正二年に宮入慶之助によって中間宿主である宮入員が発見され、本病の全ぼうが、ようやく、つき

とめられ、これに伴い撲滅運動も活発に展開されはじめた。

しかして、五十有余年、医学の進歩・科学の発達につれて撲滅方法も改善が加えられ、ようやく軌道に乗った対策が推進されてきた。人々に不治の病、宿命病とまで恐れられた本病も、ここに完全撲滅の可能性のあることを悟り、その達成に努力の限りを尽くしてきた。

本町においては、昭和二九年の秋に原村飯富・八日市場両地区に日本住血吸虫病患者が発見され、当時の医学研究所係員・県予防課係員・身延保健所係員が現地を調査した結果、宮入員の生息が飯富・八日市場地区及び中富町切石地区に多数発見され、この地域の住民に大きなショックを与えた。当時、村当局は宮入員の撲滅対策に苦慮して、さっそく、青年団に協力を求めて殺貝につとめると共に患者の治療にも努力した。

昭和三〇年八月、中富町に合併し、殺貝作業・患者の治療等は町に引継がれたので、町では地区住民の協力を要請して、生息調査・殺貝作業をつづけ、昭和四一年より原中学校生徒に生息調査を依頼し春秋二回実施し現在に至っている。

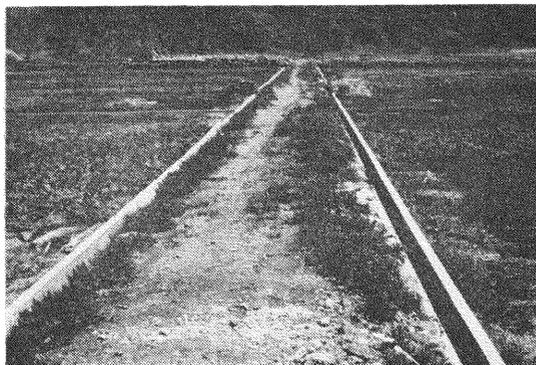
当初、有病地面積は、飯富地区二五畝、八日市場地区五畝、切石地区五畝、計三〇・五畝であった。

昭和三二年に推進員として切石地区一名、八日市場地区一名、飯富地区三名、計五名が知事より任命され、地方病撲滅の推進力となつて活動することになった。

昭和三三年には切石地区、八日市場地区に石灰窒素一〇八袋を全

面散布した結果、丁度、天候にも恵まれたため両地区とも効果が上り、昭和三四年度からは宮入員の発見は見られなくなり、以来警戒観察地区となっている。この両地区は、石がきがほとんどなく土畦畔なのが殺貝効果をあげた原因と思われる。

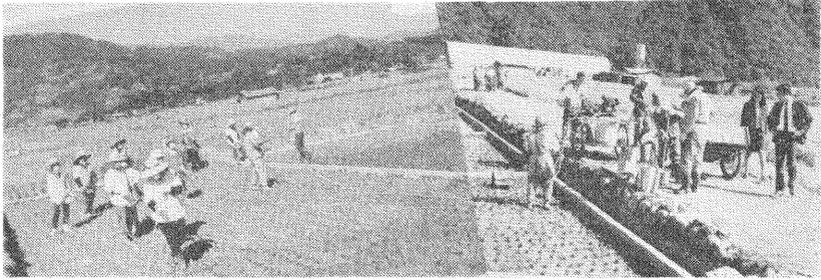
その反面、飯富地区は耕地整理はしてあるものの田には段々があり、田の周囲を石がきが、とり囲んでいるため宮入員の生息に好条件となつていて住民の年々の熱意と努力にもかかわらず、生息は多少は少なくなったとはいえ、依然として生息している。



コンクリート化した畦畔

昭和四三年度に畦畔のコンクリート化を行なった結果、翌年の春期にはコンクリート化した箇所からは宮入員は全然発見されなかった。

昭和四三年度に飯富地区の約半分を特別推進地区にして徹底した反復殺貝と畦畔のコンクリート化をしたことにより昭和四四年度の春秋の生息調査の結果、貝の発見は見られなくなり、関係者は意



布 撒 劑 藥

計	飯富	八日市場	切石	部落		計
				男	女	
一五九	四一	二九	八九	八	三二	一〇
一六三	八〇	五二	一一	二	一〇	一〇
三三三	一一二	八一	〇			

を強くした。  
昭和四五年度は残りの半分を特別推進地区に指定し、徹底した反復殺殺と畦畔のコンクリート化を併せて行なった結果、四十五年秋期の生息調査時には宮入員の発見箇所五か所、面積は〇・二四畝と減少し、本町の地方病完全撲滅も時間の問題ではないかと思われる。これも県予防課係員の熱意ある指導と、身延保健所係員の日夜をわかつた率先した指導ならびに推進員各位。有病地農業従事者 四三・一〇調

の常に住民の先達となつて生息調査に殺殺に努力したたままのものと考えられる。  
年度別患者発生数

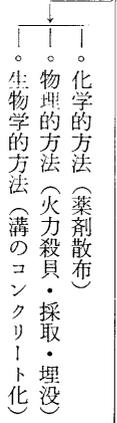
年 度	患者数	延患者数
三〇三三	二〇	二〇
三三三三	三〇	五〇
三六三六	四〇	九〇
三九三九	五〇	一四〇
四二四二	六〇	二〇〇
四五四五	七〇	二七〇
四八四八	八〇	三五〇
五一五一	九〇	四四〇
五四五四	一〇〇	五四〇
五七五七	一〇〇	六四〇
六〇六〇	一〇〇	七四〇
六三六三	一〇〇	八四〇
六六六六	一〇〇	九四〇
六九六九	一〇〇	一〇四〇
七二七二	一〇〇	一一四〇
七五七五	一〇〇	一二四〇
七八七八	一〇〇	一三四〇
八一八一	一〇〇	一四四〇
八四八四	一〇〇	一五四〇
八七八七	一〇〇	一六四〇
九〇九〇	一〇〇	一七四〇
九三九三	一〇〇	一八四〇
九六九六	一〇〇	一九四〇
九九九九	一〇〇	二〇四〇

昭和三〇年には、本病患者が一二〇人にも、のぼつたが、その後順次減少して現在は皆無となっている。

撲滅対策の現況

日本住血吸虫病の撲滅方策は、本虫の生活史のいずれかを断ち切る事によつてその撲滅が可能であるという考えに立脚し、大別して次の三点を撲滅事業の主要方策としている。

- (1) 病原体の処理 (糞便の処理)
- (2) 媒介者の処理 (中間宿主宮入員の撲滅)
- (3) 終宿主の処理 (患者の治療)



しかしながら、日本住血吸虫は、人体のみでなくすべての哺乳動物に感染するので(1)および(3)の対策は人体を除くものの外の処理がほとんど不可能であるから、完全な対策とは言い難く、補助的対策

第一章 保 健 衛 生

年度	使用薬剤名	使用量	出 動 員 人	殺 面 積 ha
30	P C P	183kg	135人	9.2
31	〃	140	246	21.0
32	〃	155	386	24.0
33	〃(石灰窒素)	100 (108袋)	367	26.0
34	〃	100	202	23.0
35	〃	100	320	30.1
36	〃	120	339	53.0
37	〃	120	332	53.0
38	〃	200	362	55.0
39	〃	200	365	57.0
40	〃	220	468	30.24
41	〃	580	445	82.0
42	〃	500	425	87.03
43	〃 ユ リ ミ シ	500 200	430 60	83.0
44	P ユ リ C ミ シ P	400 600	295 170	123.65
45	P ユ リ C ミ シ P	510 600	900 90	

として事業をすすめている。一方宮入員は本虫の生涯を全うするうえの唯一の中間宿主であり、必要かくべからざるものであるから、宮入員の撲滅対策は即、本病撲滅の最も有利な方法として、対策の根幹をなしている。このため次の事業に傾注している。

化学的方法である薬剤の使用量及び出勤人員・殺面面積は左のように実施してきた。

なお、飯富地区については、前にも記したように、田の周囲が石がきになっており、薬剤を散布しても殺虫効果があがらなかった。そこで保健所並びに町当局それに推進員の三者で協議した結果、石がきのコンクリート化を図ることにより、宮入員の生息場所をなくすことが殺虫効果を挙げるのではないかと結論に達し、町単独で畦畔のコンクリート化に着手することにした。畦畔のコンクリート化の費用は町補助金が二分ノ一で地元負担が二分ノ一の割合で工事

基 本 計 画 長	11,270 m	
44年度までの延長	9,156	
44年度までの進捗率	81.2%	
45年度までの延長	2,114	
内 訳	45	528
	46	528
	47	529
	48	529

昭和四五年度以降の溝渠の設置計画

基 本 計 画 長 延 長	11,270 m	工 事 金 額	
		円	
完 成 延 長	計	32	1,036 693,000
		33	814 572,000
		34	830 610,000
		35	767 570,000
		36	680 608,000
		37	596 584,000
		38	757 690,000
		39	919 1,075,000
		40	814 1,389,000
		41	530 679,000
		42	318 1,535,000
		43	589 863,000
		44	506 775,000
		計	9,156 m

た。生物学的方法としての溝渠の設置状況は左のように実施してきた。



をすすめ効果をあげている。

年度別畦畔改良（コンクリート化）事業表

年度	延長	工事費	町補助金	備	考
昭三	一七六 <small>米</small>	一〇〇,〇〇〇 <small>円</small>	五〇,〇〇〇 <small>円</small>		
昭四	三三六	二四〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇		
昭五	一七五	一〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇		八二米畦畔改良、九二米既設溝渠の補修

感染防止策としては、直接皮膚を水に触れさせないことが肝要であるから、水田作業時には必ずゴム長靴を使用したり、塗布薬（ベンレート油薬）を塗布する手段をこうじているが、時として本病に対する恐怖心の慢性化から感染防止が励行されないことがある。

以上のように本町における地方病は急激に衰退し完全撲滅の見通しも明るくなってきている。これで地方病の危険はなくなったと早合点して、この撲滅事業を手ぬかりにすると、たちどころに旧状に還元されるので、これが対策に意を配すべきであろう。

## 第六節 保健施設と医療機関

### 一、江戸末期の医療機関

西島に荒川道順という人がいた。本姓を望月と称したが道順は江戸に出て、医師荒川氏に師事し、帰郷して荒川氏を襲名した、医業世襲で栄え、かたわら寺子屋教育にも当たり、その寺小屋を立道舎と称した。

道順は文化五（一八〇八）年六月歿しているが、その子寛貞は寛政元（一七八九）年二月、父道順より早く歿している。

三代目の丹下は安政三（一八五六）年一月、七六歳の高齢で歿していることから享保一五（一七三〇）年ごろの生まれと推察できている。丹下は医学者一同と相はかり天保八（一八三七）年に医学会定書を出している、この中には八日市場の樋川長庵などの名も連なっている。次はその定書である。

#### 医学會定書

- 一、不<sub>レ</sub>隔<sub>レ</sub>貴賤貧富同様可<sub>レ</sub>診<sub>レ</sub>之尤<sub>レ</sub>寡<sub>レ</sub>寡<sub>レ</sub>孤<sub>レ</sub>独<sub>レ</sub>等慈<sub>レ</sub>仁<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>專<sub>レ</sub>要<sub>レ</sub>事
- 一、御<sub>レ</sub>制<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>○毒<sub>レ</sub>藥<sub>レ</sub>調<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>怪<sub>レ</sub>敷<sub>レ</sub>療<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>等仕<sub>レ</sub>間<sub>レ</sub>鋪<sub>レ</sub>事
- 一、御<sub>レ</sub>停<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>拔<sub>レ</sub>藥<sub>レ</sub>種<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>買<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>並<sub>レ</sub>賣<sub>レ</sub>藥<sub>レ</sub>種<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>事
- 一、僧<sub>レ</sub>俗<sub>レ</sub>巫<sub>レ</sub>尼<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>詐<sub>レ</sub>惱<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>醫<sub>レ</sub>療<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>真<sub>レ</sub>似<sub>レ</sub>仕<sub>レ</sub>族<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>筋<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>又<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>爭<sub>レ</sub>論<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>趣<sub>レ</sub>意<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>糺<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>捨<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>儀<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>逐<sub>レ</sub>掛<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>夫<sub>レ</sub>墜<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>仲

問中而割合可<sup>レ</sup>申<sup>コト</sup>夏

一、同類等信仰之他致誹謗候病家者立入申間敷事

一、不<sup>レ</sup>知行衛漂泊之医等不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>致吹<sup>吹</sup>拳<sup>拳</sup>ニ勿論住所不定之輩旨對療  
仕間敷事

一、件之親族等居住相定候共心底不見<sup>見</sup>屈<sup>屈</sup>門者加令不可肯綫一同仕  
医学相励候共其時之年行司之指揮可<sup>レ</sup>請事

一、胡論成族薬用仕候病人相頼候者輒々<sup>々</sup>恣人ニ而療治不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>致頗当  
番年行事可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>立合<sup>合</sup>事

一、省<sup>省</sup>前医<sup>前</sup>治療相頼候患者等有<sup>有</sup>之者其旨趣病家<sup>々</sup>茂可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>相届<sup>届</sup>  
欺<sup>欺</sup>前医<sup>前</sup>態<sup>態</sup>ニ後療仕間敷事

一、鬭争喧嘩等ニ而及<sup>及</sup>刃傷打擲<sup>擲</sup>候御從御候便ニ療治ヲ仰付候節賄  
賂耽<sup>耽</sup>依怙<sup>依</sup>嶺<sup>嶺</sup>風<sup>風</sup>之言上仕間敷事

一、義ヲ致夫却返酬謝礼等致<sup>致</sup>怠慢<sup>怠</sup>候病家者会合之御可<sup>レ</sup>申談<sup>事</sup>  
一、出合之日者早朝<sup>早</sup>が私用差置可<sup>レ</sup>罷越<sup>越</sup>若病氣等差起候可<sup>レ</sup>名代ヲ以  
可<sup>レ</sup>相届<sup>届</sup>会日之儀者正月廿日七月廿日壹ケ年ニ兩度相勤可<sup>レ</sup>申事

一、对席之儀者不<sup>レ</sup>拘<sup>拘</sup>家譜之新旧<sup>旧</sup>年老可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>上席<sup>席</sup>事

一、医学之門答ハ相互ニ柔和ニ可<sup>レ</sup>申談<sup>談</sup>高声暴虐之儀可<sup>レ</sup>相慎<sup>事</sup>  
一、美食酒肴等相調奢ケ間鋪儀仕間敷事

一、嵩之哀運ニ而孤独ニ相成当番会席難涉之亭出来候可<sup>レ</sup>致情<sup>情</sup>会合  
講談無<sup>無</sup>恙可<sup>レ</sup>相勤<sup>事</sup>

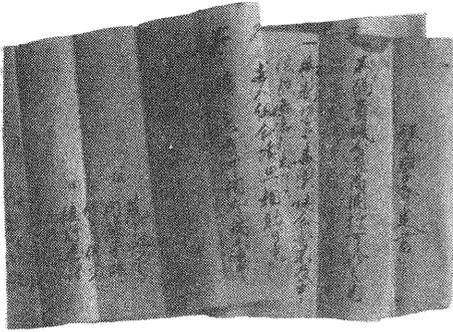
一、医学会連之内及<sup>及</sup>死去<sup>去</sup>候節者連中物代ヲ以葬礼ニ立会葬送厚ク  
可<sup>レ</sup>礼尤礼奠金貳百疋物代〇〇立替致<sup>致</sup>持參<sup>參</sup>次会之節物連江割合  
可<sup>レ</sup>申且物代之儀ハ連名ニ而兩人組合順廻ニ相勤可<sup>レ</sup>申候

右之条々<sup>々</sup>急度可<sup>レ</sup>相守<sup>守</sup>為其連印定書仍如<sup>レ</sup>件

天保八丁酉七月廿日

組	荒川丹下
内藤宗碩	
望月保文	
佐野誉保	
高橋伊織	
深沢良甫	
中込見益	
樋川長菴	
酒井甲堂	
佐野三貞	
若宮文長	
佐野伊織	
渡辺養説	

四代目の湊は通称を丹下、旧通称を順碩といい、天保一四（一八四三）年より弘化三（一八四六）年まで江戸の伊東潤英に従い、内治学を研究、後に家に帰り、父丹下について治眼の術を修養し嘉永二（一八四九）年父業を継承し、明治二三年一二月歿している。次は荒川丹下（湊）が明治六年に山梨県権令宛に提出した履歴書である。



書 定 會 学 医

五代目の湛治は明治三一年二月、二四歳の若さで歿しているが、このように荒川家は医業を継ぐこと五代約一五〇年にわたり地域住民の医療と寺子屋教育に尽くされた。

また、荒川氏と共に知られている幕末の儒医に佐野玄祐がおり地域の医療と教育にあたられていた。

山梨県管下甲斐国巨摩郡  
第三十卷区西嶋村 平民医  
荒川 丹 下  
旧通称荒川順碩当西六月四十五歳七ヶ月

一 天保十四癸卯年二月より弘化三丙午年三月迄伊勢桑名旧藩東京芝宇田川町居住伊東潤英に從ひ都合三年一月内治学研究家に帰り父荒川丹下に就て治眼の術を修業する事都合二年九月

一 嘉永二己酉年一月父の祿竝父の業を続て開業

右の通相違無御座此段奉申上候也

明治六年七月三十日  
山梨県令藤村紫朗殿  
荒川 丹 下 ㊦

西嶋村獸疫検査医

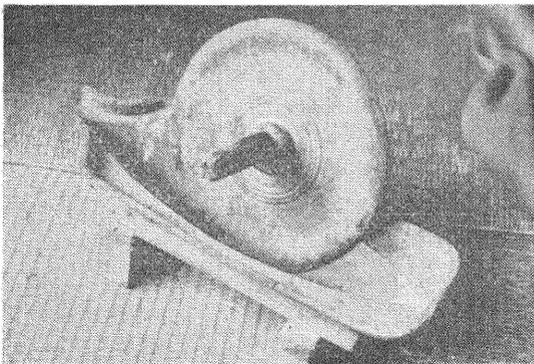
荒川 湛 殿

当県病院之儀至仁之  
御主意ヲ奉シ昨年来召志之者共米金等夫々差出シ県庁ニ於テモ厚ク注意シ院中ノ百事追々振起シ病者共及ヒ輻湊ニ候就テハ市在之病叢輩ニ於テモ各自其術ヲ研究シ日新進歩之実効無之テハ御主意貫徹不<sub>レ</sub>致候条今後生国医 更<sub>レ</sub>番ヲ以テ病院ニ罷出頭学業之知見ヲ披メ治療之方法ヲモ伝習罷様一層憤発可致委湜之儀者猶院長ヨリ可<sub>レ</sub>相達<sub>二</sub>候事

壬申 六月  
南巨摩郡役処

日々の心鏡

不思議成因縁遠国より出府い多され医道執行志御し候事一段目出度大慶ニ候誠以医道者諸道ニ想ぐ連天下国家ヲ治める大道故古々路御し厚く初の心を以日夜怠ら須相はげ美名をあげ不満連をあらわし孝道之大可奉存候



やげん (笠井方夫氏蔵)

相生の始の心加わら須へ

幾千代までも住吉の松

一心の志古登ひとつを仰ぎなほ

天津日月の恵美相扁し

切石には伴東晁（ちゅうちやう）おり、三春藩（みはる）（陸奥国田村郡にあった藩で今の福島県郡山の傍）秋田氏の世臣であったが文政一一（一八二八）年に切石に移居し医業を営み、万延元（一八六〇）年に歿している。



徳の紀翁嶺伴の碑

東晁の子、金嶺は名を耕、字を紙田、金嶺はその号で、またの号を有無庵といった。弱冠にして江戸に遊学し漢医学を修め安政二（一八五五）年には京阪に赴き、更に長崎に至り、専ら西洋医学を修める。後、江戸に帰り多くの学者の門に入りして詩文・書画も学んだ。

万延元（一八六〇）年父東晁の逝去により、父業を継ぎ医業に

励むかたわら漢学をもつて多くの子弟に教授した。

郷里に寺子屋のなきを憂い、学制を誘致することにつとめ、ついに学而堂を開設し二十余年子弟の教育に当たられた。次は伴金嶺翁紀徳之碑である。

伴金嶺翁紀徳之碑

（陸奥国田村郡・福島県）

旧三春藩主従三位子爵秋田映季察額

（在切石）

山梨県甲斐国南巨摩郡切石村有篤実温厚君子、曰金嶺先生、先生姓伴、名耕、字紙田、金嶺其号、又号有無庵、考曰東晁君為三春藩秋田氏世臣以文政十一年移居於此、以医為業、娶望月氏生先生弱冠遊江戸就佐藤一斉、東条一堂修経史、時漢医盛行、先生独有所見、安政二年去赴京撰逐至長崎專修西洋医学前後師事多紀安叔、高階良吉、福地康庵、又出入貫名海屋、広瀬旭窓、小曾根乾堂、僧鉄翁松門等門学詩文書画、万延元年正月考病篤先生馳婦郷看護備至終不起服畢繼其業、以漢学教授生徒、来学者千餘人所誘掖專以知行合一為主、旁授以書法、嘗憂郷曲無学舍屢請於官、会官班学制、遂如其言、爾来從教育二十余年始如一日、受賞教次門下出為世用者数十人皆其薰陶所致也、為人慈惠義俠、有病乞治者懇到詳周悉其誠意、遭困窮者施治投藥一不求報、或給以衣食或惠以金幣人皆服其徳、又恬淡不近勢利、性亦多能凡百技芸無一不為、而最妙書法、兼鉄筆長於篆隸善詩文俳歌峡中俳壇推為宗匠、多請其評隲者、老益壯優遊自適有時孤筇飄然出遊数十里、探名勝旧跡跋涉高山大川放歌浪吟以為楽、盖其胷中綽々然有餘裕也、先生又娶望月氏生二男一女長曰肇、

遊大学修医師、帰開逢春病院、業日盛、旧藩主秋田氏嘉之再刊旧藩士籍次日遜出望月氏亦業医女嫁依田重範、明治三十五年十一月先生寿七十、門人故旧為開寿筵會者無慮八百四人、且欲建一碑以紀其德、來索余文乃銘曰

峽水清冽 峽山嶄削 水維厥心 山維厥德  
 嚶嚶先生 為四方則 子弟頌贊 貞石斯勒

明治三十六年十一月

依田百川撰 河野広中書

### 碑 文 解 説

山梨県甲斐国南巨摩郡切石村に篤実温厚の君子あり、金嶺先生と曰う。先生は姓を伴、名を耕、字を紙田、金嶺は其の号、またの号を有無庵という。考曰く東晁（金嶺の父）の君は三春藩（陸奥国田村郡に有った藩・今の福島県郡山の傍）秋田氏の世臣なり。文政十一年を以って此（切石）に於て移居す。医を以て業となす。西島の望月氏を娶り先生を生む。先生は弱冠にして江戸に遊学し、佐藤一斉に就門し、東条一堂に経史を修む。時に漢医学盛行す。先生は独り考うる所ありて安政二年京阪に赴き、更に長崎に至り専ら西洋医学を修む。前後して江戸の多紀安叔・高階良吉・福地康庵に師事し、また貫名海屋・広瀬旭窓・小曾根乾堂・僧鉄翁の門等にも出入し詩文書画を学ぶ。万延元年正月父東晁病篤く先生は馳せ帰郷し看護に至れり尽くせども終に逝去す、喪に服して家業を継ぐ。漢字を以て生徒に教授し、来学者は千余人におよび、その善導の方針は

知行合一の儒学の道を主とし、かたわら書道を教える。郷里に寺子屋のなきを憂い、しばしば役所に請願し、役人に会い学制を誘致することに努め、遂にその言は達せられた。（学而堂の開設）それから二十余年ほとんど一日の如く子弟の教育に従い、その間受賞すること数回、門下生で世に出で政界を始め要職に就くもの數十人、皆先生の薰陶の致す所である。先生は人に慈恵義侠をなし、有病者で治療に来るものには親切に誠意を以て治療し、困窮者からは薬代を求めず投薬し、或は衣食・金銭を給し、その徳に皆感服した。また金欲にてんたんであり、性は百技多芸でなさざるはなく、しかして最も書道に優れ、兼て察書に長じ詩文俳歌を善くし、峽中俳壇の師匠に推され、その評判を請ける者が多かった。老て益々さかんでその生活は悠々自適、時には独りで飄然と数十里の遠方に遊び、名勝旧跡を探り、高山大川をわたり歩き、放歌浪吟を以て趣味とした。けだしその胸中は余裕しやくしやくたるものもあり。先生はまた西島の望月氏を娶り二男一女を生む。長男を肇と曰い、大学に遊学し医学を修め、帰郷して切石に逢春病院を開設した。業は日毎に殷盛をきわめた。旧藩主秋田氏は之を嘉賞し再び旧藩士の籍に加えた。次男は遜と曰い、母方望月家の養子となつて医業にたずさわり、長女は依田重範（切石郵便局長依田利通の先代）に嫁いだ。明治三五年一月先生の七十歳の寿宴に会した門人旧知の者は無慮八百四人のぼり、一碑を建立して先生の徳を記念することになり、余を訪ね（依田百川）来り碑文の銘を記すことになった。銘は

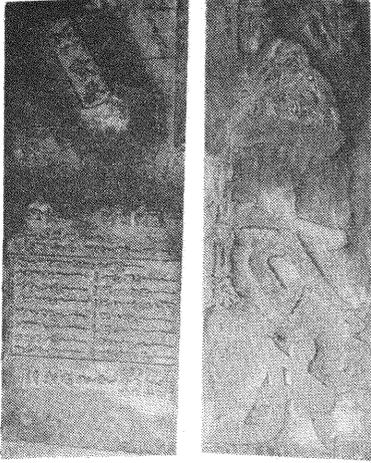
（甲州の山）  
 峽水は清冽にして、峽山は嶄削だが、まさに先生の心はその水に  
 ならい、その徳は山の如く高い。あゝ先生の功德をしたつて四方

から会した子弟はこれを頒發して貞石（石碑）に刻むこの斯くの如くである。

碑文の裏面には、旧知、門下生の、県會議員天野延太郎、同じく望月潔・判事依田弘、県會議員望月繁以下名士三十五名が列記されている。

なお、切石には依田保という儒医があり、その祖は菅沼城主、菅沼藤藏定政の家臣で、永代浪人して代々切石に在った。保は初名を正俊、後に多仲杏林堂と号した。高室昌敏の門人で、明治一七年三月歿した。

門人に小山喜俊がある。初名保俊、号豊斎と云い睦合村本郷で開堂し、大正三年六月歿している。



神勅一方丸の印板（樋川英二郎氏蔵）

八日市場  
に天明七  
（二七八七）  
年生まれの  
樋川長太郎  
後に長庵と  
称する漢法  
医がいた。  
幼少にして  
医学研究に  
ころざし  
江戸に遊学

する。長じて郷里八日市場に帰り医業を営み、慶応三（一八六七）年一月八〇歳にて歿した。この人は身延山六一世日心上人と交わり、近郷近在はもとより身延山にも時々往診した。故ありて六七世日楹上人より法号を賜わり、「海山日月医士」と号した。なお、長庵は「神勅一方丸」を作り薬を配布して病者の救済にあたった。

長庵の長男、道英は文政二（一八一九）年に生まれ、父の薫陶を受けて医学にころざし、江戸の宮本周慶の門人となり、弘化二年には分家して八日市場四六八番地に開業（本道外科）、号を栗城、堂号を博愛堂と称し明治二二（一八八九）年五月、六三歳で歿するまで医療と寺子屋教育に尽くされたことは、今なお老人の記憶に残っている。

飯富には儒医早川貞哉（貞斎）がいた。字は穆、本姓は伴で旧三春の藩士で安政四年、伯父の伴東晷が切石で医業をしていたので、



儒医早川貞哉の紀徳の碑

その術をうけて開堂した。後、飯富の早川家の養子となり、号を聴松、堂号を尚文堂と称した。

性は恭黙、学問を好み森田節斎、広瀬旭密の諸大家の門に遊学し、また頼三樹三郎（山陽）や藤本鉄石等とも交わった。

郷里に帰り医業のかたわら人々の教化に当たり、産業も大いにおこし、寺子屋にも多数の人材を輩出した。明治四〇年六月歿した。その時七一歳だった。

ここに昭和一六年三月建之の碑文を載せて貞哉の人となりを知る資としたい。

先生名貞哉字穆本性伴旧三春藩士安政初年伯父東晃寓于切石村業医先生幼随来承其術出嗣飯富村早川氏先生性恭黙好学笈于四方遊森田節斎広瀬旭密諸大家門与頼三樹三郎藤本鉄石等訂交還下惟其家兼医峽南為地僻于一方教化不關及先生下惟風教化不努力而行今也産業大興庠序相望人才輩出大改面目不知其所由哉令室歌子亦貞淑能助夫業令嗣恭才学夙成奉職於陸軍軍医續箕裘之業先生之盛德於一郷有如此者所謂没而可祭於社者非耶余與先生親喜有此挙賛以詞曰

屏風巨巖 奇勝著世 君子居对  
宜德無際 茲建豊碑 永伝千才  
衆議院議長 河野広中選文

昭和十六年三月建之

門下生 稲葉政忠謹書  
孫 藤田泰造建之  
發起人 望月庄作

曙では樋川興榮あり、八日市場樋川道英の門下生で江尻窪で医業を営む。当初はかごで往診、後に馬になり、白い馬にまたがり村内はもとより笹走など早川入りまで往診していた姿は今もなお老人の語りぐさになっている。明治四五年一月、八二歳の高齢まで地域の医療に尽くされた。

## 一、明治以後の医療機関

西島地区においては、内科・婦人科医有泉親之あり、有泉家は郷において代々医師をつとめ、父憲淑の二男として明治三年生まれで東京済生学舎を卒業、明治三年、西島村民の要望により現在地に開業する。当時の往診は交通の便なく山間僻地には馬や徒歩で往診する状態であった。また、氏は峽南二郡の医師会長を勤めるなど公務にも多忙をきわめた。

静川地区においては、前にもふれてるように伴金嶺の長男肇は大学に遊学して医術を修め、郷里切石に逢春病院を開設している。

また、二男遜あきも医業にたずさわり明治三八年には下山に開業、大正二年には下八木沢に移転開業している。

逢春病院の後を受けて埴医院が明治四五年に開業、埴育直は甲府市連雀町に明治一年に生まれ、向学に燃えて千葉医専を卒業、妻の生家である切石に移転開業した。

育直の長男育雄も父の業を継ぐため千葉医大を卒業、外科医として、その手腕は高く評価されていたが昭和三〇年五月交通事故のため

め四五歳を一期として不帰の客となった。

寺沢出身で渡辺啓太郎は明治一九年に生まれ、慈恵医専を卒業後まもなく郷土寺沢に開業するもわけあって私立山梨病院、長野・伊豆の病院に転々勤務する。昭和六年五月切石に渡辺医院を開業、昭和一九年五月支那大陸で歿する。

二代続いた埴医院のあと無医地区となったので昭和三四年、身延町出身で慈恵医大卒の佐野国光が切石に佐野外科医院を開業し地域の医療に尽くされたが都合により昭和四〇年九月、当医院を閉鎖する。

曙地区においては、古長谷一二五二番地に曙峯医院が明治三六年四月、星野孝利により開業、主として曙村および早川入り（旧五箇・本建・都川・三里・西山）地区の医療、保健衛生に尽くしてきたが当時は交通機関もなく往診は徒歩、馬によるはかなく年齢的に限界に達したので昭和二年、東電新倉発電所囑託医となり三里村新倉に居を移した。昭和二年終戦後、再度、古長谷に帰り開業したが昭和二六年一〇月、長男が増穂町青柳に医院を開業したので生活を共にするため曙峯医院を閉鎖した。

原地区においては、飯富に早川貞哉の嗣子、早川恭太郎があった。従七位勲五等陸軍二等軍医で軍務に服していたが後に父の業を継いで地域の医療・保健衛生に尽くされた新法医学者であった。医学博士申請論文集を刊行した。大正二年一月、四五歳で歿している。

貞哉の門下生に平林小三郎あり、研鑽を積み志を立てて上京、苦学して医師の資格を取得し、郷里の飯富に平林医院を開業、大正七年一〇月、五七歳で歿するまで地域の医療に尽くされた、多分この人が初代の村医・校医であったと言える。

なお、平林小三郎の甥に平林菊雄あり、東京獣医学校卒業後、飯富に平林家畜医院を開業し昭和四三年歿までこの面の仕事に専念されていた。

平林医院の後、一時無医村の状態であったが、まもなく石川医院が開業される。院主石川真三は、早くより向学の志を立て愛知医大を卒業、順天堂病院にイン턴ンとして勤務後、清水市に開業したが僅か一・二年で郷里の要望に答え、内科石川医院を開業する。村医・校医を勤めること三〇年余、地域住民の信望厚く、特に学童の健康管理・体力増進には積極的に取りくまれた方であった。昭和二一年一二月歿するまで医業と村の発展のために貢献された。

石川真三死去後、一年余、無医村であったが早川町西山出身の医学博士湯本義香が石川医院を借用して湯本医院を開業する。営々として六か年、地域の医療と保健衛生に献身的に努力をはらうかたわら、時代の進歩、地域住民の福祉厚生施設の完備を考え、総合病院の建設を進めていった。

昭和二八年、地元の村長若尾正、その外、関係有志と相はかり、これが実現へと東奔西走し、関係機関の協力を取りつけ国保の直営病院建設へと、その地歩を固めていった。

昭和二八年一〇月、原村はか八か村（旧静川・曙・本建・五箇・硯島・都川・三里・西山）国民健康保険直営病院一部事務組合とし

て設立認可の運びとなり、追って二八年一二月、総工費一、二〇〇万円で病院建設に着手し、翌二九年七月には竣工し、飯富病院と名づけ、同月二三日開院、診療を開始した。

昭和三十一年九月には大須成地区久成診療所に出張診療を開始し、



飯 富 病 院 (29年7月竣工)

同年一〇月には名称も中富町・早川町国民健康保険病院一部事務組合に改め逐次内容の充実強化を図っていった。

三三年 新病棟増築

三五年 給食施設の改造 会議室新築

三七年 内部施設増強

等と着々総合病院としての地歩を固め実績を挙げた。

昭和四三年度には、経理面において地方公営企業法の財務規定等が適用されることになり、このため、これに関する条例規則等の整理を行ない、昭和四三年四月一日から同法の規定により経理事務を処理することになった。

また、かねての懸案であった病院の移転新築に着手した。従来の病院は終戦後の建物で老朽化がひどく患者の治療上、また経営上におよぼす影響が大きかったために次の経過により新病院の建設を進めた。

四一年一二月 組合議会に

において改築することを議決

四二年 一月一七日 建設促進委員会の発足、土地買収等に当る  
 四三年一〇月一九日 国庫補助金の決定 一、七二五、〇〇〇円  
 一月七日 起債の決定 六八、〇〇〇、〇〇〇円  
 四四年 一月三日 建設着工  
 七月五日 竣工

八月二五日 新病院の開院

- 。総工費 八五、七三七、〇〇〇円
- ・整地費 七七九、六〇〇〃
- ・土地買収費 四、〇八〇、〇〇〇〃
- ・建築工事費 七〇、二二〇、〇〇〇〃
- ・機械器具費 六、四八六、九九二〃
- ・その他 四、一八〇、四〇八〃
- 。財源

- ・国庫補助金 一、七二五、〇〇〇円
- ・県費補助金 一、五〇〇、〇〇〇〃
- ・起債 六八、〇〇〇、〇〇〇〃
- ・町負担金 一四、五一二、〇〇〇〃
- 中富町 六〇割 早川町 四〇割

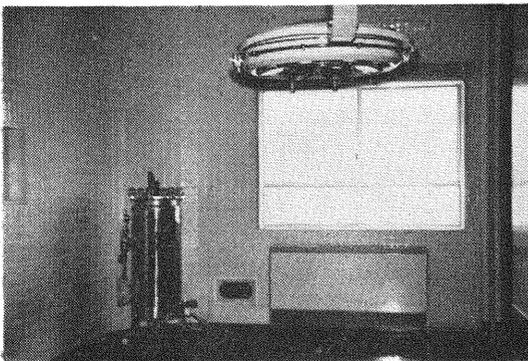
次に飯富病院の歴代組合長・院長・事務長の氏名を挙げてみると

- 。歴代組合長 初代 若尾 正(就) 昭二九年―(退) 三〇年
- 二代 依田行雄 〃 三〇年― 三三年
- 三代 笠井忠治 〃 三四年― 三五年
- 四代 高橋寿作 〃 三六年― 三八年

- 五代 川口存喜
- 六代 高橋寿作
- 七代 笠井清巳
- 八代 秋山幸一
- ※組合長代理 佐野喜六 三〇年四月―同年九月
- 。院 長 初代 湯本義香(就) 昭二九年―(退) 四二年
- 二代 月川 浩 昭四二年―現在に至る
- 。事務長 佐野助三 昭二九年―現在に至る

大須成地区においては昭和二六年に国庫補助金六一〇、六〇〇円の交付をうけ大須成診療所(診療棟四一・二五坪、医師住宅一五・五八坪)を建築し、昭和二八年三月一〇日より診療を開始した。山村僻地のため常住する医師がなく、いたし方なく社会保険鯉沢病院に依頼し昭和二八年四月一日より出張診療を委託してきた。

昭和二九年八月一七



飯富病院の手術室

第一章 保 健 衛 生

中富町、早川町国民健康保険病院一部事務組合決算状況（単位千円）

年度別	収 入						支 出					計	
	診療収入	給食収入	雑収入	町負担金	その他	計	人件費	医療用品費	給食諸費	設備費	公債費		その他
29	3,638	246	23	—	—	3,907	1,822	1,100	479	314	302	638	4,655
30	8,218	278	181	—	733	9,410	3,561	2,191	1,138	413	330	2,063	9,696
31	8,997	250	230	240	620	10,337	3,995	2,769	956	113	428	2,431	10,692
32	10,745	419	413	674	—	12,251	4,834	2,906	1,141	217	786	2,231	12,115
33	9,698	481	486	669	136	11,470	5,533	2,278	1,428	459	801	1,930	12,429
34	10,745	476	502	678	—	11,952	5,211	2,655	1,582	270	782	2,673	13,173
35	11,653	426	488	723	—	13,290	5,617	3,324	1,454	1,102	818	2,890	15,205
36	15,161	470	731	669	—	17,035	6,878	3,806	1,566	584	810	3,978	17,622
37	17,937	562	676	669	237	20,081	8,387	5,788	1,682	677	812	3,302	20,648
38	24,156	548	848	1,069	128	26,749	11,527	7,196	2,509	1,111	810	4,270	27,423
39	27,687	555	1,630	669	204	30,745	14,423	11,918	2,429	35	786	1,423	31,014
40	32,284	561	1,132	669	316	35,015	15,772	13,571	2,668	—	790	1,474	34,275
41	37,695	498	2,154	669	91	41,107	18,506	15,852	2,974	—	88	1,712	39,154
42	27,429	382	1,620	1,987	3,789	35,207	20,613	10,230	1,378	—	62	32,283	35,621
43	34,890	430	301	5,672	—	41,301	24,233	12,581	430	—	141	—	43,405
44	46,632	587	3,662	4,881	—	55,752	29,464	15,613	3,865	—	2,982	5,836	57,760
45	78,355	1,303	2,887	5,633	—	88,178	36,831	34,704	5,299	1,356	5,633	4,355	88,178

（注）45年度は決算見込

患者数及料金収益表

年度	患者数						料金収益						
	延数	増減	率	一日平均	増減	率	総額	増減	率	一人一日平均	増減	率	
入院	40	9,414	—	—	25.7	—	—	14,056,358	—	—	1,493	—	—
	41	11,110	1,696	18.0	30.4	4.7	1.8	14,459,103	402,745	28.7	1,310	△ 183	△ 12.2
	42	6,497	△ 4,613	△ 46.1	17.8	△ 12.6	△ 41.4	10,520,053	3,939,050	△ 27.2	1,619	309	23.5
	43	10,285	3,788	58.3	28.4	10.6	59.5	16,471,394	5,951,341	56.6	1,602	△ 17	△ 1.1
	44	15,207	4,922	47.9	41.6	13.2	46.4	25,924,180	9,452,786	57.4	1,705	103	6.4
45	13,098	—	—	42.8	—	—	36,987,196	—	—	2,823	—	—	46.1月分まで
外来	40	23,838	—	—	65.3	—	—	17,437,579	—	—	732	—	—
	41	27,197	3,359	14.1	74.5	9.2	14.1	23,356,628	5,919,049	33.9	858	126	17.2
	42	18,633	△ 8,564	△ 31.5	51.0	△ 23.5	△ 31.5	21,550,124	1,806,504	△ 7.7	1,516	298	34.7
	43	17,247	△ 1,386	△ 7.4	47.2	3.8	7.5	17,091,413	4,458,711	△ 20.7	991	△ 165	△ 14.3
	44	21,774	4,527	26.2	59.6	12.4	26.2	20,707,479	3,616,066	21	951	△ 40	△ 4.1
45	17,117	—	—	55.9	—	—	25,959,185	—	—	1,516	—	—	46.1月分まで

(45年度は46年1月末日現在)

第一章 保 健 衛 生

昭和三三年度より継続してきた病院新築事業が昭和四四年七月完成し、四五年二月には産婦人科医師の招へいも実現して病院運営も軌道にのってきた。

すなわち、総工事費八五、七三七千円をかけた新病院は鉄筋コンクリート二階建（一部三階建）で総延面積一、三六〇平方呎、全館冷暖房完備、急救医療お

飯 富 病 院

三、町内医療機関の現況



飯 富 病 院 の 受 付

日、国の施策にのっとり四か村（西島・大須成・静川・曙）合併により中富町に移管し、三〇年三月二八日には中富町国民健康保険直営診療所として山梨県知事の許可をうけた。

追って八月一日には原村の編入合併により、組合立国民健康保険直営飯富病院に出張診療を委託し、毎週木曜日の午後を出張診療日と定めている。

よびリハビリテーション的診療部門を併設し、エレベーター等を備え、病床数も従来の三七床から六〇床に増床し、峡南地方随一の公立病院として地域住民の保健衛生、健康維持に、その重要度は、ますます強まってきている。

以下その内容の一端を記す。

1、職種別職員数

合 計	用 務 員	技 能 労 務 員	事 務 職 員	栄 養 士	理 学 療 法 士	薬 剤 師	準 看 護 婦	看 護 婦	医 師	職 種		職 員 数	増 減
										四四・四・一現在	四五・三・三一現在		
二九	一	七	七	一	一	〇	六	三	三	人			
三四	一	七	七	一	一	一	一〇	三	三	人			
五						一	四			人			

2、患者数および料金収益

区分	患者数		料金収益	
	延数	一日平均	総額	平均一人一日
院	四三年度	一〇,二五八人	一六,四七二,五九八円	一,六〇三円
	四四年度	一五,二〇七	二五,九四一,八〇〇	一,七〇五
入	増減	四,九四九	九,四六八,二〇二	一〇三
	増減率	四七・九%	四六・四%	六・四%
来	四三年度	一七,二四七人	一七,〇九一,四三三人	九一人
	四四年度	二二,七四四	二〇,七〇七,四九七	九一
外	増減	四,五七七	三,六一六,〇六六	△四〇
	増減率	二六・三%	二六・三%	三%△四一%

四三年度と比較して入院収益において二五、九二四、一八〇円(前年比五七%)と大幅な増加を示し、外来収益においても二〇、七〇七、四九七円(前年比二二%)と増加している。

3、昭和四四年度末固定資産

(1) 有形固定資産

資産の種類	現在高	資産の種類	現在高	資産の種類	現在高
土地	五二六、四〇円	構築物	三、〇七、七〇〇	小備品及付器	七〇、六〇〇
建物	五、六六、九六六	機械及装置	一、〇三、六〇〇	車輛	三三、〇〇〇

建物	二四、八四〇、〇一七	器具及備品	七、二五三、二六	建設仮勘定	三六、〇〇〇
合計	三二、四三三、〇三〇				

(2) 無形固定資産

電話加入権 四〇、八〇〇円

(3) 投資

杏林薬品KK株券 二〇、〇〇〇円

日本電信電話公社債券 九二、七〇二円

4、企業債明細

種類	発行年月日	発行総額	償還高	未償還残高	利率	償還期	備考
病院移転	昭四・三・二六	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	六・五	六・三	国民年金特別
病院移転	昭四・七・二五	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇	五,〇〇〇,〇〇〇	六・五	六・三	地方債
合計		六,〇〇〇,〇〇〇	〇	六,〇〇〇,〇〇〇			

有泉医院

医師 有泉馨 大正一一年に山梨市より有泉親之医院に養子に迎えられ、大正一五年三月、日本医専(現在の東京医大)を卒業、有泉医院を継ぎ今日に至る。

この間に、昭和二二年九月より一九年七月まで海軍軍医大尉として軍務に従事する。

現在、南巨摩郡医師会長、山梨県医師会副会長の要職についている。西島小学校校医。

なお、長男憲之は医学博士となり増穂町青柳に有泉医院を開業している。

### 古屋 歯科医院

医師 古屋啓作 昭和五年三月、東京歯科医大を卒業、切石六三二番地に昭和五年五月九日に開業する。

当時の本郡の歯科医は皷沢二、下山一、南部一で中部地域では初めてであった。従って、学校歯科医としては町内のすべての学校医を嘱託されてきている。西島・飯富にも分院を設け現在に至っている。

歯科医師会郡支部長、県理事を歴任、現在南巨摩郡学校保健会副会長の要職についている。

なお、四子とも医術をこころざし長男英機は医学博士となり日本医科歯科大学助教として勤務している。

### 望月 歯科医院

医師 望月平 日本大学歯科医学部を卒業、昭和一七年四月、東京都澁乃川区田端に開業するも二〇年五月戦災により本籍地切石に帰る。

昭和二〇年二月二五日に切石ならびに下伊沼に開業するも下伊沼は間もなく閉院する。二二年四月都川村、三〇年一月西山村に分院を開設、以来二五年間、中富町及び早川町奥地の歯科医療に努め

る。曙小・中学校の歯科校医。

### 遠藤 歯科医院

医師 遠藤義雄 昭和一六年一二月、日本歯科専門学校（現在の日本医科歯科大学）を卒業。

一二年、早川町大島に開業、二四年、出身地切石七〇一番地に開業して現在に至る。西島小学校・原小中学校の歯科校医。

その他の医療従事者として

柔道整復師 兩宮 直治 八日市場

鍼灸師 仙洞田英明 切石

助産婦 林 五月 西島

深沢 のぶ 切石

古屋 よ志 飯富

以上の現況からみて、本町における医療施設は、まだ、じゅうぶんとは言えない。施設の数において、また専門医の点において、僻地診療の面から考えても多くの問題点をもっている。

飯富病院を名実共に総合病院として充実発展させることも、これらの問題解決に欠くことのできないことである。

### 隔離 病舎

明治年間において伝染病が多発したが、当時は衛生知識が低く、伝染病が発生すると、その予防法も知らずに、むやみに恐れた。明治三〇年四月一日に伝染病予防法が制定されるにいたり伝染病患者



誌 日 床 病 者 患

は隔離病舎  
その他適當  
な場所に隔  
離しなければ  
ならない  
ようになつ  
たため各村  
においては  
有事のこと  
を考え避病

舎を建設するようになった、しかしながら村の財政上の問題から、その建設は困難であつた。村によつては民家を借用する場合もあつたようである。どうか避病舎が設置されても医療設備がなく、番人がいる程度であつた。ここに切石村・曙村の隔離病舎建設の状況を載せてみる。

明治三十一年度曙村税中衛生費追加歳入歳出精算報告

一金 千百五円 歳入総額  
一金 四千七百五拾円五拾銭老厘 歳出総額  
差引金參千六百四拾五円五拾銭老厘不足

内 訳

科 目	精算額	予算額	比 較		付記
			増	減	
第一款 町村税	一、一〇五、〇〇〇	一、一〇五、〇〇〇			

歳出之部内訳

一、地 租 割	三七、四元			
二、戸 数 割	七七、五元			
合 計	一、一〇五、〇〇〇	一、一〇五、〇〇〇		

科 目	精算額	予算額	比 較		付記
			増	減	
伝染病予防費	四七五、五〇	一、一〇五、〇〇〇	三六四、五〇		
予防委員ニ関スル諸費	一、〇六、五〇	三〇、四〇	七六、一〇		
一、予防委員手当 又ハ実費弁償	六四、九五	三三、〇〇	五二、九五		
二、予防委員事務 取扱費	三三、六〇	三三、四〇	二、二〇		
清潔消毒並ニ種痘 ニ関スル諸費	八九、五〇	二〇、六〇	六八、九〇		
一、消毒費及器具 費	八四、四〇	一五、六〇	六八、八〇		
二、種痘ニ関スル 諸費	一、一〇、五〇	五、〇〇	六、五〇		
一、隔離病舎ニ関ス ル諸費	二、四六、七一	四三、五〇	一、九三、二一		
二、隔離病舎新 築費	二、三〇、一六	四三、〇〇	一八、七、一六		
一、仮隔離病舎借 家料	五三、〇〇	四〇、〇〇	一三、〇〇		
三、貧困患者看護 料	七五、六〇	一八、五〇	五七、一〇		
交通遮断ニ関スル 諸費	三七八、八〇	七〇五、〇〇	三七、二〇		

一、交通遮断費	一五、二〇〇	一〇、五〇〇	一三、七〇〇	
二、貧民患者並ニ死亡ニ関スル諸費	一四、四八〇	四、〇〇〇	一四、八〇〇	
合 計	四、七五〇、五〇一	一、一〇五、〇〇〇	三、六四五、五〇一	

右報告ス

明治三十一年度曙村税中衛生費追加支出不足額

一金 參千六百四拾五円五拾錢老厘 伝染病予防費補助請求額

内

金五百八拾五円八錢七厘 県税ヨリ補助下付金

差引金 參千六円四拾錢四厘不足

コノ不足金ハ村債トシテ拾ヶ年間借置年賦ニテ返済スル事

この精算書から考えて民家を借用して改築したことがわかるが、なおかつ、三千円余の村債をして隔離病舎の建設をしなければならなかつた当時の伝染病対策への各村の熱意がうかがえる。次に明治三二年度に建設された切石村隔離病舎の精算報告書も参考のため載せてみる。

明治三十一年度衛生費精算報告書 切石村

七月廿五日

一金貳拾八円五拾錢 避病舎建築ニ付古家購入代

八日市場 望月三十郎ニ渡ス

八月十二日

一金六拾壹円拾五錢 避病舎建築請負金 大柴又五郎ニ渡ス

八月十五日

一金壹円貳拾七錢五厘 避病舎内へ手摺拵へニ付、諸費及大工手間代 大柴又五郎ニ渡ス

一金壹円七拾五錢 避病舎ニ備付ノタライ、手桶代 伊沼村 佐野龜太郎ニ渡ス

八月十七日

一金四円 避病舎へ使用ノ疊新床六疊代 小林市太郎へ渡ス

一金九拾錢 腰掛板五枚代 佐野角太郎ニ渡ス

九月二十八日

一金五拾錢 杉細木三本病舎建築資材

一金參拾錢 避病舎増築ニ付、柱三本代

一金貳円九拾錢五厘 炊出場新設ノ板三十枚及筵三枚代

一金七拾錢 釘代

板、疊及貫木代

一金九拾錢 板拾枚及タル木二本代

明治三十拾貳年三月十五日

このように隔離病舎が各村に設けられたことから、伝染病の発生が多かつたことがうかがわれる。各村の事務報告書などによると、これらの施設に收容された患者は毎年のようにあり、多い時には十数名を数えるほどで、その惨状は実に眼を覆わせるものがあった。曙村では仮病舎が老朽化し、病人を收容する上に不都合も多かつたので再び完備した病舎建築を行なつてゐる。その大要を記し当

時の人たちが、いかに伝染病から身を守ろうとしたかの熱意を推察したい。

曙村会議事録から

明治四十一年六月二十六日曙村避病舎敷地トシテ購入ノ為村会ヲ役場ニ開ク、出席議員左ノ如シ

議員名 略

議長ハ議事ニ先チ左ノ報告ヲナセリ

……………ヲ以テ書記ニ選任セリ

議長ハ書記ヲシテ左ノ案ヲ朗読セシム

曙村避病舎敷地トシテ左記土地買入ノ件

南巨摩郡曙村福原地内

第三百六十番、畑反別八畝廿三步

南巨摩郡曙村福原地内

第三百五十九番ノ内、畑反別壹畝歩

右一読会ヲ了シ二読会ニ移リ議員……………氏ノ發議ニテ満場一致異議ナク決ス

伝染病隔離病舎建設認可申請

南巨摩郡曙村

右明治参拾叁年参月県令第拾号伝染病隔離病舎設備並ニ管理方法ノ規定ニ依リ今般本村ニ伝染病隔離病舎一棟ヲ建設仕度候間別紙關係書類相添ヘ此段及申請候也

明治四拾叁年九月十五日

南巨摩郡曙村

山梨県知事 熊谷喜一郎殿

村長 望月菊石 門

南巨摩郡曙村明治四拾叁年度村税追加歳入歳出予算

歳入ノ部

科

第四款 賦税補助金

第三項 伝染病予防費補助

一 伝染病予防費補助

第七款 村税

第二項 直税県税附加金

一 戸別割

合

歳出ノ部

臨時費

科

第四款 衛生費

第一項 伝染病予防費

一 病舎建築費

計

総

右之通り

規定予算額 追加予算額

三、三六〇円 二、三九〇、九三円

八、六五〇円 二、三九〇、九三円

八、六五〇円 二、三九〇、九三円

二、〇〇六、三三〇円 一、三三六、三三六円

一、二七〇、〇〇〇円 一、三三六、三三六円

二、二七〇、〇〇〇円 五、八八三、八三六円

三、七六三、二八六円 三、七六三、二八六円

三、七六三、二八六円 三、七六三、二八六円

三、七六三、二八六円 三、七六三、二八六円

三、七六三、二八六円 三、七六三、二八六円

三、七六三、二八六円 三、七六三、二八六円

三、七六三、二八六円 三、七六三、二八六円

二、一七六、六五〇円 五、八八三、八三六円

二、一七六、六五〇円 五、八八三、八三六円

二、一七六、六五〇円 五、八八三、八三六円

付記

隔離病舎建設費何程ニ対スル補助金

付記

伝染病舎隔離病舎建築諸費

南巨摩郡曙村長 望月菊右エ門

隔離病舎建築

南巨摩郡曙村

- 一、起工 明治四拾老年拾月拾日
  - 一、成工 明治四拾老年拾貳月貳拾日
- 右之通り

右村長 望月菊右エ門

土地売渡証書 写

南巨摩郡曙村福原地所

第三百六拾番

一、畑八畝貳拾參歩

地価金拾四円七拾参銭

地代金參百拾円也

右之地所今般相談之上曙村遊病舎敷地トシテ曙村エ売渡シ前記地代金正ニ受取地所売渡申候処実正也且ツ為後日売渡証書依テ如件

明治四拾老年六月拾五日

南巨摩郡曙村貳百四番戸

売主 樋川利重郎

(外一通)

南巨摩郡曙村御中

工事仕様明細書

病舎本館一棟梁間三間桁間拾三間半コケラ葺破風造三寸五分勾配

此建坪四拾坪五合、内九尺看護婦室一表面へ幅三尺長拾三間半ノ縁ヲ付シ両側へ浴室及便所ヲ建、一ハ患者用、一ハ看護婦用ニ供ス床下ハ総テ渋喰塗トシ周囲ハ総テ板張トナン消毒及洗滌ニ便ス

病室及看護室ノ構造

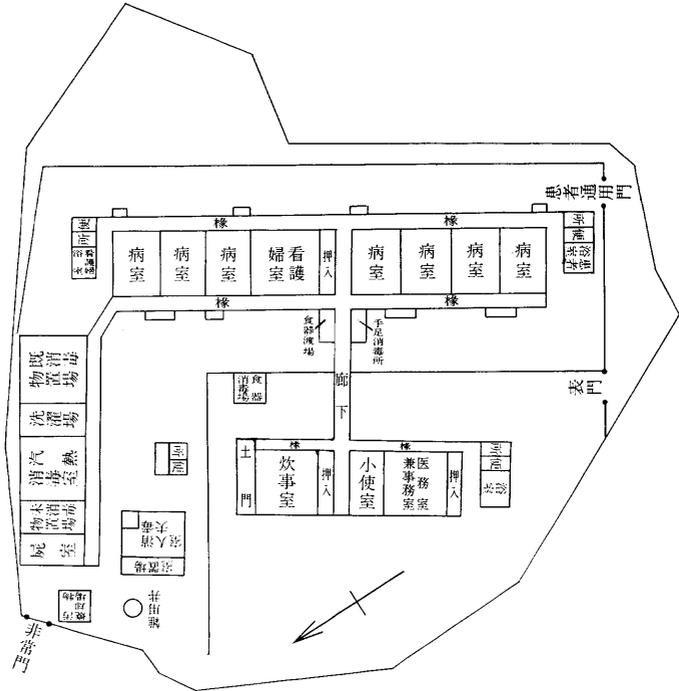
- 一、平屋建ニシテ巽ニ面ス
- 二、室ノ内外側壁共総テ板張トナン消毒洗滌ニ便ス
- 三、表面ハ障子トナン前ニ幅三尺ノ縁ヲ付シ其ノ外端ニ沿フテ兩戸ヲ設ケリ
- 四、床ノ高サハ地上二尺トシ厚八分ノ板ヲ用ヒ隙間ナキ様之ヲ張結メ天井ハ床上七尺ト為ス
- 五、床下ノ地面ハ渋喰塗トナン中央へ室ノ長サニ汚水流下ノ溝ヲ設ケ該方ニ向テ五寸ノ勾配ヲ付シ一方へ汚水ノ滲透セザル汚水溜ヲ設ケ樋ヲ用ヒテ之ニ入ルルノ設備ヲ為ス
- 六、床下ノ周囲ニハ襦壁ヲ設ケズ総テ見透様之ヲ造ル
- 七、裏面ノ床下ニ長三尺ノ口ヲ四ヶ所ニ設ケ其ノ外部ニ各長三尺幅一尺五寸ノ戸棚ヲ付便器又ハ汚物容器ノ置場トナス
- 八、病室ハ九尺六間貳間ノ看護室一間トス

伝染病患者食費薬価徴収規程

第一条 伝染病予防施行規則第十二条に依り伝染病隔離病舎に收容したる患者の食費及薬価は左記の通り徴収すること。

但し哺乳児は食費を徴収せざること。

一、大人十五歳以上一日食費金貳拾銭、薬価金貳拾銭、小兒十五



曙村福原地内に建設された隔離病舎の配置図

三、食費・薬価は入舎退舎の当日は各半額を徴収すること。

四、一戸二名以上の患者を收容したるときは第一号に定むる半額を徴収すること。

五、貧民患者は前各号に定むる食費・薬価を徴収せざることを。

附則

第二条 本規程は発布の日より之を施行す

明治四十二年三月三十一日議決

このようにして建設し運営してきた隔離病舎も、その後は衛生思想の向上や予防法の進歩に伴って伝染病の発生も少なくなつたことと病院等が伝染病人を收容するようになったため、昭和の初めごろから次第に姿を消し、あるものは内部改造して公共施設に利用したりして今は全く跡形もなくなつてゐる。

## 第七節 衛生統計

### 出生数

昭和三五年の本町の出生数は一六五人・出生率一六・八であつたが次第に減少をたどり、昭和四一年には七六人・出生率九・二と従

歳未満一日分食費金拾銭、薬価金拾銭  
 二、食費とは一日三回の食物の外、牛乳・鶏卵その他滋養品を包  
 含し、薬価とは水菜・散葉・血清及医師の手術料等を包含する  
 ものとす。

第一章 保 健 衛 生

出生数 (昭和35年~43年)

年	中 富 町 出 生 数	出 生 率 1,000人対		
		中 富 町	山 梨 県	全 国
35	165	16.8	16.3	17.2
36	153	15.6	16.5	16.8
37	122	13.4	15.6	17.0
38	118	13.3	16.6	17.2
39	109	12.7	15.9	17.6
40	95	11.5	16.2	18.5
41	76	9.2	12.5	13.7
42	113	14.2	17.4	19.3
43	84	10.8	16.7	18.6

来の最低を示し一〇を割っている。もっとも昭和四一年は六十年に一度まわってくる「ひのえりま」の影響をうけて、このような記録を示している。昭和四二年においては一一三人と急激に増加し、三七年来の大幅の上昇である。しかし四三年には再びもとに戻り八四人で出生率も一〇・八となっている。  
 全国・県と比較すると大きな開きをもって低率を示している。

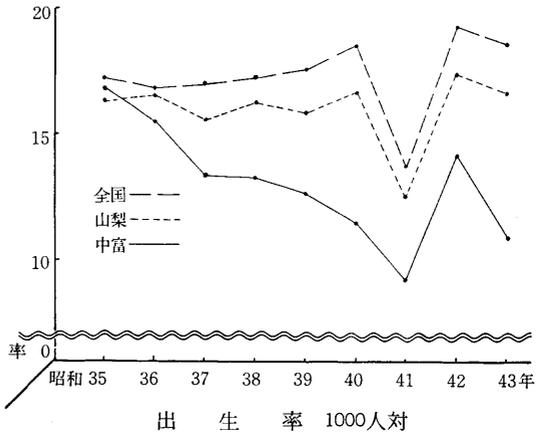
季節別出生数 (昭和35年~43年)

年	月												計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
35	14	14	12	15	16	8	10	18	18	16	10	14	165
36	17	12	13	16	12	12	12	16	15	7	7	14	153
37	15	10	10	16	8	11	11	8	11	5	7	10	122
38	12	9	11	16	8	9	7	9	8	14	7	8	118
39	10	4	8	8	17	7	11	13	9	8	3	11	109
40	8	10	5	13	5	6	9	5	11	10	7	6	95
41	5	8	7	7	7	2	10	7	6	6	6	5	76
42	13	9	12	7	7	8	11	9	6	15	6	10	113
43	5	5	10	6	8	5	11	4	11	6	4	9	84
計	99	81	88	104	88	68	92	89	95	87	57	87	1,035
%	9.6	7.8	8.5	10.0	8.5	6.6	8.8	8.6	9.2	8.5	5.5	8.4	100

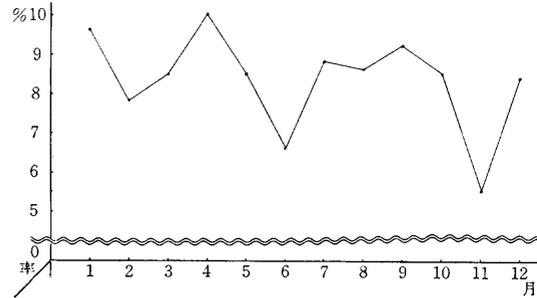
出生の季節的变化

出生数を月別に見ると、四月が最高で次に一月・九月となっており、一月・六月が最も少なく、概して農繁期には著しく低下している。

次に出生児の施設別出生数を見ると、昭和三五年には自宅出生が一一人となっていたが年々減少を示し昭和四三年には一四人と全体の一六・七割となり、かわりに病院等の分娩が全体の八二・一割と利用割合が著しく高まっている。



出生率 1000人対

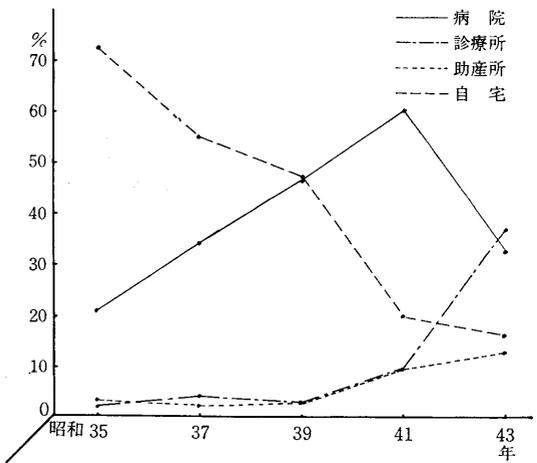


季節別出生率 (S35年~43年)

死産数

死産とは、妊娠四か月以後の死児の出生をいう。死産には自然死産と人工死産の二種類があり、人工死産とは胎内で生存が確認された胎児に産科的に操作を加えたことによって死産した場合をいうのである。

本町の死産数(率)表をみると昭和三六年より三八年までは高率を示し、三九年・四〇年は一〇〇台を割っている。四一年は出生数の減少とは逆に、死産率は大きくはね上ったが、これは、この年の



施設別出生の推移

# 第一章 保 健 衛 生

## 死 産 数

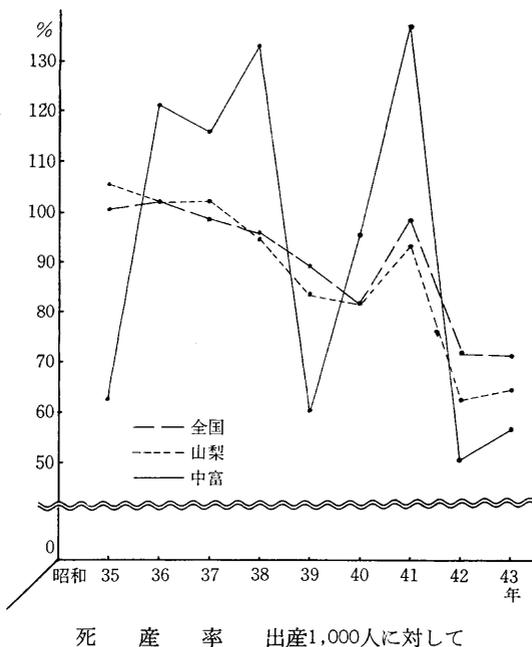
年次	死産胎数		計	死産率(出産1,000人に対して)		
	自然	人工		中富	県	国
35	5	6	11	62.5	105.5	100.4
36	8	13	21	120.7	102.1	101.7
37	5	11	16	115.9	102.1	98.8
38	9	9	18	132.4	94.4	95.6
39	2	5	7	60.3	83.3	89.2
40	8	2	10	95.3	81.4	81.4
41	7	5	12	136.4	93.1	98.2
42	4	2	6	50.4	62.3	71.6
43	2	3	5	56.2	64.6	71.2

(注) 死産率 =  $\frac{\text{年間の死産胎数}}{\text{年間の出産数 (年間の出生数+年間の死産数)}} \times 1,000$

## 出生児施設別出生数

施設別 年次	総数	病院	診療所	助産所	自宅	その他
35	165	34	3	4	119	5
36	153	34	6	1	108	4
37	122	41	5	3	67	6
38	118	43	1	8	66	0
39	109	50	3	3	52	1
40	95	57	3	2	32	1
41	76	46	7	7	15	1
42	113	78	11	8	16	0
43	84	27	31	11	14	1

**体重別出生児数**  
出生児の体重が二、五〇〇g以下の乳児を未熟児と称している。昭和三五年五月一日から児童福祉法の一部が改正され届出制度がと



みに終わり四二年・四三年は五〇台の低率を示している。なお、人工死産の数が漸次減少の方向をたどっている。この原因は三八年ごろから妊娠可能婦人の集団受胎調節実施指導を各部落ごとに助産婦・医師などによりおこなった結果、婦人層の自覚が高揚したためと考えられる。

体重別出生児数 一未熟児出生率一

区分 年	総数	1,800 g以下	1,801 ~ 2,300g		2,301 ~ 2,500g		2,501 g以上		未熟児の率	
			町	県	町	県	町	県	町	県
35	165	2	8	6	149	9.7	7.2			
36	153	1	2	5	145	5.2	7.4			
37	122	7	6	6	103	15.5	7.2			
38	118	0	8	6	104	11.0	7.4			
39	109	2	2	3	102	6.4	6.8			
40	95	0	2	4	89	6.3	6.7			
41	76	1	3	2	70	7.9	7.6			
42	113	0	4	8	101	10.6	6.8			
43	84	1	3	2	78	7.1	6.8			

りあげられることになり、未熟児が出生したときは保護者は、その乳児の現住地を管轄する保健所長に届け出ることになっている。別表から見ると一般に県平均より上回っている、しかも年によっては高率を示し三七年・三八年・四二年においては一〇割を上回っている。

母体保護の立場から妊婦の健康管理こそ大切であることから、本町では毎月一回妊婦検診を実施し、未熟児の出生のないよう力をそそいでいる。

死 亡 数

近年医薬の急速な発達により、平均寿命が高くなる法則は保たれているが、県・国の低下の傾向に比して、本町の場合は一〇割を前後している高率を示している。

これは中富町人口の老齢化に起因して、いわゆる成人病による死亡者が多数を占めていることが推定される。

五歳階級別死亡者の表を見ても六〇歳をすぎた死亡者が多く年々約八〇割をこの年齢層で占めている。

次に死因別死亡者数を三八年よりまとめみると脳卒中・全臓・悪性新生物等の成人病による死亡が全死亡の六〇割を占めている。

年次別死亡数・率人口 1,000人に対して

年	中 富 町		山 梨 県		全 国 死亡率
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	
大 9	—	—	13,976	26.2	25.4
昭10	—	—	11,102	15.9	16.8
25	—	—	8,419	10.4	10.9
35	88	9.0	6,474	8.3	6.7
36	82	8.4	6,187	7.9	7.4
37	102	11.2	6,487	8.3	7.5
38	92	10.3	5,872	7.6	7.0
39	82	9.5	6,101	7.9	6.9
40	93	11.2	6,397	8.4	7.1
41	78	9.5	6,202	8.1	6.8
42	82	10.3	6,015	7.9	6.7
43	96	12.3	6,074	8.0	6.8

(注) 死亡率=

$$\frac{\text{年間の死亡数}}{\text{人口(その年の10月1日現在推計人口)} \times 1,000}$$

第一章 保 健 衛 生

年 齢 別 (5才階級) 死 亡 者 数

年齢別 年次別	0才	1~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85歳以上	計
35	5	1	2	1	0	0	0	1	5	1	2	4	6	9	11	10	9	11	10	88
36	3	1	0	0	0	2	2	0	3	5	2	7	5	4	13	11	6	14	4	82
37	6	4	2	0	2	1	1	2	2	2	2	3	9	9	14	14	14	10	5	102
38	4	0	1	1	0	0	1	0	3	5	3	3	6	3	10	17	8	16	11	92
39	3	3	0	0	0	1	0	0	4	1	5	2	1	4	12	7	15	17	7	82
40	1	4	2	2	0	2	1	0	0	4	2	3	5	8	8	11	9	13	18	93
41	0	2	0	0	1	1	1	1	3	2	3	2	2	4	7	7	19	12	11	78
42	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	3	1	3	9	7	17	16	13	7	82
43	3	1	0	0	2	0	1	1	2	2	4	4	6	4	10	15	20	12	9	96

死 因 別 死 亡 者 数

死因別 年	全結核	悪性新物 生	脳卒中	全心臓	肺炎	気管支 炎	胃および 十二指腸 の潰瘍	胃腸炎	肝硬炎	腎炎及び ネフローゼ	老すい	不慮の 事故	自殺	その他	計
38	3	14	22	15	0	3	4	5	2	0	2	5	1	16	92
39	3	15	12	11	2	0	0	1	0	6	4	6	1	21	82
40	3	17	25	17	1	2	3	1	2	2	4	8	0	8	93
41	1	18	17	15	1	4	0	1	1	2	3	5	1	9	78
42	3	13	30	16	2	2	1	1	1	1	1	3	1	7	82
43	2	12	30	20	0	3	1	3	2	2	6	5	1	9	96

脳卒中死亡率 人口10万人に対して

年	中富町		山梨県		全国
	数	率	数	率	率
35	21	214.6	1,547	197.8	160.4
36	18	184.0	1,610	205.9	165.1
37	25	275.5	1,670	214.7	169.1
38	22	247.0	1,674	214.0	171.1
39	12	139.4	1,719	221.9	171.4
40	25	301.7	1,752	229.6	175.3
41	17	206.3	1,695	222.6	173.4
42	30	376.7	1,857	243.2	171.7
43	30	385.1	1,650	216.1	173.1

(註) 死因別死亡率= $\frac{\text{死因別死亡数}}{\text{人口(その年の10月1日現在推計人口)} \times 100,000}$

従って、本町においては成人病対策を適切にすることが最も緊要と考えられる。

**死亡の動向**

本県の死亡率は、大正時代は人口一、〇〇〇人に対して二〇台前を一高一低の状態に推移してきたが大正末期から低下傾向に転じ、昭和一〇年には一五・九にまで下がった。戦後は、医薬の進歩公衆衛生の発展によってその低下傾向にいつその拍車がかげられ昭和二五年に至っては一〇台となり、いわゆる少産少死の近代化の様相を示し、三八年には七・六の最も低い率を示した。

しかし、その後一高一低を繰り返しながら停滞気味で推移してきた。死亡率を全国平均でみると本県の方が全国平均より高い、これ

全心臓死亡率人口 10万人に対して

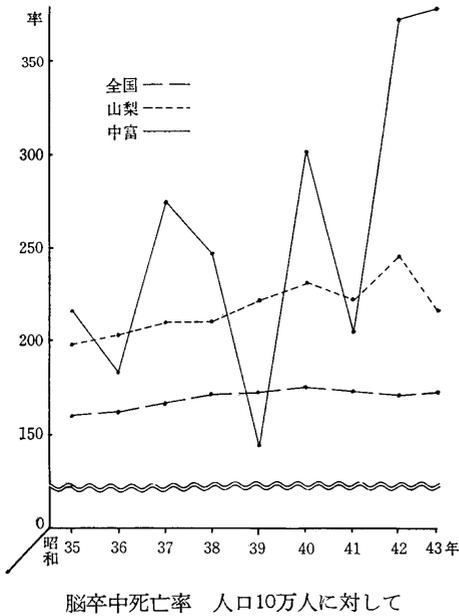
年	中富町		山梨県		全国
	数	率	数	率	率
35	10	120.2	788	100.7	72.7
36	20	204.4	716	91.6	71.5
37	12	132.2	807	103.7	75.4
38	15	168.5	783	100.1	70.4
39	11	127.7	860	111.0	69.5
40	17	205.2	870	114.0	76.3
41	15	182.1	896	117.7	71.0
42	16	200.9	799	104.6	74.5
43	20	256.7	902	118.1	79.9

は本県の老齢化指数の上昇によるものであって、本町では過疎の影響により、なお、その傾向が強くあらわれている。

昭和四三年中の死亡数は九六人であるが、これを死因別にみると、脳卒中が最も多く、全死亡の三一・二割を占め、次いで全心臓が二〇・八割、悪性新生物が一・五割で、これら上位三大死因はいわゆる成人病であり、全死亡の六四・八割を占めている。

この三大死因のほかに老衰、不慮の事故が目立った位置を示し、気管支炎・胃腸炎が次いでいる。

なお、三大死因の一つ脳卒中は増加の傾向をたどり、かつて三位を占めていた全心臓が悪性新生物を越して二位に増加したことが気にかかる現象である。

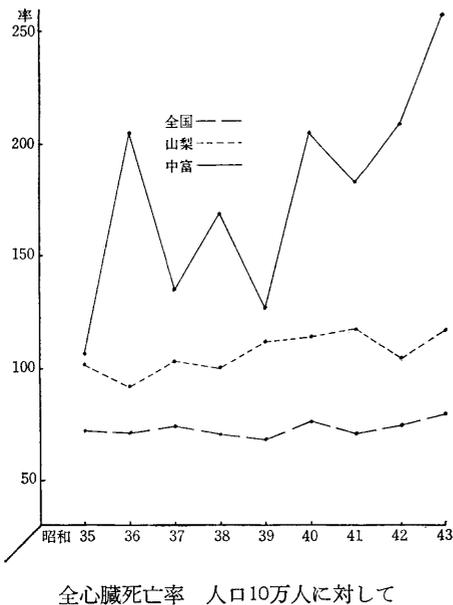


**特定死因**  
**脳卒中**

死因中一位を占める脳卒中は図表のとおりである。本町においては、昭和三九年に全国・県を下回っているのみで高率を示している。年次別推移をみると四一年に一七人と二〇台を割った実数も四二年・四三年には三〇人と大幅に増加している。

**全 心 臓**

全心臟とは心臟疾患の総称で、本町では悪性新生物死亡を上回り



第二位を占めている。三五年には県平均に近かったものが漸次増加の一途をたどり、四三年には人口一〇万人に対して二五六・七となり前年より五五・八高い。

これを全国平均と比較すると、なんと一七六・八も本町の方が高い。なお、県・全国においても死亡率は漸増傾向にある。

**悪性新生物(癌)**

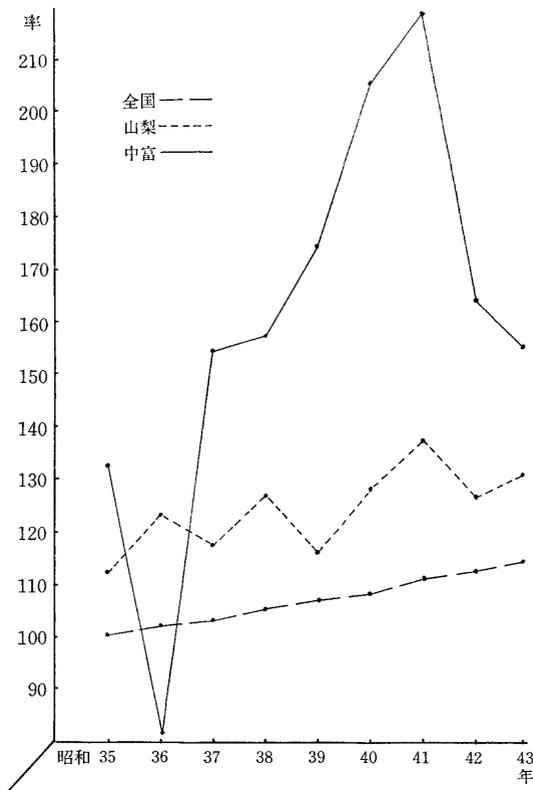
年とともに増加傾向を示し四一年には従来の最高をマークし上昇傾向を呈したが、四二年・四三年には低下している。しかし、漸増傾向にある県・国よりも高率を示している。

表A 山梨県悪性新生物による年齢階級別死亡率

年齢階級	41年		42年		43年	
	死亡数	%	死亡数	%	死亡数	%
総数	1,043	100	965	100	999	100
0～9	8	0.8	9	0.9	7	0.7
10～19	13	1.2	4	0.4	8	0.8
20～29	14	1.3	13	1.3	12	1.2
30～39	39	3.7	41	4.3	38	3.8
40～49	81	7.8	68	7.1	83	8.3
50～59	200	19.2	181	18.8	141	14.1
60～69	313	30.0	285	29.5	308	30.9
70～79	268	25.7	288	29.8	301	30.1
80歳以上	107	10.3	76	7.9	101	10.1

悪性新生物死亡率 10万人に対して

年	中富町		山梨県		全国
	数	率	数	率	率
35	13	132.8	880	112.5	100.1
36	8	81.8	966	123.5	102.2
37	14	154.3	915	117.6	103.1
38	14	157.2	991	126.7	105.3
39	15	174.2	898	115.9	107.2
40	17	205.2	975	127.8	108.2
41	18	218.5	1,043	137.0	110.8
42	13	163.2	965	126.4	112.2
43	12	154.0	999	130.8	114.3



悪性新生物死亡率 人口10万人に対して

第一章 保 健 衛 生

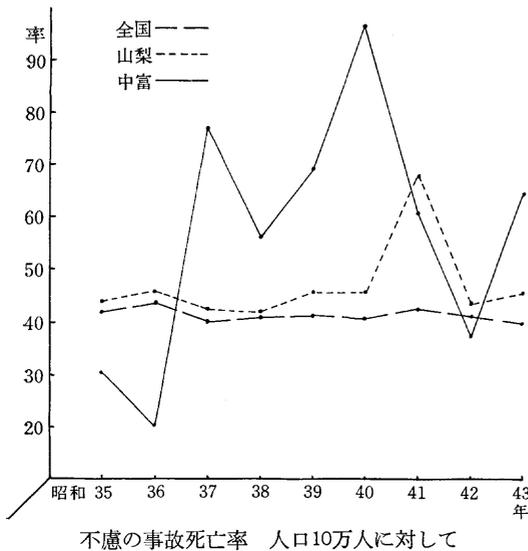
不慮の事故  
 四一年の県の不慮の事故死は台風災害によるものであったため高率を示している。本町の場合、四二年に全国・県より下回っていたが四三年には再び上回っている。

表B 山梨県悪性新生物による部位別死亡率

部 位	41 年		42 年		43 年	
	死亡数	%	死亡数	%	死亡数	%
総 数	1,043	100	965	100	999	100
胃 が ん	431	41.3	400	41.5	384	38.5
肝臓がん	67	6.4	111	11.5	110	11.0
子宮がん	22	2.1	32	3.3	45	4.5
腸 が ん	48	4.6	48	5.0	66	6.6
肺臓がん	122	11.7	81	8.4	82	8.2
白血 病	48	4.6	24	2.5	15	1.5
乳 が ん	23	2.2	11	1.1	14	1.4
そ の 他	282	27.1	258	26.7	283	28.3

参考までに本県の場合の悪性新生物による死亡を年齢階級別・部位別の統計を別表A・Bによってみると、年齢階級別では六〇—六九歳が全体の三〇・九で最も多く、続いて七〇—七九歳となっていてこの年代の死亡が六〇%以上を占めている。また、この死亡が若年層にも分布し始めている。  
 部位別にみると胃がんが最も多く全体の三八・五%を占め、次いで肝臓がん・肺臓がんが続いている。

不慮の事故死亡率  
 人口10万人に対して



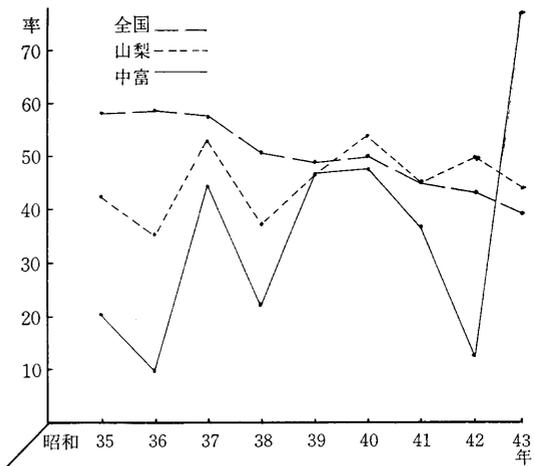
年	中富町		山梨県		全国
	数	率	数	率	
35	3	30.6	345	44.1	41.5
36	2	20.4	360	46.0	43.9
37	7	77.1	334	42.9	40.1
38	5	56.1	327	42.1	41.3
39	6	69.7	354	45.7	41.3
40	8	96.5	349	45.7	40.6
41	5	60.7	520	68.3	42.6
42	3	37.7	332	43.5	41.4
43	5	64.1	346	45.3	39.7

老すい死亡率 人口10万人に対して

年	中 富 町		山 梨 県		全国
	数	率	数	率	
35	2	20.4	332	42.5	58.0
36	1	10.2	275	35.2	58.2
37	4	44.1	409	52.6	57.5
38	2	22.4	287	37.0	50.4
39	4	46.7	362	46.7	48.4
40	4	48.3	410	53.7	50.0
41	3	36.4	340	44.6	44.6
42	1	12.6	379	49.6	43.0
43	6	77.0	333	43.6	39.2

**老 衰**  
 老衰による死亡は、全国・県より下回り四〇年を頂点にして下降してしたが四三年には再び大きく上昇している。この種の死亡は、老衰に至る前の成人病による死亡が多いため少数の死亡にとどまるものと推定される。

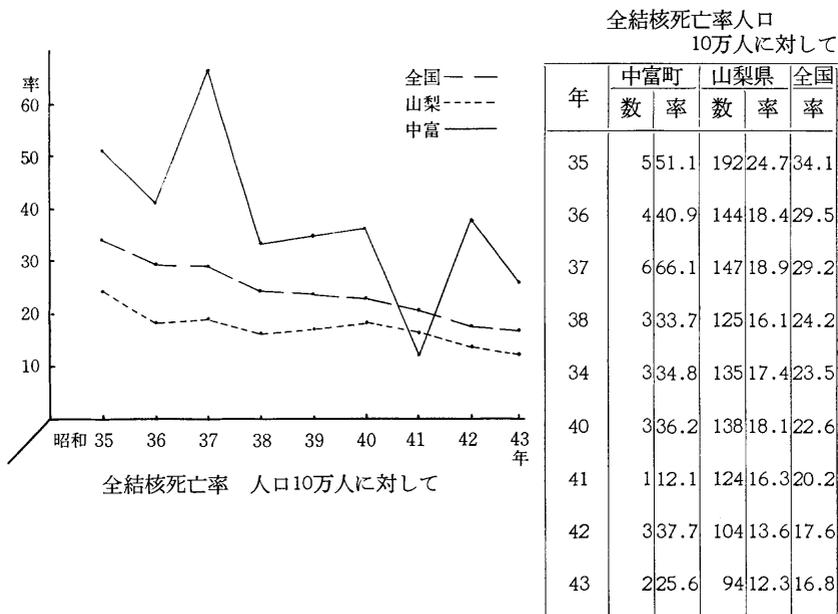
**全 結 核**  
 結核による死亡は、かつては代表的死因であったが、結核対策が急速に進んだため死亡率は減少の一途をたどっている。本県においては全国平均より常に低率を示しているが、本町の場合には総体的に上回っている。しかしながら死亡零となる年も近い将来



老衰死亡率 人口10万人に対して

来と考えられる。  
 なお、参考までに本県の年齢階級別結核死の推移をみると昭和二五年には二〇—二九歳の間が全体の三三・三割で最高であったが三〇年には高年齢層の死亡の方がやや上昇し、さらに三五年には年齢とともに増加する傾向となり、年を追ってその傾向は強くなってきている。特に二五年当時最高の三三・三割を占めていた二〇歳台の死亡は四三年においては一割となり六〇歳台以上の死亡が五九・六割を占めるに至った。

第一章 保 健 衛 生



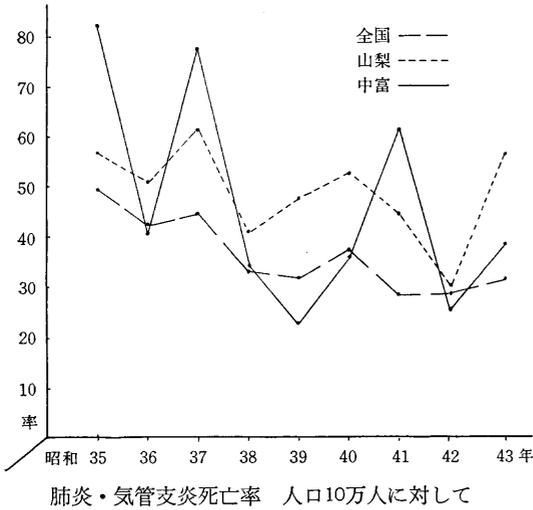
肺炎・気管支炎  
この死因による死亡率は年により多少の増減はあるが、一般的には減少傾向をたどっている。ただ県の場合四三年には大幅に増加し、五六・五と三七年以来、高い記録を示している。

山梨県全結核による年齢階級別死亡率

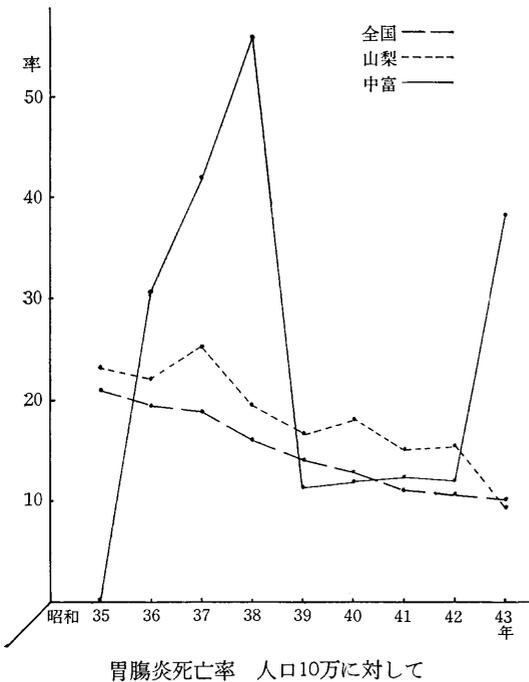
年齢階級	25 年		30 年		35 年		40 年		43 年	
	死亡数	%								
総 数	693	100	271	100	192	100	138	100	94	100
0 ~ 9	40	5.7	12	4.5	3	1.5	—	—	—	—
10 ~ 19	51	7.3	4	1.5	3	1.5	—	—	1	1.0
20 ~ 29	231	33.3	50	18.4	13	6.8	4	2.9	1	1.0
30 ~ 39	161	23.3	53	19.6	25	13.0	18	13.1	4	4.3
40 ~ 49	98	14.3	42	15.5	33	17.2	16	11.6	15	16.0
50 ~ 59	55	7.9	51	18.7	38	19.8	31	22.4	17	18.1
60歳以上	57	8.2	59	21.8	77	40.2	69	50.0	56	59.6

第八編 厚生と衛生

肺炎・気管支炎死亡率  
人口10万人に対して



年	中富町		山梨県		全国
	数	率	数	率	
35	8	81.8	433	56.6	49.2
36	4	40.9	395	50.5	41.5
37	7	77.2	474	60.9	44.8
38	3	33.7	315	40.6	33.0
39	2	23.2	369	47.6	31.9
40	3	36.2	405	53.1	37.2
41	5	60.7	338	44.4	28.1
42	4	25.1	230	30.2	28.4
43	3	38.5	411	56.5	31.7



胃腸炎  
胃腸炎による死亡は全国・県ともに年々減少傾向を示し、特に県において、四三年には大幅に減少し、人口一〇万対死亡率で全国平均より一・一少ない。ただし本町の場合は逆に増加している。

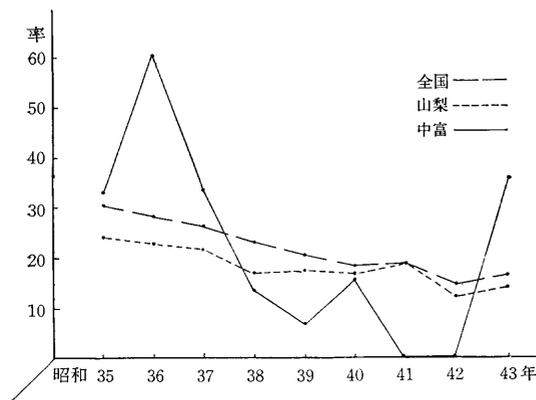
第一章 保 健 衛 生

**乳児の死亡**  
 生後一年未満の死亡を乳児死亡といい、この死亡率は結核による死亡率とならんで戦後急速に改善されたものの一つで、乳児死亡の状況は統計的には、その地域の生活水準や衛生状態を端的に現わすものといわれている。本町における乳児の死亡は昭和三六年に九人（六〇・四）を示しているが三八年以後は県・全国の平均より低く四一年・四二年は死亡数零となっている。しかしながら四三年には死亡数三人で三五・七と増加している。  
 昭和四三年の山梨県の乳児死亡状況をみると、生後四週間未満が最も多く死亡児の五二・一割がこの期間に占められている。次いで二か月から五か月までが一七・一割でこの期間をすぎると死亡率は低くなっている。

胃腸炎死亡率 人口10万人に対して

年	中 富 町		山 梨 県		全 国
	数	率	数	率	率
35	—	—	186	23.8	21.1
36	3	30.7	174	22.2	19.5
37	4	44.1	197	25.3	18.0
38	5	56.1	152	19.5	16.1
39	1	11.6	131	16.8	14.0
40	1	12.1	139	18.2	12.9
41	1	12.6	113	15.1	11.1
42	1	12.1	118	15.5	10.6
43	3	38.5	69	9.0	10.1

乳 児 死 亡 率 出生1,000人に対して



乳児死亡率  
出生1000人に対して

年	中富町		山梨県		全国
	数	率	数	率	率
35	6	32.8	310	24.3	30.7
36	9	60.4	296	23.0	28.6
37	6	33.5	264	21.7	26.5
38	2	13.4	216	17.1	23.2
39	1	7.2	217	17.5	20.4
40	1	15.4	208	16.9	18.5
41	0	0	184	19.3	19.3
42	0	0	169	12.7	15.0
43	3	33.5	180	14.1	15.3

(注) 乳児死亡率 =  $\frac{\text{年間の1歳未満の死亡率}}{\text{年間の出生数} \times 1,000}$

死因別乳児死亡率 (昭和43年)

死 因 名	乳 児 死 数	
	死亡数	死亡率
総 数	180	100.0
敗 血 症	1	0.6
ビタミンその他栄養欠乏症	2	1.1
貧 血	1	0.6
全 心 臓	9	5.0
イ ン フ ル ェ ン ザ	3	1.7
肺 炎	45	25.0
腸 閉 塞 及 ヘ ル ニ ア	4	2.2
先 天 異 常	15	8.3
出生児の損傷、分娩後窒息	23	12.8
新生児固有の疾患、未熟児	32	17.8
不 慮 の 事 故	9	5.0
その他すべての死因	36	19.9

なお、県の昭和四三年中の乳児死亡をみると肺炎が最も多く、全体の二五割を占め、新生児固有の疾患・未熟児が一七・八割で、先天奇形・出生時の損傷など出生前及び出生後の原因による死亡を含めて新生児関係の死亡は全体の三八・九割の高率を示している。これ以外の原因による死亡はきわめて少なく、不慮の事故が五割、全心臓が五割などが主なものである。本町の死亡数三人は出生時損傷・新生児固有の疾患によるものである。よって、妊娠中における母体保護、特に妊娠中毒症等の早期発見・早期治療など、母体の健康管理をはかり、最も高率である新生児

生存期間別乳児死亡 (昭和43年)

総死亡数	4 週 未 満		4 週 以 上 2 か 月 未 満		2 か 月 ~ 5 か 月		6 か 月 % 8 か 月		9 か 月 ~ 1 か 年 未 満	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
180	94	52.1	21	11.6	31	17.1	16	9.0	18	10.2



娩産婦にミルク給付

固有の疾患による死亡を減少させなければならぬ。  
**伝染病および食中毒**  
 ここにいう疾病とは、医師が届出を必要とするもので、伝染病予防法による法定伝染病一種・指定伝染病一種・届出伝染病一四種・性病予防法による性病四種・結核予防法による結核・らい予防法によるらい

第一章 保健衛生

A表 山梨県 伝染病患者数 (昭和40~44年)

病名	年	昭和40	41	42	43	44
法定伝染病		754	345	444	472	344
コレラ		0	0	0	0	0
赤痢		719	316	403	455	309
腸チフス		0	5	5	1	0
痘そ		0	0	0	0	0
発しんチフス		0	0	0	0	0
しゅう紅熱		19	12	26	15	33
ジフテリア		6	5	0	0	2
流行性脳脊髄膜炎		2	2	1	1	0
ペスト		0	0	0	0	0
日本脳炎		8	5	9	0	0
指定伝染病		1	1	0	0	0
急性灰髄炎		1	1	0	0	0
届出伝染病		3,606	1,157	372	368	488
マラリア		0	0	0	0	0
ましんき		51	528	139	235	33
百日せ		0	13	1	0	0
インフルエンザ		3,262	408	10	54	412
黄熱		0	0	0	0	0
破傷風		4	2	1	3	0
狂犬病		0	0	0	0	0
炭疽		0	0	0	0	0
伝染性下痢症		0	0	0	0	0
つつが虫病		0	0	0	0	0
フィラリア病		1	0	1	0	0
回帰病		0	0	0	0	0
住血吸虫病		194	141	159	8	1
トラホー		94	65	61	68	42
性病		17	37	40	19	20
梅毒		12	25	24	10	12
りん病		5	12	16	8	8
軟性下かん		0	0	0	1	0
そけいりんば肉しゅ		0	0	0	0	0
結核		1,774	1,714	1,493	1,187	992
らい		0	0	1	0	0
食中毒		95	65	154	292	535

病と、これに食品衛生法による食中毒である。本県ならびに本町の発生状況については別表A・Bによつて知ることが出来る。県全体の場合、法定伝染病においては赤痢(疫痢を占む)が最も多く三〇九件で全体の八九・五割を占め、次いでしょ

う紅熱の三三件となつて居る。届出伝染病ではインフルエンザの四二二件で全体の八四・四割を占め、次いでトラホーム・ましんと続いている。なお昭和四〇年に一九四件で第二位を占めていた住血吸虫病は四四年には一件とな

B表 中富町伝染病患者数 (昭和36~43年)

区分	法 定 伝 染 病										指 定 伝 染 病		屈 出 伝 染 病			結 核		性 病	食 中 毒	計					
	赤痢	疫痢	コレラ	腸チフス	バチナ	しこ	エチラ	流行性	日本脳	急性灰	白髄炎	インフ	ソノ	ましん	百日せ	破傷風	日本住				トホ	ラム	らい	呼吸器	その他
36	20											1									15	0			36
37	2														1						17	3			23
38	1																1				22	0			24
39									1												53	5			60
40																					39	3			42
41	2																				24	5			31
42	1																				23	4			28
43	1																				19	0			20

り、予防対策の効果があらわれている。

本町の場合、昭和三六年に赤痢二〇件が特に目立っているほかは年々一・二件程度にとどまっている。

なお三八年にジフテリア一件、三九年に日本脳炎一件が発生している。

かつては、脅威をふるっていた赤痢・腸チフス等も、あらゆる衛生の改善と予防接種により絶滅に近い状態となっているが、伝染病は伝播力が強く致命率も比較的高い疾病ゆえ防疫行政と相まって個人においても十分に注意しなければならない。

次に、結核患者も昭和三九年までは年々増加していたが四〇年以降減少の一途をたどり四三年には一九件となり結核対策と相まって患者数零となるのも近い将来と考えられる。

## 第八節 学童の身体状況

### 一、小学生の体位

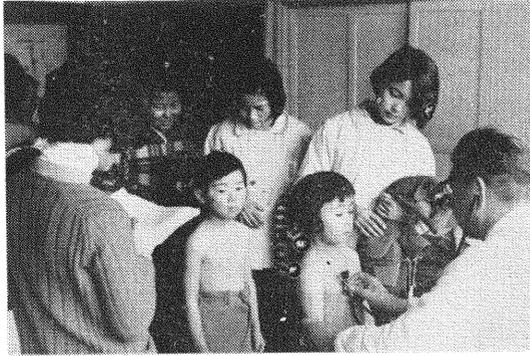
五年間の发育状況考察の結果は全国的に著しく向上している。その原因は家庭の食生活の改善、生活様式の向上、学校給食の普及、それに小中学校における保健体育指導の推進によるところが大きいものと考えられる。

本町学童の体位は全国平均と比較して順調な伸びを示し全国平均に追いつきつつある現状である。

昭和四四年度の五年生を対象に全国平均と比較してみると。

身長 原・曙小学校女子は上回っているが他は劣っている。

しかし、増加率はい



入学前健康診断

ずれも良好である。体重 どの学校も全国平均より劣っている。増加率においては、大須成小学校が他の校に比して低い。

胸囲 全国平均に比して大須成小学校が低い。一般に男子の伸び率が悪い。

座高 西島・大須成小学校男女、静川小学校女子は全国平均を上回っている。増加率は大須成・原小学校が低い。

以上項目別に全国平均と比較してみたが全体的には身長割合に胸囲が劣っていることは体型的にみて、瘦身型で都会的な体型であることがわかる。これから脱皮するには、勤労や器械運動・水泳の奨励等が考えられる。地域差があることは児童を取りまく環境に問題があると考えられる。



学 校 給 食

第八編 厚生と衛生

1年生(身長)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	118.8	112.7	112.2	112.7	112.7	111.6	111.6	110.1	113.3	112.1	5.5	0.6
大須成小	111.2	111.9	112.4	110.3	115.5	110.7	114.3	112.2	112.4	113.3	1.2	1.4
静川小	114.8	113.4	109.5	111.6	113.3	111.9	115.1	113.6	112.6	112.9	2.2	0.5
原小	112.0	110.3	111.5	113.6	113.4	112.5	112.4	114.5	112.8	110.2	0.8	0.1
曙小	114.0	113.3	114.6	111.9	110.9	112.6	112.7	113.1	114.4	114.2	0.4	0.9
県平均	112.7	111.8	113.6	112.8	113.6	112.7	113.9	113.2	—	—	1.2	1.4
全国平均	113.6	112.7	113.8	112.9	114.1	113.1	114.2	113.4	—	—	0.6	0.7

2年生(身長)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	118.5	116.0	124.5	118.1	118.2	118.7	119.0	117.2	119.2	117.0	0.7	1.0
大須成小	117.9	113.6	117.1	117.7	119.1	116.7	121.9	116.6	121.0	118.8	3.1	5.2
静川小	119.1	118.7	120.6	119.4	114.5	118.1	120.0	117.6	120.7	119.0	1.6	0.3
原小	118.1	117.2	117.8	116.2	118.5	120.2	118.4	118.4	119.1	120.5	1.0	3.3
曙小	117.0	116.7	118.1	120.3	120.8	117.7	118.7	120.0	118.3	117.3	1.3	0.6
県平均	118.5	117.0	119.4	118.4	119.2	118.3	119.5	118.8	—	—	1.0	1.8
全国平均	119.1	118.1	119.3	118.4	119.5	118.6	119.8	119.0	—	—	0.7	0.9

3年生(身長)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	—	—	123.9	121.5	131.5	123.5	123.5	124.7	125.2	123.5	1.3	2.0
大須成小	123.7	120.3	123.0	119.0	123.5	123.7	124.5	122.4	127.5	122.4	3.8	2.1
静川小	122.9	121.7	124.8	124.6	125.8	124.7	121.3	124.5	125.1	123.5	2.2	1.8
原小	123.0	123.4	123.2	123.2	124.0	122.9	124.2	124.8	123.6	123.7	0.6	0.3
曙小	120.0	123.1	124.8	126.2	123.5	126.3	126.9	123.2	123.3	125.3	3.3	2.2
県平均	123.5	123.4	124.5	124.0	124.6	123.8	124.8	124.1	—	—	1.3	0.7
全国平均	124.3	122.6	124.5	123.7	124.7	123.9	125.1	124.2	—	—	0.8	1.6

第一章 保 健 衛 生

4 年 生 (身 長)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	128.5	135.1	—	—	129.3	127.0	136.4	129.9	129.5	131.4	1.0	-3.7
大須成小	128.0	126.1	128.3	125.9	127.9	122.9	128.2	130.0	130.1	128.4	2.1	2.3
静川小	129.5	130.3	128.6	128.5	129.6	129.8	130.5	130.7	126.3	130.9	-3.2	0.6
原 小	—	—	128.1	129.4	129.0	129.6	129.5	128.4	128.8	131.2	0.7	1.8
曙 小	129.0	127.8	127.7	126.3	130.7	132.0	128.6	133.5	132.1	128.5	3.1	0.7
県平均	128.5	127.7	129.5	128.7	129.8	129.5	129.8	128.5	—	—	1.3	0.8
全国平均	129.1	128.8	129.6	129.1	129.7	129.3	130.0	129.7	—	—	0.9	0.9

5 年 生 (身 長)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	135.1	131.8	133.5	135.5	—	—	134.5	133.5	135.7	137.6	0.6	5.8
大須成小	131.9	136.1	132.6	132.7	134.0	131.9	133.2	130.4	133.1	136.4	1.2	0.3
静川小	132.4	133.0	135.2	137.5	133.0	133.3	134.1	135.1	137.0	137.3	4.6	4.3
原 小	133.5	133.5	—	—	133.9	136.6	134.1	135.9	134.4	135.0	0.9	1.5
曙 小	131.9	133.0	129.0	134.2	133.6	133.7	134.8	136.7	133.5	139.5	1.6	6.5
県平均	133.2	133.8	134.3	135.0	134.2	135.1	134.7	136.0	—	—	1.5	2.2
全国平均	134.0	134.6	134.3	135.0	134.5	135.3	134.9	135.7	—	—	0.9	1.1

6 年 生 (身 長)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	138.4	138.9	140.9	138.1	138.8	141.0	—	—	140.5	140.8	2.1	1.9
大須成小	136.8	137.8	137.0	142.8	138.4	141.4	140.2	140.3	138.9	138.9	2.1	1.1
静川小	138.0	140.0	138.3	140.6	140.1	144.5	139.1	140.3	140.8	142.3	2.8	2.3
原 小	137.3	142.4	139.1	143.4	141.1	143.5	138.8	143.2	138.9	142.9	1.6	0.5
曙 小	137.7	138.2	138.1	139.9	135.4	140.9	138.2	141.0	140.3	145.3	2.6	7.1
県平均	138.2	140.4	139.7	141.6	139.6	141.7	139.5	142.1	—	—	1.9	1.7
全国平均	139.1	141.0	139.5	141.4	139.7	141.7	140.0	142.1	—	—	0.9	1.1

第八編 厚生と衛生

1年生(体重)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	18.8	17.9	18.8	18.9	18.9	18.0	18.7	17.7	19.1	18.5	0.3	0.6
大須成小	18.9	18.6	18.7	18.8	20.0	17.7	19.4	18.5	18.3	19.0	-	0.6
静川小	19.6	19.2	18.1	18.6	19.2	19.2	19.9	18.5	18.7	19.0	0.9	-
原小	19.2	19.0	18.3	19.3	19.5	19.4	19.3	19.7	19.9	18.6	0.7	-
曙小	19.5	19.3	19.3	18.3	18.5	19.0	19.6	20.1	18.9	23.5	-	0.6
県平均	18.7	18.3	19.8	19.4	19.7	19.2	19.6	19.3	-	-	0.9	1.0
全国平均	19.7	19.2	19.8	19.3	19.9	19.4	20.0	19.5	-	-	0.3	0.3

2年生(体重)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	20.8	20.0	22.2	20.4	21.0	20.8	21.2	20.3	21.7	20.3	0.9	0.3
大須成小	21.3	17.9	20.6	20.3	20.9	21.3	22.9	20.6	21.5	20.7	0.2	2.8
静川小	21.2	21.5	21.5	20.9	20.3	20.5	21.4	20.8	22.3	21.1	1.1	-
原小	21.1	20.5	21.1	20.9	21.4	21.9	21.6	21.9	20.6	22.3	-	0.5
曙小	21.1	20.7	21.0	23.0	21.5	20.5	20.5	22.3	21.9	22.1	0.8	1.4
県平均	21.2	20.7	22.1	21.7	21.8	21.2	22.0	21.5	-	-	0.8	0.8
全国平均	21.9	21.3	21.9	21.4	22.1	22.6	22.3	21.8	-	-	0.4	0.5

3年生(体重)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	-	-	23.5	23.0	23.8	22.6	23.4	23.1	23.9	22.9	0.4	-
大須成小	23.5	22.7	23.6	21.8	23.4	22.7	23.4	23.8	25.5	22.7	2.0	0
静川小	23.4	23.4	23.0	24.2	24.4	23.7	22.2	22.7	24.2	23.4	0.8	0
原小	23.7	23.2	23.3	23.0	23.2	24.5	23.9	24.2	23.9	24.3	0.2	1.1
曙小	22.4	22.9	24.1	24.3	23.1	24.6	23.7	23.3	22.1	24.5	-	0.3
県平均	23.4	22.9	25.1	24.2	24.3	23.7	24.4	24.0	-	-	1.0	1.1
全国平均	24.3	23.7	24.4	23.9	24.6	24.1	24.8	24.3	-	-	0.5	0.6

第一章 保 健 衛 生

4 年 生 ( 体 重 )

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	25.6	26.0	—	—	26.4	25.8	27.8	25.9	26.4	26.7	0.8	0.7
大須成小	25.2	24.7	25.8	25.3	25.9	24.9	25.3	25.9	25.8	26.4	0.6	1.7
静川小	26.3	26.3	25.3	25.7	25.9	27.1	27.1	26.5	25.0	25.7	—	—
原 小	—	—	26.2	26.3	26.1	25.9	25.9	27.4	26.5	26.9	0.3	0.6
曙 小	25.9	24.8	26.0	25.0	26.3	26.8	26.0	28.3	26.6	25.6	0.7	0.8
県平均	25.6	25.5	27.0	27.6	27.1	26.1	26.7	26.9	—	—	1.1	1.4
全国平均	26.7	26.5	26.9	26.7	27.5	26.8	27.4	27.2	—	—	0.7	0.7

5 年 生 ( 体 重 )

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	29.2	26.8	29.0	30.4	—	—	29.8	29.4	29.5	30.4	0.3	3.6
大須成小	28.6	29.5	27.6	28.5	28.5	28.8	28.4	28.1	28.0	29.6	—	0.1
静川小	28.3	28.0	29.7	30.6	28.2	29.7	28.5	30.4	30.9	29.7	2.6	1.7
原 小	28.0	28.5	—	—	29.2	30.0	29.3	30.1	28.5	31.4	0.5	2.9
曙 小	28.0	27.5	26.6	28.6	28.5	28.7	29.0	30.6	28.5	32.7	0.5	5.2
県平均	28.4	29.0	29.4	30.0	29.5	30.0	30.0	30.5	—	—	1.6	1.5
全国平均	29.5	29.8	29.8	30.1	30.0	30.4	30.4	30.8	—	—	0.9	1.0

6 年 生 ( 体 重 )

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	31.3	32.2	33.2	31.1	31.9	34.5	—	—	33.3	33.8	2.0	1.6
大須成小	30.2	31.8	31.3	34.9	30.1	33.7	32.0	34.2	31.6	33.0	1.4	1.2
静川小	30.2	31.7	31.5	32.3	33.4	36.0	31.4	34.4	32.1	34.9	1.9	3.2
原 小	30.3	34.2	32.1	33.8	32.8	35.9	32.9	35.0	32.1	34.4	1.8	0.2
曙 小	30.6	32.7	28.6	31.2	29.5	32.6	29.7	33.4	32.4	37.0	1.8	4.3
県平均	30.8	32.9	33.9	34.6	32.7	34.3	32.6	34.7	—	—	1.8	1.8
全国平均	32.6	34.1	33.0	34.5	33.2	34.8	33.6	35.2	—	—	1.0	1.1

第八編 厚生と衛生

1年生(胸囲)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	53.0	53.5	57.0	55.7	55.9	54.0	56.7	53.3	57.1	55.0	4.1	1.5
大須成小	56.7	55.2	56.3	55.5	58.2	55.8	56.1	56.6	57.1	56.6	0.4	1.4
静川小	56.0	54.5	55.9	54.6	56.9	56.1	57.1	54.2	56.0	56.0	0	1.5
原小	56.1	53.9	55.9	55.9	56.7	56.3	56.7	56.0	56.7	54.0	0.6	0.1
曙小	58.0	57.6	56.5	54.3	57.8	55.7	57.2	58.9	56.1	61.2	1.9	3.6
県平均	56.1	54.8	57.6	55.2	56.9	55.4	56.6	55.4	—	—	0.5	0.6
全国平均	56.9	55.3	56.9	55.4	57.1	55.4	57.0	55.7	—	—	0.3	0.4

2年生(胸囲)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	56.0	53.7	61.1	57.1	57.7	56.9	58.5	56.5	58.9	56.6	2.9	2.9
大須成小	59.4	55.8	57.7	56.3	58.4	57.6	59.7	57.0	59.0	57.8	— 0.4	2.0
静川小	58.0	56.0	59.3	57.7	57.7	56.3	58.7	57.5	60.5	57.8	2.5	1.8
原小	57.1	55.8	57.5	56.4	58.9	57.4	58.8	57.8	58.8	56.9	1.7	1.1
曙小	59.2	58.2	57.6	57.9	59.6	57.6	59.1	60.0	58.8	59.3	0.4	1.1
県平均	58.1	56.6	58.7	57.1	59.0	57.3	58.7	57.3	—	—	0.6	0.7
全国平均	58.9	57.2	58.8	57.3	59.0	57.3	59.1	57.5	—	—	0.2	0.3

3年生(胸囲)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	—	—	60.7	59.3	62.3	62.2	60.3	58.6	60.5	58.9	— 0.2	— 0.4
大須成小	61.0	59.8	60.5	57.9	60.4	58.6	59.5	58.9	62.5	58.5	1.5	— 1.3
静川小	58.9	57.9	60.6	58.7	61.1	59.3	59.5	58.6	62.2	59.5	3.3	1.6
原小	59.3	58.1	60.4	58.6	59.7	59.4	60.6	59.2	59.8	58.8	0.5	0.7
曙小	60.0	60.3	60.6	59.2	61.3	60.6	60.6	60.2	58.7	61.2	— 1.3	0.9
県平均	59.9	58.4	60.8	59.2	60.9	59.3	60.6	59.3	—	—	0.7	0.9
全国平均	60.8	59.2	61.0	57.3	61.1	59.5	61.2	59.7	—	—	0.4	0.5

第一章 保 健 衛 生

4 年 生 (胸 囲)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	62.0	61.2	—	—	61.6	60.3	65.5	61.0	63.4	62.4	1.4	1.2
大須成小	61.9	60.7	62.4	61.6	62.8	60.6	61.0	60.2	62.8	62.3	0.9	1.6
静川小	62.4	61.1	61.6	60.4	62.2	62.9	62.9	61.6	62.0	60.1	—	—
原 小	—	—	61.4	60.1	61.6	60.8	62.1	61.5	61.9	61.1	0.5	1.0
曙 小	64.5	61.2	62.8	60.9	63.9	63.9	65.5	65.3	63.0	61.1	—	—
県平均	61.9	60.6	62.8	61.4	63.2	61.8	62.5	61.3	—	—	0.6	0.7
全国平均	63.0	61.4	63.1	61.5	63.2	61.8	63.4	62.0	—	—	0.4	0.6

5 年 生 (胸 囲)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	65.0	60.8	65.1	65.8	—	—	65.4	64.9	64.8	65.4	—	4.6
大須成小	65.0	64.3	64.0	63.1	64.5	64.0	64.1	63.2	63.9	64.2	—	—
静川小	62.9	61.3	64.6	64.8	63.8	68.8	65.1	65.0	66.2	63.0	3.3	1.7
原 小	62.9	62.1	—	—	64.6	65.5	64.0	64.5	63.2	65.0	0.3	2.9
曙 小	65.7	62.9	62.3	63.7	66.6	65.9	66.3	67.0	64.5	67.3	—	—
県平均	64.1	63.6	66.1	64.0	65.2	64.7	65.2	64.7	—	—	1.1	1.1
全国平均	65.1	64.1	65.4	64.4	65.6	64.6	65.6	64.9	—	—	0.5	0.8

6 年 生 (胸 囲)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	66.3	67.6	69.0	66.3	65.2	67.2	—	—	68.4	69.4	2.1	1.8
大須成小	65.7	66.2	67.2	69.7	64.9	67.2	66.3	69.3	67.1	68.1	1.4	1.9
静川小	64.2	63.7	66.5	66.5	67.9	69.1	62.6	67.2	67.7	68.6	3.5	4.9
原 小	64.7	66.6	64.6	65.7	68.1	68.7	67.0	67.9	65.9	68.3	1.2	1.7
曙 小	66.1	67.8	66.5	65.5	65.8	69.8	69.0	70.3	67.0	70.6	0.9	2.8
県平均	66.7	66.6	67.3	67.9	67.8	68.2	67.1	65.2	—	—	0.4	1.4
全国平均	67.4	67.7	67.6	67.9	67.9	68.2	68.0	68.5	—	—	0.6	0.8

第八編 厚生と衛生

1年生(座高)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	67.3	66.1	62.4	62.9	64.2	62.7	64.1	63.2	63.6	65.0	-3.7	-1.1
大須成小	64.1	63.8	63.7	63.3	65.3	63.2	63.7	62.8	53.3	56.3	-10.8	-7.5
静川小	64.9	62.5	62.5	61.3	63.8	63.3	64.4	64.1	62.3	64.1	-2.6	1.6
原小	63.0	63.5	60.5	66.1	61.9	62.8	62.1	63.0	62.7	60.8	-0.3	-2.7
曙小	64.7	64.1	65.0	63.3	63.3	64.2	62.5	62.5	64.3	64.5	-0.4	0.4
県平均	63.6	63.0	64.1	63.4	63.8	63.2	63.7	63.7	—	—	0.1	0.7
全国平均	64.2	63.6	64.2	63.7	64.2	63.7	64.7	63.8	—	—	0.5	0.2

2年生(座高)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	66.0	65.1	69.4	66.5	65.0	66.6	67.2	65.9	66.1	64.8	0.1	-0.3
大須成小	67.1	62.3	66.0	65.8	66.4	65.6	67.6	65.1	67.1	66.4	0	4.1
静川小	66.7	67.3	66.6	66.1	65.2	66.6	66.1	65.5	67.8	66.1	1.1	-1.2
原小	65.6	65.1	65.0	64.6	64.1	65.2	64.5	64.7	61.3	66.3	-4.3	1.2
曙小	65.7	65.1	66.5	68.0	67.5	65.6	65.1	65.7	66.7	66.1	1.0	1.0
県平均	66.0	65.6	66.5	66.1	66.1	65.8	66.4	66.0	—	—	0.4	0.4
全国平均	66.7	68.7	66.7	66.3	66.3	66.3	66.9	66.4	—	—	0.2	2.3

3年生(座高)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	—	—	68.6	67.7	72.6	68.9	68.3	69.4	68.7	67.5	0.1	-0.2
大須成小	68.9	67.6	68.9	65.9	68.6	68.4	68.5	67.7	70.2	68.0	1.3	0.4
静川小	68.6	68.9	68.7	69.8	68.3	69.4	67.0	69.1	68.6	68.9	0	0
原小	68.3	67.6	68.0	67.4	67.0	66.7	68.0	66.6	65.8	66.8	2.5	0.8
曙小	66.3	69.1	70.0	69.2	68.3	70.9	69.9	66.5	70.1	70.2	3.8	1.1
県平均	68.0	67.8	69.0	68.6	68.4	68.2	68.9	68.3	—	—	0.9	0.5
全国平均	69.1	68.7	69.1	68.7	69.1	68.8	69.8	68.9	—	—	0.7	0.2

第一章 保 健 衛 生

4 年 生 (座高)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	70.7	71.2	—	—	71.0	70.3	74.8	72.0	70.4	71.9	0.3	0.7
大須成小	70.3	69.8	71.3	70.7	71.0	68.2	70.6	71.1	71.1	70.7	0.8	0.9
静川小	71.7	72.0	70.5	70.8	71.0	71.9	71.5	71.4	69.8	71.8	1.9	— 0.2
原 小	—	—	70.5	70.4	69.5	69.5	69.3	68.9	70.2	71.1	— 0.3	0.7
曙 小	70.3	69.5	71.0	69.2	71.8	71.8	69.0	72.9	72.6	70.7	2.3	1.2
県平均	70.2	70.3	70.9	70.9	70.8	70.7	72.4	71.8	—	—	2.2	1.5
全国平均	71.2	71.1	71.3	71.1	71.3	71.3	71.4	71.4	—	—	0.2	0.3

5 年 生 (座高)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	71.0	72.4	73.0	74.2	—	—	73.5	74.1	73.4	74.8	2.4	2.4
大須成小	73.0	74.7	72.0	72.9	72.5	72.6	73.6	71.5	72.7	74.4	— 0.3	— 0.3
静川小	72.9	72.9	74.1	75.9	73.0	73.7	72.6	74.8	73.9	74.2	1.0	1.3
原 小	72.2	72.7	—	—	70.5	71.2	72.1	72.3	71.6	72.9	— 0.6	0.2
曙 小	71.4	71.9	70.9	73.9	72.7	72.6	72.4	73.2	72.5	76.4	1.1	4.5
県平均	72.1	73.2	72.1	74.3	72.7	73.4	78.0	73.9	—	—	0.9	0.7
全国平均	73.3	73.8	73.3	74.0	73.3	74.0	73.5	74.2	—	—	0.2	0.4

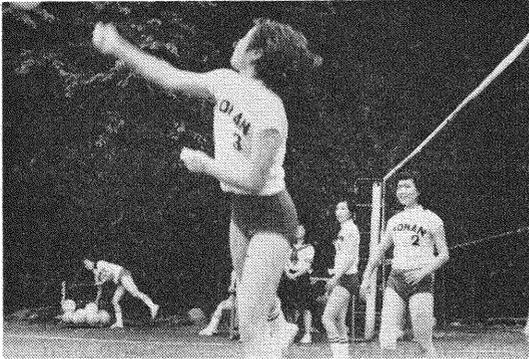
6 年 生 (座高)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西島小	75.0	75.8	74.6	74.7	75.0	76.5	—	—	75.0	76.4	0	0.6
大須成小	74.7	76.1	74.8	77.9	73.8	76.0	75.8	77.3	75.1	75.1	0.4	— 1.0
静川小	73.8	75.7	75.6	77.1	75.0	78.1	71.1	77.0	74.7	77.4	0.9	1.7
原 小	74.6	76.8	74.7	76.2	73.9	76.6	73.7	75.8	74.4	76.8	— 0.2	0
曙 小	77.3	75.1	74.8	75.7	73.0	78.2	73.5	74.5	76.1	77.8	— 1.2	2.7
県平均	74.5	77.1	75.2	76.9	75.0	77.4	75.2	78.2	—	—	0.7	1.1
全国平均	76.4	77.0	75.5	77.1	75.6	77.2	74.9	77.3	—	—	— 1.5	0.3

一、中学生の体位

日本人の体位はここ十数年間絶えず向上を続けている。本町中学生の場合も別表のように年々向上している。特に身長伸びがめざましく全国平均なみとなっている。しかし体重・胸囲においても年々向上しているが全国平均に比してやや劣っている。

中学生のころは伸長期にあたっていて身長伸びが体重のふえかたに比較してめだつて大きいのが特徴である。小学校五年ごろから中学一・二年にかけては女子の体位は男子より大きくなるが、三年生ごろから男子の発育が女子の発育を上まわっている。



クラブ活動に励む中学生

1年生(身長)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
甲南中	142.5	145.7	143.8	145.6	145.9	148.2	145.8	147.0	146.7	147.7	4.2	2.0
原中	143.5	144.6	144.4	147.6	145.7	146.5	148.8	151.2	145.7	150.1	2.2	5.5
曙中	142.7	146.9	—	—	—	—	140.5	147.1	144.2	146.9	1.5	0
県平均	143.0	146.1	145.5	147.6	145.9	147.6	146.2	148.4	—	—	3.2	2.3
全国平均	145.2	146.8	145.7	147.7	146.2	147.6	146.5	148.0	—	—	1.3	1.2

2年生(身長)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
甲南中	150.4	150.2	149.5	149.6	151.8	152.7	154.2	150.6	158.7	153.4	8.3	3.2
原中	150.4	151.6	149.9	150.1	152.1	150.9	152.7	151.0	152.5	152.3	2.0	0.7
曙中	150.1	150.5	—	—	—	—	153.5	151.2	147.5	151.5	2.6	1.0
県平均	151.0	150.1	152.7	151.1	152.9	151.7	153.1	151.7	—	—	2.1	1.6
全国平均	152.4	150.7	152.8	151.0	153.4	151.4	153.6	151.7	—	—	1.2	1.0

第一章 保 健 衛 生

3年生（身長）

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
甲南中	155.9	152.0	158.8	152.5	157.8	152.8	159.2	152.5	159.8	152.9	3.9	0.9
原 中	157.3	152.5	158.0	153.2	160.0	152.4	159.7	155.3	162.5	153.0	5.2	0.5
曙 中	167.3	153.4	—	—	—	—	160.5	155.0	160.6	154.1	6.7	0.7
県平均	157.4	152.3	159.0	153.3	159.5	153.4	159.7	153.9	—	—	2.3	1.6
全国平均	158.7	152.8	159.2	153.1	159.7	153.4	160.0	153.7	—	—	1.3	0.9

1年生（体重）

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
甲南中	33.8	37.5	35.0	37.7	36.6	37.4	36.3	38.6	39.4	40.6	5.6	3.1
原 中	35.3	35.0	34.9	39.9	36.0	38.5	37.5	40.7	38.4	40.7	1.1	5.7
曙 中	35.9	37.3	—	—	—	—	33.8	38.4	35.1	38.8	0.8	1.5
県平均	35.2	37.9	36.4	39.6	37.1	39.4	37.2	39.6	—	—	2.0	1.7
全国平均	37.0	39.2	37.4	39.5	37.9	39.9	38.1	40.2	—	—	1.1	1.0

2年生（体重）

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
甲南中	39.4	42.6	39.1	43.0	40.8	42.5	42.4	42.9	42.3	44.2	2.9	1.6
原 中	41.1	42.7	42.7	41.6	40.1	44.3	42.0	43.3	44.9	46.1	3.8	3.4
曙 中	39.2	42.7	—	—	—	—	42.1	42.7	38.1	41.9	1.1	0.8
県平均	40.3	42.3	41.6	43.0	41.9	45.0	42.4	44.2	—	—	2.1	1.9
全国平均	42.5	43.6	42.7	43.9	43.3	44.3	43.6	44.6	—	—	1.1	1.0

3年生（体重）

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
甲南中	45.1	44.5	46.1	46.5	45.0	45.7	45.1	44.7	47.5	45.8	2.4	1.3
原 中	45.6	45.0	47.7	49.0	49.8	44.8	46.3	47.8	49.0	46.8	3.4	1.8
曙 中	46.9	43.2	—	—	—	—	45.7	46.5	47.4	45.9	0.5	1.7
県平均	45.9	45.7	49.9	46.4	47.6	46.7	48.0	47.5	—	—	2.1	1.8
全国平均	48.0	46.8	48.4	47.2	48.8	47.6	49.1	47.8	—	—	1.1	1.0

第八編 厚生と衛生

1年生(胸囲)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
甲南中	68.2	62.7	68.8	70.4	70.5	69.7	71.1	72.5	67.7	70.4	0.5	0.7
原中	70.5	69.0	70.4	71.2	68.9	71.5	72.2	74.1	71.5	73.5	1.0	4.5
曙中	73.6	74.7	—	—	—	—	67.7	71.0	70.3	72.4	—3.3	—2.3
県平均	69.0	70.7	69.7	71.7	69.5	71.9	70.5	72.4	—	—	1.5	1.7
全国平均	70.1	71.8	70.3	72.1	70.0	72.5	70.8	72.8	—	—	0.7	1.0

2年生(胸囲)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
甲南中	71.5	74.6	71.7	74.4	72.7	75.2	74.7	74.5	72.8	75.5	1.3	0.9
原中	73.9	74.7	76.9	74.5	72.8	75.7	76.1	76.1	77.4	77.7	3.5	3.0
曙中	78.7	79.3	—	—	—	—	74.9	73.8	70.9	74.5	—7.8	—4.8
県平均	72.4	74.5	73.7	75.1	73.5	75.3	74.1	75.9	—	—	1.7	1.4
全国平均	69.2	75.2	74.1	75.6	74.4	75.7	74.6	76.1	—	—	5.4	0.9

3年生(胸囲)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
甲南中	75.1	76.8	76.8	78.1	76.0	76.4	77.1	76.5	78.7	76.4	3.6	—0.4
原中	63.3	76.2	82.2	78.0	79.1	77.2	78.5	78.6	80.5	78.9	7.2	2.7
曙中	82.4	80.0	—	—	—	—	80.4	75.5	79.5	76.7	—2.9	—3.3
県平均	77.9	77.0	77.3	77.1	77.7	77.5	78.2	78.5	—	—	0.3	1.5
全国平均	76.4	77.8	78.2	78.0	78.5	78.3	78.7	78.6	—	—	2.3	0.8

1年生(座高)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
甲南中	75.5	78.9	76.1	79.4	72.7	78.5	79.2	81.8	79.8	82.2	4.3	3.3
原中	75.8	77.4	77.1	80.4	77.6	79.2	79.8	81.3	77.7	79.8	1.9	2.4
曙中	76.8	80.1	—	—	—	—	78.2	80.3	76.4	79.7	—0.4	—0.4
県平均	77.3	79.4	78.7	80.2	78.2	80.0	78.3	80.4	—	—	1.0	1.0
全国平均	80.4	80.4	78.6	80.3	78.7	80.6	78.8	80.7	—	—	—1.6	0.3

# 第一章 保 健 衛 生

## 2年生(座高)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
甲南中	79.6	81.2	79.6	81.0	81.7	80.4	82.6	83.0	80.7	82.3	1.1	1.1
原 中	80.3	81.7	80.7	80.9	81.1	83.1	82.1	82.2	84.2	81.9	3.9	0.2
曙 中	80.3	79.9	—	—	—	—	81.6	81.6	79.1	82.2	—	2.3
県平均	80.6	81.8	81.7	82.1	81.5	82.3	81.7	82.8	—	—	1.1	1.0
全国平均	82.0	82.7	82.7	82.1	82.2	82.8	82.3	82.8	—	—	0.3	0.1

## 3年生(座高)

種別	昭和41		42		43		44		45		5年前との比較	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
甲南中	82.5	81.6	85.1	83.5	83.8	82.2	85.1	84.5	84.2	82.7	1.7	1.1
原 中	83.8	82.5	88.3	83.7	84.4	82.9	85.0	84.7	85.5	81.4	—	1.1
曙 中	86.6	81.8	—	—	—	—	86.1	84.3	86.3	83.5	—	1.7
県平均	84.1	83.3	85.1	83.7	85.0	83.5	84.7	83.2	—	—	0.6	0.1
全国平均	85.4	84.0	85.5	84.0	85.7	84.0	85.7	84.1	—	—	0.3	0.1

### 三、学童の疾病異常

学童の疾病がどんな状況にあるかを昭和四五年四月の定期検診の結果から考察してみると、むし歯が多いことに注目したい。

中学生の場合、曙中学校の八一・九割が最高であるが、小学生の場合は、西島小学校を除いた他の小学校は九〇割以上が、むし歯をもつ児童であるという驚くべき状況である。

視力異常については、原中学校の三〇・二割が最高率を示し、続いて曙小学校の二〇・五割、原小学校の二〇割と続き、大須成小学校が一・五割で低率を示している。

眼疾異常者は中学生の場合、零を示しているが専門医による検診が必要である。

寄生虫卵の保有率については大須成小学校・曙小・中学校が高率を示している。衛生思想の高揚に努めるとともにおとなの注意によって解決できる問題である。

むし歯、その他の疾病についても各家庭の注意と関心によって防げるものが多い。

また、学校からの健康通知票に注意して、できるだけ早く医師にみせて治療処置することがたいせつである。

なお、次代を背負う学童の健康管理の必要から一校一名の養護教諭を配置することや、学校保健法で規定している一校四名(内科・歯科・眼科・耳鼻咽喉科)の校医配置が今後の課題と考えられる。

小学校児童疾病異常（昭和四五年度）

皮ふ疾患	扁桃腺肥大	栄養要注意	寄生虫	眼疾	視力異常	う歯	病名		校名
							数	率	
0	五三・八	0	一三・六	六二・八	二六三・四	二六八・四	数	校西島小学	
0	0	0	0	0	0	0	%	0	
0	二三三・二	0	三三三・七	一〇・九	三二一・五	九五九・三	数	学校大須成小	
0	0	0	0	0	0	0	%	0	
0	0	0	一六・九	一〇・六	二〇三・〇	一五五・四	数	校静川小学	
0	0	0	0	0	0	0	%	0	
0	三三・五	0	八三・七	一〇・五	四三三・〇	二〇九・〇	数	原小学校	
0	0	0	0	0	0	0	%	0	
一一・三	一八三・四	一一・三	一九三・六	三二・二	一八二・五	八九七・六	数	曙小学校	
0	0	0	0	0	0	0	%	0	

中学校生徒疾病異常（昭和四五年度）

皮ふ疾患	扁桃腺肥大	栄養要注意	寄生虫	眼疾	視力異常	う歯	病名		校名
							数	率	
一三	五	五	五九	〇	六二	二六八	数	甲南中学校	
三・五	一・四	一・四	一六・〇	〇	一七・〇	八七三・六一	%	〇	
〇	二三三・六	〇	二二一・五	〇	四二三・〇	一〇五七・五	数	原中学校	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	%	〇	
二	二〇二・七	〇	二二二・七	〇	一四一九・四	五九八一・九	数	曙中学校	
二・七	〇	〇	八	〇	四	九	%	〇	

## 第二章 社会福祉

### 第一節 概況

#### 一、戦前の慈善的救済事業

いつの世にも不幸災害のない時はなく、またいかなる社会も、その時代の弱者の存在を免れることはできない。社会事業は実にこれらの不幸を救済し弱者を保護する活動として起ったものであり、その歴史は人類の歴史とともに極めて古い淵源をもつことが知られる。

従って、本県における社会事業も、古くから行なわれたであろうことは、多くの口碑伝説より思料せられるものである。

古くは王朝時代朝廷の行なった窮民救済施策の記録があり、下つて武田・徳川時代においては甲州法度・五人組制度など隣保相扶による窮民窮済、備荒貯蓄制度にみるべきものがあつた。

しかしながら、これらの政策は武士中心の社会秩序を維持する必要から行なわれたものであつて、人道博愛の精神や社会的理想にもとづいて行なわれたものではなかつた。

かくて明治時代にはいると、先進国の慈善救済事業に範をとるとともに、国家による社会事業法規の制定によつて、漸次近代的社会事業の形態を作り上げる素地を培つた。

明治も中期以後より第一次世界大戦ころまでは、いわゆる資本主義の確立期であり、飛躍的發展を遂げた反面、貧富の差も顕著になつて生活難をうつたえる数も次第に増加し、近代の意味の社会問題を生ずるようになった。

かかる時期において諸種の社会立法が施行される一方、公私の社会事業施設も逐次芽生えてきたのである。

第一次世界大戦後から昭和にはいって満洲事変前後までは恐慌と失業の時代ともいふべき時代で、社会立法が成長した時であつた。

社会事業も従来の慈善的・事後的態度から漸次脱却して、社会連帯責任の立場から公共福祉を目標とした環境改善、すなわち社会状態・労働状態の改善が重視されるにいたつた。

昭和二年七月、日華事変、さらに昭和一六年二月太平洋戦争に突入するにおよんで傷痍軍人・戦死者の遺家族・応召者の留守家族に対する軍人援護事業が強化されるとともに、一般社会事業も華国一致体制の一翼を担当して国民の生活の安定に全力を挙げた。しかしながら戦病死者・戦争未亡人・戦災者・戦災孤児等の幾多の社

会問題を残した。

昭和二〇年八月の終戦を契機として、社会情勢は急激な変動を遂げた。すなわち極度の不安と虚脱状態、インフレーション昂進に伴う異常なる物価の高騰により、国民生活は極度に窮迫化し、生活困窮者は急激に増向しその困窮の度合は深刻なものがあつた。これらの国民生活の回復を図るのには従来からの慈悲的救済事業では、手のかたしようなない状態であつた。

### 一、整備された社会保障制度

このような状況下に、連合軍最高司令部より昭和二〇年一月、  
「救済福祉に関する」覚え書きが発せられるなど、根本的救済計画の必要が痛感されたが、政府においても同年一月十五日、「生活困窮者緊急生活援護要綱」を決定し緊急措置を講じ、次いで救護法・軍事援助法・母子保護法等を廃止し、社会保障制度の先駆をなした「生活保護法」の制定となつた。

昭和二十一年一月三日、日本国憲法が公布され、その第二五条に、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定し、この新しい国家体制の線に沿うべく、社会福祉施策が進展した。

次いで再建文化日本の先駆的法律であり、児童憲章的法律といわれる「児童福祉法」が従来の児童保護から児童福祉に拡大され、要保護児童のみならず、児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基

本精神として昭和二十二年に制定され、また昭和二十四年には「身体障害者福祉法」の制定など、いわゆる福祉三法が制定された。

こうして暗い過去にわかれ、新しい夜明けを告げる近代社会立法が整備され、社会保障制度の基礎的条件が次々に作られるに至つた。しかも、これら立法の整備とともに「社会福祉事業法」が昭和二六年に制定され、保護の実施機関としての福祉事務所が発足し、専門職員制度が設けられたほか、公私の社会事業の規範が示された。

このようにして公的制度の整備が図られるとともに、民間団体施設の基礎も法的に強固なものになり、社会連帯責任の考えに立つて社会事業の進展が期待されるようになった。

## 第二節 民生委員制度

### 沿革

現在の民生委員制度は、大正の中期、貧民の対策として地域内の有力者に委嘱し、防貧事業を遂行する「済生顧問制度」として生れたのが初めで、その後「方面委員制度」となり、隣保郷党の相互扶助にまかせられていた低所得者救済に一步を踏みだした。本県の方面委員は昭和二年誕生し、不況時の住民生活の安定に重要な役割を果たした。

次いで昭和十一年「方面委員会」が公布され救済事務に対する市

町村の補助機関として、その地位が明確になり、救護法・母子保護法・医療保護法などの社会立法の実施を助けるとともに自主的援護活動を行ない、地域の社会事業活動を盛り上げた。

その後、日華事変から太平洋戦争に至って傷痍軍人・遺家族・応召者の留守家族に対する援護事業の強化と銃後国民の生活安定のため方面委員の活動はいよいよ重要な度を加えた。

やがて終戦となり社会情勢は急激な変動を遂げたが、終戦直後の混乱状態と失業者の増加、食糧の欠配・インフレの波は容赦なく生活をゆさぶり、困窮者は激増するとともに浮浪者や無宿人は横行し、幾多の社会問題が発生した。当時、方面委員の社会福祉に尽くした功績は大きく、互助共済精神の普及と保護指導の実施は今日の社会を築いた礎となった。

昭和二十一年、生活保護法の制定とあわせて民生委員令が制定され市町村長の補助機関として第一線事務を担当することになり、その委嘱は厚生大臣が行なうことになった。

昭和二十二年、児童福祉法の制定により児童委員を兼ねることになり、さらに昭和二十四年、身体障害者福祉法ができると公的扶助の末端組織は、やはり民生委員によって行なわれ、その職務は、ますます重要となった。

昭和二十三年、民生委員制度の法制化が叫ばれて民生委員法が制定されたが、この法は社会奉仕の理念に立つとともに民生委員選出の民主化を図るため推薦会、審査会の機構並びに推薦の方法を改正し、民生委員の資格条件を明記したもので、民間の任意活動を期待した画期的なものであった。

昭和二十五年、生活保護法の全面改正により、社会福祉に対する私の責任を明確にしたため、公的扶助の協力機関として民生委員は本来の姿にかえり、一般社会福祉事業の発展に専念することとなった。

### 民生委員の推薦

1 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生大臣がこれを委嘱する。任期は三年。

2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県の審査会の意見をきいてこれを行なう。

3 民生委員の推薦会は左の各号に掲げる者のうちから、それぞれ二人以内市町村長が委嘱する。

イ、市町村の議会の議員

ロ、民生委員

ハ、社会福祉事業の実施に関係あるもの

ニ、市町村区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者

ホ、教育に関係あるもの

ヘ、関係行政機関の職員

ト、学識経験のあるもの

本町における民生委員推薦委員は次のとおりである。

昭和四十三年一月一日より昭和四十六年九月三〇日まで

一号委員（議員）

若尾 貞利

望月 又市

二号委員（民生委員）

笠井 健吉

深沢 寛

民生委員の職務

- 1 常に調査を行ない生活状態を密かにしておく。
  - 2 保護を要する者を適切に保護指導する。
  - 3 社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助ける。
  - 4 社会福祉事業法に定める福祉関係事務所その他の関係行政機関の業務に協力する。
  - 5 前項の職務を行なう外、必要に応じて生活指導を行なう。
- 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって差別的又は優先的な取扱いをすることなく且つ、その処理は実情に即して合理的にこれを行なわなければならない。
- 本町の民生委員（昭和三十七年以前の名簿がないため四〇年より記載する）

西島	区域	氏名	就任年度	区域	氏名	就任年度
	笠井 健吉	三一年度	西島	笠井 健吉		

西島	望月さか志	三五年	西島	伊藤ユキ枝	四三年
佐野 喜内	三一	佐野 保子	四二	伊藤ユキ枝	四三
深沢 喜一	三七	望月 正光	四二	望月 保子	四三
佐野 節雄	三一	望月 美根男	四二	望月 正光	四三
笠井 善晴	三一	深沢 喜一	四二	望月 美根男	四三
大須成 神宮司今朝次郎	三七	佐藤はつゑ	四三	深沢 喜一	四三
依田 正行	二四	依田 正行	四三	依田 正行	四三
深沢 寛	二四	深沢 和一	四三	深沢 和一	四三
大森 孝江	三七	秋山 繁治	四三	深沢 和一	四三
佐野 せい	二四	佐野 春子	四三	秋山 繁治	四三
深沢 俊子	三八	深沢 俊子	四三	佐野 春子	四三
望月 嘉一	三四	尾形 大作	四三	深沢 俊子	四三
望月 ひさ	三七	望月 ひさ	四三	尾形 大作	四三
古屋 啓作	二一	古屋 啓作	四三	望月 ひさ	四三
望月 栄一	三七	望月 啓作	四三	古屋 啓作	四三
望月 勉	四〇	望月 啓作	四三	望月 啓作	四三
曙	三七	望月 啓作	四三	望月 啓作	四三
遠藤 広作	三七	望月 啓作	四三	望月 啓作	四三
星野タマシ	三四	望月 啓作	四三	望月 啓作	四三
小林かめ子	四〇	望月 啓作	四三	望月 啓作	四三
河西 寿	三一	望月 啓作	四三	望月 啓作	四三
望月 哲夫	三七	望月 啓作	四三	望月 啓作	四三
望月 力	三七	望月 啓作	四三	望月 啓作	四三
佐野 助三	二	望月 啓作	四三	望月 啓作	四三
雨宮 進	二	望月 啓作	四三	望月 啓作	四三
古屋 伝作	三四	望月 啓作	四三	望月 啓作	四三
齊藤真寿恵	三一	望月 啓作	四三	望月 啓作	四三

民生委員協議会の任務

共和	小林 敬 (近藤良一)	四〇年度	共和	若林 四郎	四三年度
〃	高野きみよ	四一〃	〃	赤井たみ子	〃
〃	若林さだ子	四〇〃	〃	小林 次郎	〃
長沢 秀夫		三四〃	〃	近藤 一恵	〃

- 1 民生委員協議会の任務は左の通りとする。
    - (1) 民生委員が担当する区域又は事項を定めること
    - (2) 民生委員の職務に関する連絡及び統制をすること
    - (3) 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること
    - (4) 必要な資料及び情報を集めること
    - (5) 民生委員をして、その職務に関して互いに励まし研究及び修養をさせること
    - (6) その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること
  - 2 民生委員協議会は民生委員の職務に関して必要と認める意思を関係各庁に具申することができる
  - 3 民生委員協議会は市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる
- また、市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し意見を述べることができる。

第三節 社会保障

一、生活保護

中富町における公的扶助制度は、生活保護法がその根幹をなしており、公的扶助制度の沿革は、終戦を契機として大きな発展を遂げている。

すなわち終戦前の救護法・母子保護法・医療保護法などにより、それぞれ救済を要する対象を救護していたが、いずれも限定的、分化的救護の方法を講じていたので、生活に困窮する住民に対して、完全な保護救済は期し得ず、社会保障制度としての法制や理念には遠い存在であった。

しかし、戦争の終結によって、社会・経済状況が一変し、とくに戦災・引揚げ・離職・インフレの亢進などの事態をひき起すに至り、国として国民生活の窮乏を救う打開策の樹立が緊急の問題となり、当時の駐留軍の勧告により、昭和二〇年一二月生活困窮者緊急生活援護要綱が施行され、さらに翌二年九月、従来の救護法その他の各種援護法規を根本的に検討し、あらたに総合的保護立法として生活保護法が制定施行された。

こうして、国の公的責任による生活保障法制の芽ばえを示したが、当初においては生活保護の実施機関は、市町村長が民生委員の補いによって行なっていた。

郡下の保護率の状況 (昭和44年3月現在)

町名	増穂	畷沢	中富	早川	身延	南部	富沢	郡平均
保護率	8.6	7.4	17.5	10.8	9.7	8.9	4.8	9.7

註 1,000分比

扶助別被保護世帯の推移

種別 年月	生活扶助	医療扶助	被保護世帯		保護率
			世帯	人員	
39・4	75	9	84	292	3.04
41・4	59	9	64	217	2.63
44・4	37	8	45	138	1.77

地区別保護の状況

種別 地区	生活扶助		教育扶助		医療扶助		保護実数		保護率	人口
	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口		
西島	12	52	(7)	(17)	4	5	16	57	2.84	2,008
大須成	5	17	(2)	(3)	1	4	6	21	2.31	909
静川	7	21	(2)	(4)	2	3	9	24	1.56	1,535
曙原	5	18	(3)	(6)	—	—	5	18	1.77	1,018
共和	5	12	(1)	(3)	—	—	5	12	0.78	1,529
共計	3	5	—	—	1	1	4	6	0.77	781
計	37	125	(15)	(33)	8	13	45	138	1.77	7,780

生活保護費支給状況

種別 区分	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	生業扶助	その他	計
世帯数	37	(14)	(9)		(15)	37
全額	4,633千円	272千円	103千円		37千円	5,045千円
一戸平均額	125,216円	19,429円	11,444円		2,467円	136,351円

( ) は再掲

しかし、現行法にも幾多の問題点があり、種々改善強化する要望の機運が生じ、昭和二五年五月全面的な改正が加えられた。

すなわち、改正前の生活保護法においては保護の種類は生活扶助・医療扶助・助産扶助・葬祭扶助・生業扶助の五種類であったが、新たに教育扶助・住宅扶助が設けられた。

本町の生活保護状況は、昭和四四年三月現在において郡平均が〇・九七%に対し一・七五%で、郡下では最高率である。しかし昭和四一年四月における二・六二%からみると下降線をたどっており、経済状況が好転してきたあらわれといえよう。

生活保護世帯の多くは、病弱者のある世帯・母子世帯・老齡世帯である。

地域別の保護率は、西島地区が一番高く二・八四%、ついで大須成地区の二・三一%で、最低は共和地区の〇・七七%である。

また、昭和四三年度中の生活保護費支給状況は前表のようである。

## 一、児 童 福 祉

昭和二二年二月、児童福祉法が制定公布されてから、児童福祉行政の根本理念は、児童保護から積極的な児童福祉へと大きく転回してきた。すなわち児童福祉法制定前における児童に関する対策といえば、要保護児童の保護以外には考えられなかったのであるが、児童福祉法は単に孤児・浮浪児などのいわゆる要保護児童の保護を取り扱うのみでなく、さらに積極的に次代をなう、すべての児童

の福祉を増進することを根本目的としており、今日の児童福祉行政はこの児童福祉法を根幹として幅広く展開されている。

昭和二六年五月五日には児童憲章が定められ、その前文に、われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるためにこの憲章を定める。

「児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。」

とあるが、まだ十分に理解されていない現状である。

種々の事情から福祉に欠ける児童に対しては、法的援助の道がひらかれている。児童に関する相談をうける機関としては、児童相談所があり、福祉事務所や保健所も相談に応じている。

### 児 童 相 談 所

児童福祉法第一五条に規定する児童相談所は甲府市百石町にある。次のような業務を行なっている。

- ①養護相談（貧困家庭児・環境不遇児・孤児・浮浪児捨て子など）
- ②教護相談（浪費・外泊・盗癖・粗暴その他性行不良など）
- ③触法相談（刑罰法にふれる行為のあった児童の処置に関する相談）
- ④し体不自由児相談（身体に障害をもつ児童）
- ⑤視聴覚言語障害児童相談（盲ろうあ児）
- ⑥精神薄弱児相談（知的的に欠陥のある児童の養育に関する相談）
- ⑦教育相談（家庭教育・子どもの遊び・進路適性など）

施設入所児童の状況 (昭和45年)

種 別	収 容 施 設 名	収容人員
肢 体 不 自 由 児	県立あけぼの学園	2
	国立重症心身障害 児施設 (清楽荘)	2
	国立新潟療養所	1
精 薄 施 設	育 精 学 園	3
養 護 施 設	明 星 学 園	0
	葛 葉 学 園	0
	塩 山 愛 育 園	1
	立 正 光 正 園	1
	国立秩父学園	0
	天 使 園	0
	宝 山 療	1
育児施設	青い鳥学園	0
更生施設	私立富士学園	0
教護施設	甲陽学園	0
計		11

⑧保健相談 (児童の保健に関するもの)

⑨養子縁組相談

⑩その他の相談

以上のように児童に関する各般の問題について、家庭その他からの相談に応じ、児童及びその家庭につき必要な調査を行ない、その結果必要ある場合は児童福祉施設への入所措置がとられている。本町における施設入所児童の状況は右の表のとおりである。

児童扶養手当

昭和三十六年十一月二十九日

第一条 この法律は、国が父と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図

ることを目的とする。

児童扶養手当は、母子年金に該当しない者で、父と生別し義務教育終了前の児童を扶養しているものに支給する制度である。

なお、昭和三十九年から重度精神薄弱児のほかに、身体に重度の障害を有する児童にも、「特別児童扶養手当」が支給されている。

児童扶養手当受給者 (昭和四四年四月現在)

児童扶養手当	特別児童扶養手当	計
一六人	二人	一八人

保 育 事 業

昭和二年、児童福祉法の制定によって、保育所は児童福祉施設の一つとして、その制度化をみた。児童福祉法第一条に、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれかつ育成されるよう努めねばならない。」とあるが保育所は、この法の趣旨に基づき保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする社会福祉事業である。

保育に欠けるとは、父母や家族が子どもの面倒を見られない状態をいうが、法律上保育に欠けるかは児童福祉法による保育所への措置基準がよりどころとなっている。子どもの保育所への入所の認可は市町村長の権限であって措置基準に照らして決定される。

中富町においては左に掲げる保育所条例を定め、この条例に基づいて運営管理に当たっている。

中富町保育所条例

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号以下「法」という）第三十五条第三項の規定に基づき、中富町に居住する乳幼児（小学校就学前の始期に達するまでの者をいう。以下同じ）を保護し、その健全なる育成を図るための保育所の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 保育所の名称及び位置は次のとおりとする。

- 原 保 育 所 中富町飯富
- 西 島 保 育 所 中富町西島
- 大 須 成 保 育 所 中富町大塩
- 曙 保 育 所 中富町中山

第三条 保育所は、次の各号の一に該当する乳幼児について保護者の委任を受けて保育する。

- 一、保護者が労務に従事し、乳幼児の保育に欠けるとき
- 二、保護者が疾病のため、乳幼児の保育に欠けるとき
- 三、前各号のほか、定数に余裕がある場合町長が必要と認めるとき

第四条 乳幼児が次の各号の一に該当する場合には、町長はその入所を許可しないことができる。

- 一、伝染病疾患を有するとき
- 二、身体虚弱のため、保育に堪えないとき
- 三、精神病または悪癖を有するとき
- 四、その他町長が不適當と認めるとき

第五条 第三条第三号の規定に該当する乳幼児の保護者は、規則で

定める保育料を納入しなければならない。ただし、町長は特別の理由があると認める者については、これを減免することができる。

第六条 乳幼児またはその保護者が次の各号の一に該当する場合には、町長は入所の許可を取り消すことができる。

- 一、第三条各号の一に該当しなくなったとき
- 二、第四条各号の一に該当するに至ったとき
- 三、保護者がこの条例またはこの条例に基づく規則に従わないとき

四、保護者が町長が行なう保育上の指示に従わないとき

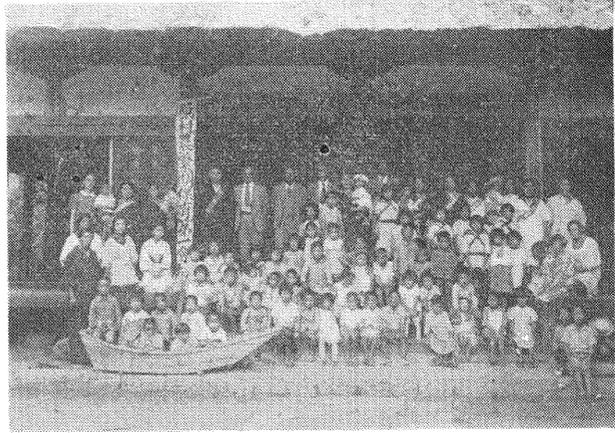
第七条 この条例の施行に關し必要な事項は規則で定める

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中富町における保育所の始原は、昭和一〇年ごろより農村地帯を中心とした、いわゆる農繁期中、小学校の農休みの校舎を利用して寺院を借用して、女子青年団員や婦人会員の有志によって季節託児所が開かれ、地区の児童の保育に当たった時に始まる。これがきっかけとなり毎年託児所が開かれてきたが戦後は取り止めとなった。

しかしながら、その後、社会的・経済的諸事情によって、いわゆる共稼ぎ家庭が次第に増加の傾向をたどり、農村においても農業労働力が女子に集中しつつあるため、保育所のもつ社会的意義に着目して、再び戦前の農繁託児所を開くとともに保育園設置の運動が進められた。



農繁期保育会場（八日市場）

以下、各保育所の設立の動機、その後の歩み等についてふれてみる。

共和保育所

旧共和村においては、戦前より農繁期託児所が小学校の校舎を利用して毎年開設されていた。終戦後も努力調整、幼児愛護の目標のもとに農繁期託児所を開設してきた。

このことによ

って「こういう施設が年間を通じてあったなら」という声が地区住民の間に高まってきた。この切なる願いを実現すべく決起したのが宮木の円通寺住職・谷川俊成であった。氏は地域住民の力強い支援を得て保育所設置の運動を進めた。幸いに円通寺は交通禍の少ない幽すいなよき環境の地であった。

ようやくにして昭和三〇年六月一五日に谷川氏の熱意と地域住民の努力により私立共和保育所が認可された。

その当時は各家庭に幼児数も多く、入園児数も旧共和村（宮木・一色・下田原・上田原）で八〇名を数える盛況であった。

その後、幼児数の減少と町区域の変更により旧共和村は二つに分断されたために、入所児はほとんどなくなる状態となってしまうた。

そのため、保育所を移転して下田原公民館を仮園舎として開園することにした。なお昭和三六年より町営として発足、その後五か年間継続したが幼児数の減少により保護者会の切なる存続運動も空しく、昭和四一年三月三一日休園となった。

◇歴代園長 谷川 俊成

◇年度別卒園児数・保護者会長

・私立共和保育所 中富町宮木三二〇八（円通寺）

第一回	昭和三〇年度	二一名	小林 次郎
〃二〃	〃 〃	三一名	高野 和義
第三回	昭和三二年度	二二名	高野 和義
〃四〃	〃 〃	一六〃	近藤 益子
〃五〃	〃 〃	一〇〃	〃
〃六〃	〃 〃	三五〃	〃
・町営共和保育所	中富町下田原一六二三（下田原公民館）		
第七回	昭和三六年度	一九名	若林 秀樹
〃八〃	〃 〃	三七〃	長沢 秀夫
〃九〃	〃 〃	三八〃	渡辺 晴友
		二二〃	若林 精一

第一〇回 昭和三九年度 一二名 若林 正彦  
 〃一一〃 〃 四〇〃 一六〃 〃

◇施設の状態

・私立共和保育所 定員 五〇名

保育室 三〇坪 事務室 三坪

調理室 六・三〃 保健室 五〃

便所 三〃 運動場 三〇〇〃

遊具・教具 オルガン・電蓄・紙芝居・スベリ台・ブラン  
 コ積木・ボール・砂場・絵本

・町営共和保育所

保育室 二八坪 事務所 四坪

調理室 二・五〃 便所 二〃

遊戯室 一六〃 運動場 一三二・六〃

遊具・教具 ピアノ・ジャンブルジム・オルガン・電蓄・  
 紙芝居・スベリ台・ブランコ・太鼓・積木・  
 砂場・人形劇・身長計・体重計・絵本

原保育所

沿革

昭和二八年一〇月三日 原小学校に日曜保育所開設

同日 原保育所父母と先生の会設立

会長 早川 文雄

副会長 望月甚之丞 佐田ふみ子

昭和三〇年六月四日 原小学校に農繁期託児所開設

昭和三〇年八月二五日 公立保育所設置を陳情する

昭和三〇年九月一〇日 公立保育所設置対策緊急役員会を開

催す

昭和三〇年二月九日

建築促進後援会結成

会長 古屋 保

副会長 村松 定一 佐野 吉治

早川 文雄

保育園の制度が施行されて八年たった当時、峡南二郡だけで二三か所、県下では一五〇か所設立され、次々に設立の気運が盛り上がっていた。原地区においても数年来の要望がかなって郡下のトップを切って公設の保育所が設立されるはこびとなった。

これは原保育所の西端に建立されている頌徳碑に記されているように八日市場出身で東京に於て実業家として活躍していた佐野重太郎翁の長子・佐野拡平の奇特の行為によるものである。

氏は父翁の遺志をうけて、多額の建設費を寄贈せられた。さっそく村は幾度かの議を経て保育所建設へと、ふみきり、保育所の施設を申請し町ならびに地区民の協力により現在地に近代的公共保育所を設立することにした。

以後、建築促進後援会ならびに父母と先生の会を中心に地区民の協力体制のもとに、用地ならびに設備資金を得るための会議や寄付金集め、それに労力奉仕等の努力によりようやくにして多年の要望が実った。

昭和三一年四月二日 竣工式の挙行

昭和三一年六月一日 原保育所認可（開園式挙行）



## 第二章 社会福祉

### 屋外運動場

◇一人当たり保育室坪数

一〇八・九平方呎  
一・七三平方呎

◇職員数

六人

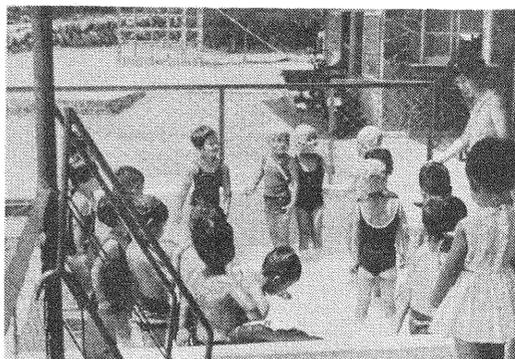
内、保母数

三人

◇保母一人当たり保育人員

二・二二人

去る四五年九月二七日には早くも創立一五周年を迎え盛大に記念祝賀式を挙げて創立当時をしのび、そして、過ぎ去りし年々の事業の一コマ一コマを思い出して今後の発展を祈り、すこやかに育ち



廃品回収で整備された楽器と小プール

ゆく幼児の運動会に一日を楽しみながら記念行事を終了した。

### 西島保育所

「この西島に保育所を……」という区民すべての悲願であった。それが実現に至ったのは、区民の支援協力もさることながら、開設準備委員長・望月徳広・望井勝行それに青年有志会会長・笠井惟彦、副会長・笠井秀平・笠井生一、その他の役員の献身的の働きによるところが非常に大きく、準備委員会発足（昭和三十一年二月二日）以来、二か年という年月を要して開園できた。

#### 保育所創立15周年記念祝賀会

昭和45年 9月27日

司会・大川副会長

1. 開会のことば……………西海副会長
2. 保護者会会長あいさつ
3. 園長あいさつ
4. 来賓の祝辞……………笠井清巳町長・他
5. 祝賀宴
6. 万歳三唱
7. 閉会のことば……………中谷会計

もちろん、それには紙役人笠井半兵衛以来の旧家の屋敷跡を提供した甲府市笠井菊太郎（峽南堂）のご高志こそ特筆すべきであると思ふ。（昭和三年一月二日）

厚生省への働きかけ、国会への陳情等、数回にわたる国庫補助の關係で東奔西走、準備資金獲得のための青年有志会の数度にわたる映画会の開催、また数十回におよぶ会合、更に整地作業や家屋移転のための勤労作業等ひたすら保育所の実現に努力し、かくて昭和三年四月一日念願の開園式が挙行され、晴々した園児の笑顔を迎えることができた。以来ここに十有余年の星霜を送り、集団生活とおしてたくましく育った園児は数百名にのぼっている。

参考までに陳情書を記載し、当時保育所設置について西島区民のみならず、他地区においても同様の熱意と努力のあったことを知るための資とする。

陳情書

中富町西島地区は半農半工地域のため住民の大半は日雇い稼ぎ等の賃金労働を以て生計を営み児童の家庭における保育に欠ける者極めて多く、かつ世帯主の過労による事故等により生活保護等の適用を余儀なく受ける者は町内の過半数を占めるといふに恵まれない現状であります。

しかるにこの地域には従来より幼児の保護施設が設置されていないため、特殊一部の者は近隣六郷或は原地区保育所（当地より約七キロメートルの地点にあり）へバスにより通園している現状であり、大半の幼児は放置されているのがいつわらざる姿

であります。

このような現状から保育所設置を要望する地区住民の声は極めて大であり、昨年二月地区内関係者の総意を結集して、保育所設立準備委員会を、更に協力機関として保育所設立促進青年有志会の発足を見その具体化に専念し今日に至りました。

この間昭和三〇年、三一年再年度にわたり中富町当局より国庫補助の申請をいたしましたが県当局の御助力の甲斐もなくその実現をみることはできませんでした。

幸い本年一月当地区出身甲府市日向町笠井菊太郎氏より保育所建設用地二百五〇坪の寄贈を得、加えて青年有志会による設立資金獲得への活発な運動も展開され地区としての準備体制も逐次整いつつあります。

ついではこのような地区住民の一致となった盛り上げる熱意を御賢察くださいませ昭和三二年度におきまして是非共和国庫補助を得て宿願の保育所建設ができますよう格段の御高配を賜わりたいここに陳情いたします。

昭和三年 月 日

中富町西島保育所設立準備委員長

笠井 勝行

中富町西島保育所設立促進青年同志会長

笠井 惟彦

◇歴代園長

麻生 是大 依田 正行 笠井久太郎 深沢正之助

◇歴代保護者会長

笠井 惟彦 笠井 秀平 野中 二郎 佐野 保雄

## 第二章 社会福祉

開園10周年記念  
昭和42年10月15日施行

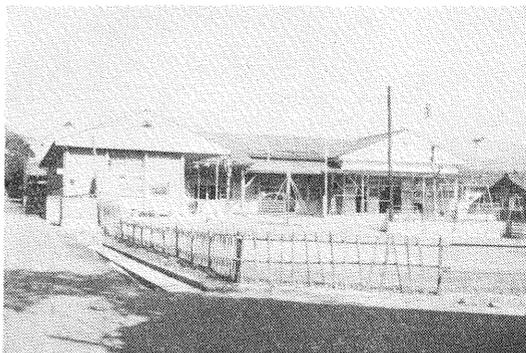
— 今までの主な事業 —

- 33年 保護者会発足  
砂場の造成
- 34年 7.15号台風による改修  
作業
- 35年 ペランダ落成
- 36年 焼却場の新設
- 37年 ペランダ屋根増設  
遊戯室の改装  
5周年記念行事
- 38年 舞台の新設  
うめ組部屋改修
- 39年 さくら組部屋改修  
屋内壁の塗装
- 40年 内扉の新設  
国旗掲揚塔の新設  
金網垣の改修
- 41年 太鼓橋の新設  
ペランダ、遊具の塗装
- 42年 給食室改修、ブランコ  
裏金網設置、金網塗装  
10周年記念行事

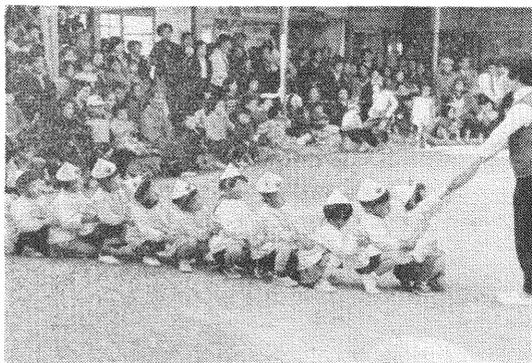
10周年を迎えて

ひと口に10年といっても、  
各々の年に苦しい歩みもあり  
ました。施設設備の充実を図  
るための年々の役員方の尽力  
と労力奉仕……

今ここに10年の歩みをしの  
ぶとき、この10年間の実績を  
発展させ、よりよい保育所作  
りを期待して盛大に記念行事  
が終わる。



西 島 保 育 所



父母と楽しむ運動会

◇施設 の状況 (四四年四月現在)	保育室	九七・五平方呎	笠井 公久	長田 一平	笠井 信治
	事務室	一九・八〃	笠井 良長	笠井 成高	笠井 明
	医療室	四・五〃	笠井 豊	望月 将司	
	調理室	一八・一五〃			
	便所	九・九〃			
	その他	一六七・九〃			
	屋外運動場	三〇一・一三〃			
◇一人 当たり 保育室 坪数	一・五二〃				
◇職員 数	六人				
◇内、保 母数	三人				
◇保母 一人 当たり 保育人 員	二一人				

静川保育所

昭和三四年五月、当時、静岡県掛川教会の牧師であった、山中達郎は家族と共に切石教会に赴任された。昭和三四年といえは台風災害のために苦しんだ年であった。災害復旧工事などで婦人、老人までが働き、幼児は家庭におきざりにされるようになり、静川地区に保育所がないことが、いろいろな障害となってきた。

山中達郎は、この現状から、さっそく昭和三四年一〇月から二か年間、農繁期託児所を日本キリスト教団峡南教会（当時、切石伝道所）の奉仕により教会堂を借用して保育費無料で開設した。

教会が年間を通して保育するようになったのは昭和三五年秋からで最初は二七名ぐらいであったが次第に幼児の数は増加し、三六年の春には三五名を越す人数となった。教会は保育事業の重要性を考え七二平方呎の保育室を建て、一方、教会堂を貸与して公認の児童福祉施設の設置にふみ切った。この時の発起人は

教会側 山中 達郎 古屋 保 深沢 和江  
保護者会側 深沢 通夫 川口 孝明 深沢正之助

らであり、昭和三七年四月一日社会福祉法人静川保育園として認可された。この時の保育室の建築費ならびに備品購入費の概要を記す。

建築費 二四万円（教会寄付）

備品費 一七万五千円（町補助一〇万円・協力者寄付七万五千円）

土地 教会所有地借入

なお、この建設にあたっては、キリスト教奉仕団と保護者会との地ならし並びにペンキ塗り等の奉仕作業が幾度か行なわれている。

その後、昭和三八年には三歳未満児保育室 百平方呎を増築し

た。総工費三八万円

（共同募金より援助  
金 二〇万円、町補助一〇万円、寄付金  
山中達郎より八万  
円）

続いて、昭和三九年には保育室・調理室・葡萄室一八・四平方呎、総工費三八九万円

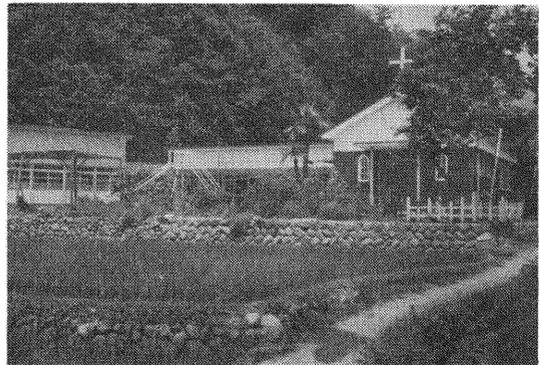
（自転車振興会二七  
七万円教会ならびに地  
区寄付二二万円 社会  
福祉事業振興会借入六  
〇万円 町補助金三〇  
万円）で鉄筋コンクリ  
ート・ブロック建で増改築した。

なお、続いて使所九・九平方呎、総工費三五万円（望月栄一寄付）

事務室一九・八平方呎、総工費一八万円（山中達郎寄付）により  
建築され、現在の保育所へと発展してきた。

社会福祉法人静川保育所役員

理事長 山中 達郎 昭和三七年四月～現在  
理事 古屋 保 〃 三七年四月～四〇年三月まで



静川保育所

第二章 社 会 福 祉

理事	深沢 和江	昭和三七年四月～四〇年三月まで
〃	深沢 通夫	〃 三七年四月～四〇年三月まで
監事	川口 孝明	〃 三七年四月～四〇年三月まで
理事	〃	〃 四〇年四月～現在
〃	深沢 昭	〃 四〇年四月～
〃	石川 民夫	〃 四〇年四月～四四年九月まで
監事	深沢正之助	〃 三七年四月～現在
〃	佐野 嘉一	〃 四〇年四月～

歴代保護者会長

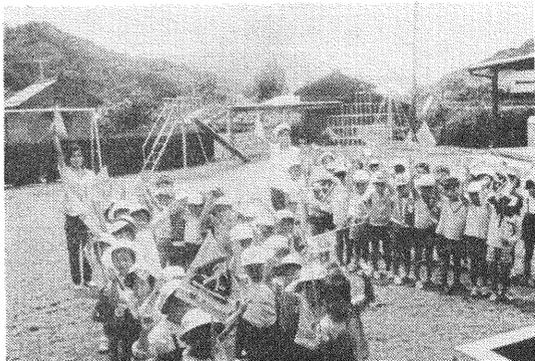
深沢 通夫	深沢 幸一	岩越 一文	望月 雄三
深沢 昌良	望月 熊雄	佐野 昌夫	樋川 茂樹

静川地区に保育所を……の願いは山中達郎を中心とする教会役員と地域住民ならびに保護者会の力により昭和三七年の春に設置、認可された。爾来、延五百名以上の園児が措置され保育されてきた。社会福祉法人という民間事業児童福祉施設として、いわゆる私立(個人)でなく公共性をもった法人施設としては郡下において特異の存在である。この保育所の経営に当たっては法人理事会の労苦は言語に絶するものがあり、地域住民の方々、保護者会の協力は大きいものがあつた。

特に、昭和三七年より三九年度の保護者会は、創設当初であつたため、ペンキ塗り、その他の整備の苦勞は大きかつた。

なお、主要なできごとを挙げると

- 昭和四〇年宮内省より金一封を受ける。
- 昭和四一年増築工事第五次完成する。



交通安全指導をうける園児

○昭和四五年県警本部長より保護者会が表彰をうける。

当園は今後、更に三歳未満児保育を充実し児童憲章に見られる福祉の精神をもって、安全・自立・協力の実を挙げるべく努力している。

◇施設の状況(昭和四四年四月現在)

保育室	一〇二・九五平方呎
事務室	一四・八五〃

医療室	九・九平方呎	調理室	一三・二〃
便所	九・九〃	その他	二二・二〃

屋外運動場三三〇・〇〃

- ◇一人当たり保育室坪数 一・七四平方呎
- ◇職員数 五人 内、保母数 三人
- ◇保母一人当たり保育人員 二〇人
- 大須成保育所

昭和三二年に農繁期だけの季節保育所を大塩薬王寺に開設し、そ



大須成保育所



遊戯をしている園児

の運営については保育所運営委員会がすべてを取扱っていた。

町立へき地保育所としての認可を得るまでは初代の運営委員会会長望月満治や副会長の依田正行などを中心に区民をあげての公認設置運動を進め、町当局や関係機関の協力により昭和三十六年六月一日に町営となり区民の念願であった年間を通しての保育ができるようになった。

昭和三七年には保育所を薬王寺より元大須成小学校大塩分教場（現在の公民館）に移転、保護者会を中心に環境の整備に、遊具施

設の充実に努め、現状の保育所に育てあげてきた。

へき地保育所として大きな問題点はなんといいても、いたいけな幼児の遠距離通園であった。片道約五<sup>き</sup>分の山道を風雨にもめげず通園する園児、それを見送る父母や保母の心情、こうしたへき地特有の幾多の問題点をかかえながら大須成保育所保護者会は父母と保母の一体的なつながりを強めながら一歩一歩前進し児童福祉の増進に大きな成果を挙げた。

◇園長 町長兼務

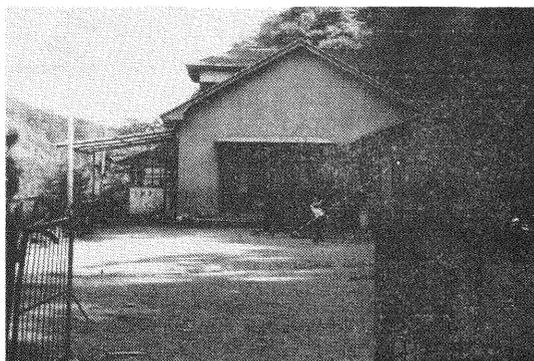
◇歴代保護者会長

望月 満治	依田 正行	大根 玄妙
佐藤 忠君	佐野 富昭	笠井 直
近藤 近幸	望月 一美	神宮司 東
依田 常久		

◇職員 保母 二名・給食担当 一名 計三名

曙 保育所

昭和三〇年ごろより江尻窪日輪寺に季節保育所を開設していたが、季節保育所では乳幼児の健全なる育成と保護者の労働事情より子どもたちを顧みる余裕がないことから地域あげて公設保育所の設置運動を進めていた。ようやくして多年の宿願が町当局および関係者の努力により昭和三七年一月三日実現されることになっ



曙 保 育 所



遊 具 に 興 ず る 園 児

た。  
 設置場所の選定については、曙地域全体が等しく恩恵を受けられる中央の地に設置するという基本に立って関係方面の協力を得て努力したが、種々の事情により実現不可能となった。たまたま中山区より現在の建物に更に増築して公民館を開放するとの好意があり種々検討した結果、地理的に難点があったが一応暫定措置として中山公民館に設置することにした。

中富町内の他の保育所の状況はすでに旧村地域全部に設置され、

各地区民の努力に依って施設も完備して児童福祉の増進に大きな成果を挙げている現状であるが、曙保育所は完備された他の保育所から見ると、保育所を運営する最低の基準にも程遠い現状であった。以来、曙区民は他の保育所に勝る、良きものにしようと保護者会を中心に遊具施設に、安全施設に、時には努力奉仕にと努力し、地域ぐるみの保育所に育てあげてきた。

保育教材遊具のおもなもの

放送施設 オルガン 園内外ブランコ スベリ台 テレビ

ヤングリズム バランスボール スプリングボニー 木馬 シーンー 積木 個人積木 ファニートンネル 紙芝居 ヒルマ映写機 人形劇 スチーム黒板 縄とび等

◇園長 町長兼務

◇歴代保護者会長

佐野 徳男 遠藤 友春 若林 郁夫  
 上杉 文雄 星野 一英 小野 松男  
 加賀美吉政 佐野 三郎

◇職員組織

保母 二名 給食担当 一名

◇歩み

昭和三七年  
 ・中山公民館借用  
 ・内部改修

・基礎準備のため関係者昼夜勤務する。

昭和三八年

・職員一名増員、本年も合同保育とする。

・保育室内部壁補修 電話取りつけ

昭和三九年

・組別保育にふみきる。保育室に仕切り戸をつける。

・便所・炊事室の改修

昭和四〇年

・保育室内部塗装

・県へき地保育所代表となる

係官多数来園し視察す

昭和四一年

・園旗購入

・門扉取りつけ

・各種遊具購入

・台風二六号災害復旧作業

・へき地保育所代表として県薬剤師会より救急箱の贈与あり。

昭和四二年

・職員室改造

・五周年記念祝賀会挙行

以上、四二年までのおもな歩みを記してみて感ずることは当保育所は専任の園長が設置されていないため、町民生課との連繫のもとに顧問、保護者会長、主任保育母を中心に地域の情況にマッチした運営がなされ、へき地保育所代表として、その実績を挙げている。

現在の保育所の状況 保育所設備および経費の状況 (44・4 現在)

区分 保育所	設置主体	人員					左保 の母 内数	保母一人 たりた 保育人員	経 費
		定 員	措置人員	職 員 数	人	人			
西島保育所	公	85	64	6	3	21	千円	4,932	
原 保 育 所	公	90	65	6	3	22		4,240	
静川保育所	法 人	60	59	5	3	20		3,274	

区分 保育所	保 育 坪 数							一人当り 保育室 坪数	屋 外 運 動 場
	保育室	事務室	医療室	調理室	便 所	その他	計		
西 島	97.35	19.8	4.5	18.15	9.9	167.90	317.60	1.52	301.13
原	112.20	19.8	4.95	16.10	19.5	79.15	291.70	1.73	108.90
静 川	102.95	14.85	9.9	13.20	9.9	212.20	363.00	1.74	330.00

## 第二章 社会福祉 年度別保育費状況

(単位 円)

年度	区分	歳 入			歳 出		摘 要
		保育料 (負担金)	国県補助金	町 費	事務費 (人件費含)	事業費	
31		212,986	202,163	265,251	494,900	185,500	
32		269,589	(700,000) 233,496	583,925	761,579	325,431	西嶋保育所建築費 2,851,465
33		778,155	744,222	708,694	1,360,738	465,868	共和保育所負担金 404,465
34		715,680	937,812	874,095	1,622,690	411,633	共和保育所負担金 458,350 季節保育所 34,958
35		782,650	1,393,744	986,304	1,902,454	525,994	共和保育所負担金 666,000 季節保育所 68,250
36		966,580	1,804,850	1,799,820	2,847,526	1,104,569	共和保育所負担金 69,000 大須成保育所 478,155 季節保育所(曙) 72,000
37		1,730,060	3,810,477	1,828,706	3,431,657	1,482,611	静川保育所負担金 1,456,920 大須成 546,879 へき地 曙 451,176
38		2,539,000	4,217,950	2,104,588	3,917,659	1,767,033	静川保育所負担金 1,847,110 大須成 657,536 へき地 曙 672,200
39		3,124,910	4,325,978	2,789,968	事務事業費共 10,240,856	—	静川保育所負担金 2,031,184
40		3,649,230	4,565,223	4,186,569	10,082,197	—	へき地保育所 静川保育所 2,318,825
41		3,579,290	4,758,089	4,074,698	9,646,863	—	〃 静川保育所 2,763,214
42		3,794,480	5,334,041	4,744,761	10,825,828	—	〃 静川保育所 3,199,640 3,047,454
43		4,295,390	5,507,777	5,250,271	11,779,901	—	〃 静川保育所 3,083,830 3,273,537
44		4,881,820	7,054,004	6,687,440	14,875,362	—	静川保育所 4,429,810 へき地保育所 3,747,902
45		5,919,000	8,057,000	8,655,000	22,631,000	—	静川保育所 5,294,450 へき地保育所

へき地保育所の状況 (44・4 現在)

区 分 保育所	保 育 数 人	職 員 数 人	経 費		
			事 務 費	事 業 費	計
大須成 曙	21	3	—	—	1,754
	30	3	—	—	1,878

年度別保育児童数 (昭40~45年)

年 度 保育所	40	41	42	43	44	45
西 島	85	78	78	73	64	70
原	85	80	74	71	65	64
静 川	53	60	60	46	59	58
大 須 成	32	42	25	17	21	28
曙	34	30	29	29	30	26

中富町保育所保護者連合会

単位保育所保護者会の横の連絡を密にし保育の前進を図るため、昭和三十七年四月町内保育所保護者会長が中心となり連合会が結成された。

この連合会の会則に

第三条 本会は町内保育所の健全なる運営をはかり、保育事業の進展に寄与することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 1、県、郡保育所保護者連合会との連絡調整
  - 2、保育所事業に関する調査研究並びに援助
  - 3、関係官庁団体との連絡協力
  - 4、保育施設従事者の福利増進
  - 5、保育関係者の表彰弔慰
  - 6、その他目的達成に必要な事業
- これらの事業を推進するため年二回の総会ならびに数回にわたる理事会を開き、共通の問題を取り上げ関係機関に強力に働きかけているほか例年盛大に実施している研修会は、通園の問題、しつけの問題、健康管理の問題等について研究討議し充実した会としている。

歴代会長

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 佐野 保雄 | 神田 源教 | 若林 正彦 | 岩越 一文 |
| 笠井 良長 | 星野 一英 | 望月 一美 | 土橋 国秀 |
| 樋川 茂樹 |       |       |       |

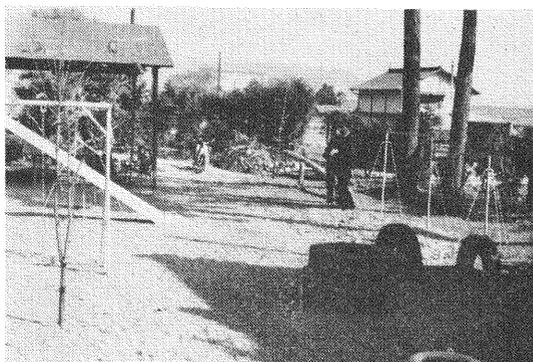
児 童 遊 園

子どもの遊びは、子どもの生活にとって大きな部分をしめ、遊びを通じて良い友人関係を育て、集団のルールを守り、自然の学習の場として重要な意義をもっている。戦後の混乱した社会の中では、子どもの遊びは忘れられ、放置されていたが、子どもは自然の遊具を利用して、さまざまな遊びをくふうし、身体と人格の形成を行なってきた。

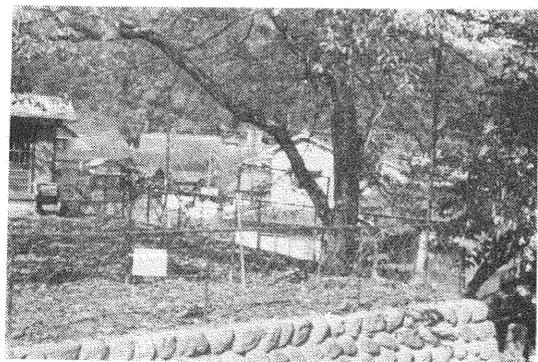
児童憲章の制定によって「すべての児童は、よい環境の中で育てられ良い遊びと文化財が用意され、わるい環境から守られる。」こ



第一チビッコ広場



第二チビッコ広場



西町児童遊園地

とが社会の責任として示されてから、町や部落において児童のための遊園地をつくり、健康で安全な遊び場を設置する必要が次第に理解され、それぞれの部落で遊園地や公園の整備が行なわれてきた。とくに最近交通量の激増によって子どもは自由な遊び場を失ない追いやられていくが、遊び場を失った子どもたちは不健全な遊びに興ずるようになり、交通事故や非行などを生む大きな原因になっている。

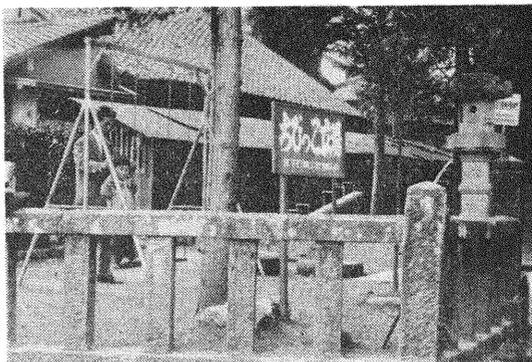
こうした子どもの自然の欲求をみだし、その場所を与える施設と

して、児童福祉法により児童遊園や児童館などの児童厚生施設の建設が促進されることになった。

このため昭和三三年より地方公共団体が設置する児童遊園に対して国庫補助がなされることになった。

山梨県児童健全育成事業補助金交付要綱をみると、

第一条に、知事は児童の健全育成を図るため、市町村が行なう児童健全育成事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、と規定づけて補助金の交付対象となる事業を次のとおり掲



宮下チビッコ広場



切石チビッコ広場



中山チビッコ広場

げている。(昭和四五年一〇月現在)

1、施設整備事業

児童の健全育成を図るためのチビッコ広場の設置及び整備事業で

一カ所の事業費が一〇万円以上のもの

2、環境整備事業

児童の健全育成を図るための環境整備事業で、一事業費が四万円

以上のもので、補助率及び補助額は、

イ、チビッコ広場設置整備事業が事業費の半額以内で、一カ所当

りの補助金の限度額が二〇万円

ロ、環境整備事業が事業費の半額以内で限度額が一〇万円となっている。この要綱に基づいて次のとおり完成地域児童の健全育成に寄与している。

(1) 第一チビッコ広場、西島諏訪神社前 事業費 一三二万円

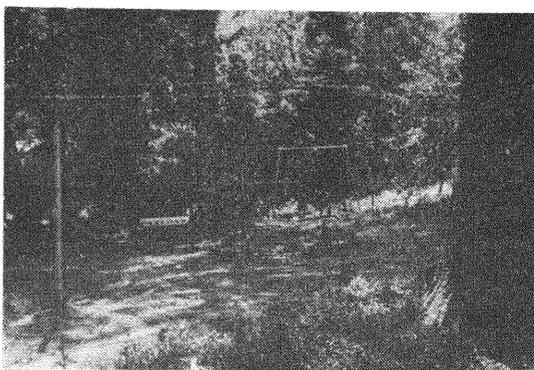
昭和四三年一月設置

設置遊具 卓球場(施設一式) スベリ台、遊動盤、シーン

一、鉄棒



切石第一遊園地



八日市場遊園地

- (2) 第二チビッコ広場、西島青原院前、事業費、二二万四千円  
昭和四三年一〇月設置  
設置遊具 卓球場（施設一式）スベリ台、ブランコ、シーソー、鉄棒、照明施設
- (3) 子どもセンター、西島下町部落、事業費 二〇万円  
建坪 二二坪、図書棚及図書、落書板、卓球台  
設置 昭和四三年一月  
宮下チビッコ広場、西島宮下若宮神社境内、事業費二二万

四五年度の事業として、飯富、西島に各一か所を設置する予定で、事業費四万七千円を計上している。

その他、寺院や神社、部落の空地を利用し遊具等を設けてあるものはいくつかある。なお、各遊園地とも区民の寄付や労力奉仕によって設置されたものが多く、運営費などは年々区費から出されている。

- 六千円  
昭和四四年一〇月設置  
設置遊具 シーソー、スベリ台、鉄棒、タイコ橋、ブランコ
- (5) 切石チビッコ広場、切石区有地、事業費 一八万三千九百円  
昭和四四年一〇月設置  
設置遊具 ブランコ、スベリ台（タイコ橋付）、鉄棒、シーソー
- (6) 中山チビッコ広場、中山金比羅神社境内、事業費 二二万円  
昭和四四年一〇月設置  
設置遊具 シーソー、スベリ台、回転塔、ブランコ、遊動盤  
鉄棒

### 三、母子福祉

母子福祉法は昭和三十九年七月一日に施行された。

第一条 この法律は母子家庭の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭に対しその生活の安定と向上のために必要な措置をこうじ、もって母子家庭の福祉を図ることを目的とする。

とあり、母子家庭の児童がすこやかに育成されるための諸条件とその母親の健康で文化的生活を保障しようとするものである。

なお、この法令によれば地方公共団体には母子相談員をおくことになっている。

#### 母子相談員

母子相談員の職務要領は次のとおりである。

一、身分 (1)市町村相談員は名譽職として知事が委嘱しその任期は

二年とする。

但し補欠の相談員の任期は前任者の残任期間とする。

(2)市町村母子相談員は職務の遂行に支障があり、またはこれにたえない場合は解嘱することができる。

二、職務

(1)市町村母子相談員は社会奉仕の精神をもって配偶者のない母子家庭を対象に身上相談に応じ、その自立に必要な指導にあて、母子福祉に努めることを職務とする。

(2)市町村母子相談員は主として福祉事務所の母子相談員及び市町村長・児童委員等と密接に連絡を図るものとする。

三、具体的業務

(1)担当地域内における母子家庭の具体的実情を把握する

(2)母子家庭の発見・面接・調査・訪問

(3)生活一般に関する身上相談・指導

(4)母子資金の貸付等に関する相談

(5)職業斡旋・児童の養育・就学・衛生・保健の指導

#### 母子福祉資金

母子福祉法第一〇条によれば都道府県は母子福祉資金を貸しつけることができる。本県に於ては全国に先がけて昭和二六年一二月、母子福祉生業資金貸付条例を制定し、県民一般の淨財に県費を加え貸付けを行なっていたが、この法律が施行されるや県条例は廃止され、以来法律にもとづく貸付けを実施して

中富町歴代母子相談員

地区	氏名	就任期間
西島	佐野子乃	29.8—33.3
	笠井文子	33.4—39.3
	佐野君子	39.4—
静川	望月くの	29.8—33.3
	河西伊佐巳	33.4—39.3
	望月満さ江	39.4—43.7
	熊谷ゆき江	43.8—
大須成	後藤ちゑ	29.8—33.3
	佐野もとの	33.4—39.3
	依田みつ江	39.3—
原	麻生当子	29.8—33.3
	古屋さかえ	33.4—39.3
	麻生当子	39.4—
曙	望月とみ子	29.8—33.3
	川窪君子	33.4—39.3
	遠藤まち	39.4—45.3
	樋川とめよ	45.4—

る。この貸付金制度の概要は次のとおりである。

(貸付対象)

一〇歳未満の子どもをもつ死別または生別などの母子世帯および二〇歳未満の父母のない児童

(資金の種類と貸付金額の限度) —— (下の表)

#### 四、老人福祉

戦後新しく制定された、国民の祝日の中に「敬老の日」が設けられ、毎年九月一日から一週間「老人福祉週間」として、全国各地で多彩な行事が催されてきた。昭和四五年の第二〇回老人福祉週間の実施要領によると次のような趣旨、目標が示されている。

趣旨 社会経済の急激な変動に伴ない、老人問題はますます深刻化し、また新しい問題を生みだしており、いまや独り、老人のみならず、国民全部が、自らの問題として真剣に考えなければならぬ時期にきている。

七〇年代はすべての人が力をあわせ、平和な家庭、明るい社会を作り上げる努力を積み重ね、明るく豊かな国民の老後の

資金の種類	貸付限度額	本町の利用状況 (45年度)	
		人数	利用額
生業資金	円 300,000	2	円 600,000
住宅資金	円 150,000 (200,000)	2	円 300,000
修学資金 (高校、高専 1~3年)	月額 1,500	1	円 18,000
(大学、高専 4~5年)	月額 3,000		

生活を実現しなければならぬ。

この運動も二〇回を迎えたが、多年にわたって社会のために寄与してきた老人を敬愛し、長寿を祝うと共に、若い人も老人福祉についての関心と理解を深め、また老人自身も時代と共に生きる意欲を一層高め、その知識と経験を社会に役立たせるよう、この運動を国民全体で強力におし進め、老後のしあわせを高めようとするものである。

目標 この運動は、みんなで築こう豊かな老後をもっとに、国民全部が地域ぐるみで老人の福祉を高めるため、次の五点を強調する。

- (1) 老人に対する社会保障の充実をはかろう。
- (2) 老人のおかれている生活環境を点検し、住みよい地域づくりを進めよう。
- (3) 老人にふさわしい役割りと生きがいを考えよう。
- (4) 老人も若い人も、家庭、職場、地域社会で話し合い、豊かな人間関係を打ち立てよう。

(5) 老人も健康に留意し、時代の感覚を身につけ、親しまれる老人になるよう心がけよう。

年一回の老人福祉週間だけでは、とうてい老人の福祉についての関心と理解を深め、かつ、老人自らの生活の意欲を高めることは困難なことである。

昭和三八年七月一日施行の老人福祉法は児童福祉法におくれること一六年、ようやくにして老人福祉の問題に真剣に取りくむ体制となった。

老人福祉法

第一条 この法律は老人福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置をこうじ、もつて老人福祉を図ることを目的とする。

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第三条 老人は老齢に伴なつて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるように努めるものとする。

老人福祉法によると、福祉事務所は、老人の福祉に関し必要な実情の把握および調査指導を行ない、老人福祉指導主事がおかれることになつている。

保健所は、老人の保健衛生面を担当することになつており、市町村長は毎年期日または期間を指定して厚生大臣の定める方法により、健康診断を行なわなければならないことになつている。

六五歳以上の老人で措置の必要がある時は特別養護老人ホームや養護老人ホームに収容したり、養護受託者に委託したり、葬祭を行なったり、家庭奉仕員を派遣したりして福祉が図られる。また、老人クラブその他老人の福祉を増進する事業を行なう者に対して、適当な援助をするように努めなければならないとされている。本町においては老人クラブ活動を積極的に援助し、敬老会・慰安旅行等を行なつている。

老人クラブは、年寄りの孤独感・非社交性を年寄り自らの力によ



って克服する会で本町には中富町老人クラブ連合会があつて、郡県の連合会と連絡しながら積極的に活動をおし進めている。

中富町老人クラブ  
運営基準

一、老人クラブは、これに参加しようとする老人を差別することなく、会員に加えるものとする。

一、老人クラブは、政治上または宗教上の

組織に属さないものとする。

一、老人クラブは、会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施するものとする。

一、老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的に行なうものとする。

一、老人クラブは、クラブ活動にかかる収入及び支出の状況を常に明確にしておくものとする。

## 第二章 社 会 福 祉

中富町老人クラブ組織と役員（昭和四五年度）

切石	寺日向南沢沢	手打沢	久成	平須	大塩	〃	〃	〃	西島	部落名	役員氏名			備考	
										クラブ名	会長	副会長	会計		
柏会	桂会	手打沢老ク	桜会	富士見会	大塩老ク	千歳会	岡宮会	和楽会	高砂子会	会員数	会	員	氏	名	
六〇	四三	三〇	三〇	三二	三八	三七	四三	三四	五〇		長	長	計		
赤池次郎	笠井茂正	木下藤太郎	山本信吉	望月宗誉	佐藤嘉七	笠井寿郎	笠井亨太郎	笠井章吉	笠井昌重						
渡深辺沢正平八作	望月保	依深田沢武正雄吉	保佐坂野正彦三郎	幡野福重	望月善次郎 神宮司今朝次郎	佐野三郎	望月延一	望月監治	笠井勝行						
遠藤盛雄	望月金一	深沢正吉	秋山由一	幡野福重	神宮司今朝次郎	望月武男	望月延一	笠井直道	笠井勝行						

宮木	下田原	遅沢	中山	江尻窪	古梨福長子原谷	矢細工	飯富	伊八日市沼場	八日市場	夜子沢
老寿会	長寿会	光洋会	白峯会	江尻窪老ク	曙峯会	大生会	富久寿会	不老クラブ	大子山老ク	若葉会
五六	四八	二九	三一	三一	三〇	三〇	七三	五一	三〇	四二
高野孝	若林泰	川崎金生	加賀美和二郎	浅井大休	星野英男	佐野定昌	中谷茂正	若尾宗久	望月政明	幡野貞義
高野安次郎	長若沢林かつよ	望望月月喜勝則詮	山遠中藤為重義勝	星野清成	星村野上き実く代蔵	佐野野幸りよう蔵	佐野野兵源馬八作	佐野野橋玉平	望月伴六	川口良一
近藤精一	若林藤枝	佐野直盛	山中高義	樋川治美	星野千代丸	望月恕春	平林国造	田中幸昌	望月要	幡野基宜

中富町老人クラブ連合会

会長 望月悦三  
副会長 若林泰  
川崎金生  
山本信吉

監事 笠井亨太郎 星野英男  
事務局会計 望月美根男(社協専門員)

土橋玉作

二一の単位クラブは各々の特徴を生かした運営と活動を行ない楽しいひとときをすごしている。敬老会は各部落ちまちまちな行なわれていたが現在では中富町社会福祉協議会と共催で、婦人会等の協力により盛大に開催され、有志の余興により楽しい一日をすごしている。

また年一回の老人福祉大会を催し、年間の活動計画や単位クラブの活動交換、老人福祉の増進に関する問題等が話し合わされ、時には老人運動会が行なわれている。

昭和四三年には中富町敬老年金支給要綱が制定され、町の老人福祉行政に明るいニュースをあたえた。以下その要綱を掲げる。

中富町敬老年金支給要綱

(趣旨)

第一 町敬老年金(以下「年金」という)は、老人福祉法(昭和三八年法律第一三三号)に基づき行事として高齢者に支給し、その長寿を祝福するとともに、家庭の平和と、多年にわたる社会の進展寄与に報い、あわせて町民の敬老思想の高揚と老人福祉の増進を図る。

(支給対象)

第二 対象者は二月末日において満七七歳以上の者であつて、二月一日現在町内に住民基本台帳簿(昭和四二年法律第八一号)による住居を有するものとする。但し、本町より老人福祉施設へ収容されている者はこの限りでない。

(年金の額)

第三 年金の額は次のとおりとする。

- 1、満七七歳以上満八七才以下の者 年額二千元
- 2、満八八歳以上の者 年額三千元
- 3、満百歳以上の者 年額五千元

(支給日)

第四 支給日は原則として二月二〇日とする。但し、やむを得ない事由により二月二〇日に支給できない場合は、当該年度内で町長の定める日に支給する。

(支給の停止)

第五 年金の支給を受ける資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は支給を停止する。

- 1、本人が辞退したとき
- 2、二月二〇日より支給日までに住居を有しなくなったとき
- 3、町長が支給することが適当でないと認めたとき

(補則)

第六 この要綱に定められるもののほか、必要な事項は別にこれを定めるものとする。

ホームヘルパー(家庭奉仕員)制の採用

本町は過疎現象がひどく、昭和四三年より、身寄りのない年寄りの生活の面倒をみるホームヘルパー制を採用することにした。身寄りのない年寄りたちが、わびしく暮らしている家々を回り炊事・掃除・洗たく・つくろいから身の上相談まで行なっている。苦勞の多い仕事だけに希望者がなく、当時、婦人会の副会長をしていた伊藤光



敬老年金を受ける老人

代に白羽の矢が立ち、町長の説得により引受けた。

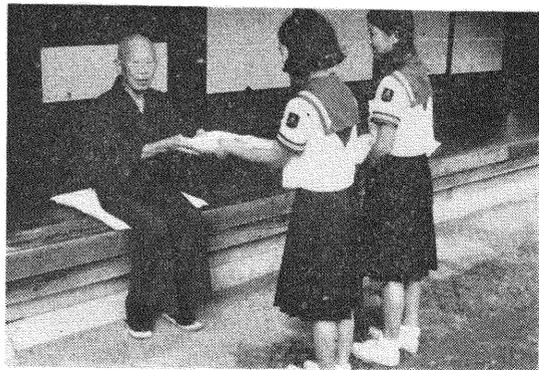
いま伊藤さんが世話している老人は七五歳から八六歳までの一人暮らしの年寄り六人で一番遠い家は片道二時間もかかって登っていかなくてはならない家もある。年寄りが寂しがって離さず勤務時間が一〇時間以上になることもあり、年寄りのつくりものを預つてきて日曜日になることもある。あまりの重労働に何度もやめようと思ったことか、「でも、私を待っている年寄りがいると思うと……」伊藤さんはくじける心を押えて、きょうも、がんばっている。



かるた会に興ずる老人クラブ

## 五、身体障害者福祉

終戦前は傷い、軍人・軍属および遺家族は軍事扶助法により、戦災による傷い者は戦時災害保護法によって扶助を受けてきたが敗戦に伴い、それらはことごとく、その特典を失い、一般生活困窮者として援護を受けることになった。これら傷い軍人などを含め、その他公務・産業・自然災害・交通事故等による身体障害者は当時全国で約



女子中学生の慰問

六〇万人が数えられた。この人たちの多くは一般社会人より生活能力が劣り、戦後の社会情勢下にあつて、その生活苦は常人の想像しえないものであつた。県はその援護の緊要を認め昭和二年傷い者保護対策委員会を設け障害者のための事業を進めた。

昭和二年一月二六日「身体障害者福祉法」が施行され、身体障害者に明るい更生意欲を振いたたせた。この法律により援護を受ける前提となる身体障害者手帳の交付を受けることになつたが困窮身体障害者に対する生活費・医療費等の給付は生活保護法によつて行なわれていた。

さらに昭和二九年五月の改正により、従来生活保護の医療扶助に依存していた身体障害者の医療について更生医療の給付に関する規定が設けられた。なお、昭和三三年五月の改正により、社会福祉法人の設置する身体障害者更生保護施設への収容委託制度が設けられ民生委員の協力義務が明確になつた。

一方、県においては昭和二八年身体障害者更生指導所と相談所を設置し自立更生を図り、昭和三三年より経済的自立の助長策として身体障害者更生資金の貸付けを行ない、養鶏・製繩・小売店などをはじめ、立派に自立する人が多くなつた。

本町の身体障害者手帳交付者数は昭和四四年四月現在、左のとおり

障害別	人数	比率
肢不自由	八五	六〇・五
視覚障害	二四	一七・〇
聴覚障害	二六	一八・四
音声障害	三	二・一
その他障害	三	二・一
計	一四一	

りである。

手帳の交付を受けているものが一四一人であるが、他にも手帳の交付を受けない障害者が五〇人ぐらゐると見込まれる。この障害者中福祉年金（障害の程度一、二級）の受給を受けているものは五人である。

なお、本町においては昭和三九年一月一七日に中富町身体障害者福祉会結成大会を開き、会則・事業計画・大会宣言を決議し力強く会の発展を期している。

#### 中富町身体障害者福祉会規約

第一条 本会は、中富町身体障害者福祉会と称する。

第二条 本会の事務所は、中富町役場内におく。

第三条 本会は、中富町内に居住する身体障害者をもつて会員とする。

第四条 本会は、会員相互の親和協調によつて福祉の増進を図るとともに自立更生に寄与するをもつて目的とする。

第五条 前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1、社会保障制度の確立に必要な啓蒙及び組織化
- 2、生活面の打開向上に関すること
- 3、自立更生に必要な更生資金に関すること
- 4、就職就労に必要な職業補導並びに斡旋に関すること
- 5、その他目的達成に必要な事業

第六条 本会に次の役員をおく。

会長一名、副会長二名、会計一名、理事若干名、会計監事二名、

顧問若干名

第七条 会長・副会長・会計は総会において選出する。

理事は支部ごとに出選する。会計監事は理事の互選により選任する。顧問は理事会において推薦する。

第八条 会長は本会を代表し会務を掌理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

会計は会計を預り、これを処理する。

理事は部落内会員の連絡を行なう。会計監事は会計を監査する。

第九条 役員は任期は二年とする。ただし再選を妨げない。補充により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第十条 定期総会は、年一回会長が招集する。会長が必要と認めるときは、随時総会及び役員会を開くこととする。

会議の議長は会長がこれにあたる。

第十一条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第十二条 本会の経費は次のものをもってあてる。

会費・事業の収益金・寄附金・助成金・その他

第十三条 本会の事業計画及び会計報告は、定期総会において議決を受けなければならない。

第十四条 この会則に規定していない細部の事項は、役員会で別に定める。

第十五条 この会則の変更は、総会の出席者の三分の二以上の同意を得て変更することができる。

附則 この会則は、昭和三十九年十一月十七日から施行する。

役員 会長 笠井 安太郎

副会長 若林 忠雄

事務局長 望月 三郎

おもな事業（昭和三十九年）

1、身体障害者年金交付基準の拡大に対する陳情

2、国鉄割引距離規制撤廃運動の実施

3、身体障害者庸備促進運動の実施

4、家庭内職業の斡旋と相談

5、生活相談、結婚相談の開設

6、未登録身体障害者の登録促進と福祉会への加入勧奨

7、福祉会事業資金獲得のための事業の実施

8、社会福祉に関する事業への積極的な協力と援助

9、親睦と健康のためのレクリエーションの実施

昭和四三年には中富町心身障害児童年金支給要綱を制定し、ささやかながら心身障害児童福祉行政に明るい話題を添えた。以下その要綱を掲げる。

中富町心身障害児童年金支給要綱

（趣旨）

第一 心身障害児童年金（以下「年金」という）は、心身に障害のある児童（以下「児童」という）を保護している保護者に支給し、その児童の育成と福祉の向上をはかるとともに町民の心身障害に対する福祉思想の高揚を図る。

(支給対象)

第二 対象者は、年齢二〇歳未満で次の各号に該当する児童の保護者とする。ただし児童を収容する施設の長であつて、児童福祉法（昭和二十二年法律第一五四号）第四十七条第一項の規定により親権を行なう施設の長は、前項の規定にかかわらず年金を受けることができる。

1、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第一五号）第七条第三項の規定に基づく六級以上の障害を有する者  
で知事から身体障害者手帳の交付を受けている者。

2、精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三七号）第二条に規定する精神薄弱者更生相所又は児童福祉法（昭和二十二年法律一六四号）第十五条に規定する児童相談所において知能指数が五〇以下と判定された者。

(年金の額)

第三 年金の額は、次のとおりとする。

障害程度一級及び二級の者及び知能指数三五以下の者

年額 三千円

障害程度三級から六級の者及び知能指数五〇以下の者

年額 二千円

(支給)

第四 はじめて年金の支給を受けようとする者は、障害程度を立証する書類を提示して申し出をなし、町長の決定を得て支給される。支給日は原則として二月二〇日とする。ただし、やむを得ない事由により二月二〇日に支給できないときは当該会計年度

内で町長の定める日に支給する。

(使途)

第五 年金は保護する児童のために使用しなければならない

(支給の停止)

第六 年金の支給を受ける資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は支給を停止する。

1、本人が辞退したとき。

2、当該の四月一日に満二〇歳に達したとき、または支給日に住所を有しなくなったとき、ただし児童福祉施設に収容されため、住所を有しなくなったときは、この限りではない。

3、町長が支給することが適当でないと認めたとき。

(補則)

第七 この要綱に定められるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

## 第四節 中富町社会福祉協議会

終戦後、社会の混乱と窮乏のどん底にあった国民生活を安定すべく、社会福祉の立法と改正が相次いで行なわれ、公私社会福祉事業が明確化され、その体系の整備がなされた。社会事業団体及び施設は協力的組織体制を整えて自主的活動を強化するため、中央では昭和二年財団法人中央社会事業協会と日本社会連盟が合併して財団法人日本事業協会が発足し、県に地方支部が設けられた。

その後、各種の社会事業団体の事業の一元化を図り、社会福祉事業の強力な推進を期して県内の民生委員連盟・社会事業協会・同胞援護会・児童福祉協会及び援産事業連盟が発展的に解消して、新たに、公私社会事業の施設団体・民生委員などが加わり、昭和二六年財団法人山梨県社会福祉協議会が設立され、次いで二七年五月には組織変更が行なわれ、社会福祉事業法に定められた社会福祉法人となった。

中富町においても、昭和二九年町村合併により旧村ごとに設置されていた社会福祉協議会も必然的に統合して、「中富町社会福祉協議会」となり強化された。創立以来、敬老会・慰霊祭・歳末助け合い運動・共同募金推進・社会を明るくする運動・児童遊園地造成援助等の事業にきめ細かに取りくみ、昭和三八年には住民参加の社会福祉協議会として、全戸会員制を取り入れ体質の改善を図り、続いて同年、善意銀行・福祉金庫・心配ごと相談所を開設、変動激しい社会情勢に対応して社会福祉協議会の整備拡大を図った。

ついで、昭和四三年七月社会福祉法人設立認可を申請、郡下のトップをきって同年一〇月一九日に厚生省社第三二四号により認可され一二月設立登記され現在に至っている。

○今後の課題

経済の高度成長下で忘れられていたような存在だった社会開発とか、人間尊重というような問題が七〇年代の夜明けと共に政治や科学技術の前面に打ち出されてきた。

つまり、経済偏重の政治・科学技術から脱皮して人間尊重・人間の復権を旨とせんとする動きが目立ってきている。



県においても、産業の発展は重要なことだが、県民の生活を守る施策が急務とされ、公害対策・消費者行政・健康管理・社会福祉対策を積極的に推進すると言われている。

中富町においても長期総合計画のなかで、公害や交通事故防止など生活環境の改善・健康増進・老人福祉・児童福祉・食・住生活の改善など、住民の福祉に関する諸施策を、民生委員・社会福祉協議会の協力により積極的に推進することになっている。

このように国も県もわが中富町も社会開発・社会福祉の遅れている現状認識の上に立って、大きく社会開発・社会福祉に眼を向け、これに必要な諸施策の推進が期待されている。

社会福祉法人 中富町社会福祉協議会

定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人は、中富町における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域社会福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行なう。

## 第二章 社 会 福 祉

一、社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究。

ただし日常の軽易な業務は、会長が専決し、これを理事会に報告する。

二、社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画。

三、社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成。

四、社会福祉を目的とする事業に関する普及。

五、保健衛生を目的とする事業。

六、心配ごと相談事業。

七、共同募金事業への協力。

八、福祉金庫の運営。

九、その他本会の目的達成のため必要な事業。

(名称)

第二条 この社会福祉法人は、社会福祉法人中富町社会福祉協議会という。

(事務所の所在地)

第三条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)の事務所を山梨県南巨摩郡中富町切石四一六番地に置く。

(役員の数)

第四条 この法人には、次の役員を置く。

一、理事 一三名

二、監事 二名

2 この法人は会長一名、副会長一名をおき理事の互選による。会長は法人を代表する。

(理事会)

第五条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行なう。

2 理事会は会長が招集する。

3 理事会に議長を置き、会長をもってあてる。

4 会長は、理事の三分の一以上から会議に附議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内これを招集しなければならない。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除く外、出席した理事の過半数で決定し可多数のときは、議長の決するところによる。

(理事の職務)

第六条 理事は理事会に出席し、その議事に参加して議決に加わり共同して業務を決定する。

2 会長は、この法人を統轄する。

3 副会長は、会長の職務の執行を補佐する。

4 会長、副会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する理事が職務を代理する。

(理事の選任)

第七条 理事は評議員会において選任する。

(監事の選任)

第八条 監事は評議員会において選任する。

(役員任期)

第九条 役員任期は二年とする。ただし、再任は妨げない。

2 会長、副会長の任期は、理事として在任する期間とする。

(事務局)

第十条 この法人に、事務局を置く。

2 事務局は、職員若干名をもって組織する。

3 職員は、会長が任免する。

(資産の区分)

第十一条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、定期預金一〇万円をもって構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、すみやかに第二項に掲げるため必要な手段をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第十二条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事の三分の二以上の同意を得たうえで評議員会の議決を得て、厚生大臣の承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第十三条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な銀行若しくは郵便官署に預け入れ確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(特別会計)

第十四条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第十五条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事の三分の二以上の同意を得たうえで評議員会の議決を得なければならない。

(決算)

第十六条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に関長において作成し、理事会の認定を得て監事の監査を得て評議員会の承認を受けなければならない。

2 会計の決算上剰余金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第十七条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌三月三十一日をもって終る。

(臨機の措置)

第十八条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事の過半数の同意を得たうえで、評議員会の議決を得なければならない。

(評議員会)

第十九条 評議員会は四五名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、会長が招集する。  
3 評議員には議長を置く。

4 議長は、そのつど、評議員の互選で定める。

5 会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二週間以内にこれを招集しなければならない。

6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の権限)

第二十条 次に掲げる事項については、理事会の議決を経て評議員会の議決を得なければならない。

(1) 予算、基本財産の処分及び事業計画。

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄。

(3) 定款の変更。

(4) 合併。

(5) 目的たる事業の成功の不能に関する解散。

(6) 解散(合併又は破産の場合を除く)等に於ける残余財産帰属者の選定。

2 次に掲げる事項については、理事会に付議する前に、会長において、評議員会の意見をきかなければならない。

(1) 寄附金品の募集に関する事項。

(2) 剰余金の処分に関する事項。

(3) 定款の施行、細則に関する事項

(4) その他、この法人の業務に関する重要事項で、会長において

必要と認められた事項。

3 評議員会は、法人の業務に関し、理事会に勧告を行なうことが出来る。

(評議員の資格等)

第二十一条 評議員は、社会福祉に関係ある代表者、及び社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験あるもので、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から、理事会の同意を経て、会長がこれを委嘱する。

2 前項に定めるもののほか、評議員の選任については別に定める。

(評議員の任期)

第二十二条 評議員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(会員)

第二十三条 この法人に会員を置くことができる。

2 会員については、別に定める。

(解散)

第二十四条 この法人は、社会福祉事業法第四十四条第一項第一号、及び第三号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉事業法第四十四条第一項第一号及び第三号の規定により解散する場合は、理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決を得て、厚生大臣の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)



第二章 社 会 福 祉

- 〇事業の種類
- 社会福祉事業法第二条第三項の規定による次の事業を行なっている。
- 1、生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくは、これに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
  - 2、児童福祉法にいう助産施設・保育所又は児童厚生施設を営むる事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
  - 2の2 母子福祉法にいう母子福祉施設を営むる事業
  - 2の3 老人福祉法にいう老人福祉センターを営むる事業
  - 3、身体障害者福祉法にいう補装具製作施設・点字図書館又は点字出版施設を営むる事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
  - 3の2 精神薄弱者の更生相談に応ずる事業
  - 4 生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
  - 5 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行なう事業

〃	笠井亨太郎	遺族会	〃	高松	明子会	母子福祉会
〃	笠井安太郎	傷い軍人	〃	望月	一美	保育所保護者会
〃	戸栗 和敏	青年団	〃	山中	達郎	保育所
〃	樋川 幸積	保護司会	〃	深沢	通夫	民生課長
〃	望月 栄一	民協副総務				
〃	望月美根男					

事務局 望月美根男  
 専門員 望月美根男

住民主体の原則に基づき役員は民間人により構成され、正副会長は理事会互選、理事・監事は評議員会選任となっている。

〇事業の種類

- 6 隣保事業（隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として無料又は低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種事業）を行なう
- 要するに社会福祉協議会は、地域内の社会福祉・保健衛生等福祉に欠けた問題をとらえ、この問題解決のために、関係の行政機関、その他町内会・部落会等の住民の自治組織をはじめ公私の各種団体・施設と連絡協調し、お互いに人間の接触を図りながら、みんなが参加協力して問題を解決し、町ぐるみで明るい社会を作ろうとするものである。一言にして言えば社会福祉は人間尊重の根底である。
- 中富町社会福祉協議会の昭和四五年年度の事業計画は次の通りである。
- 昭和四五年年度事業計画
- 1、町の総合計画に盛り込まれた、民生計画・社会福祉計画と歩調を合せ連携と調和を保ちながら、現在急務とされている、老人福祉・児童福祉・身体障害児(者)福祉・母子福祉活動の推進に努める。
  - 2 交通安全運動の展開と老人交通安全教室を開催し、交通安全思想の徹底と交通安全施策に関する広報活動を行なう。
  - 3 民生委員協議会その他関係団体と連絡強調して「しあわせを高める」運動を進め、恵まれない環境にある世帯の保護と更生につくす。
  - 4 世帯が厚生するために必要な資金（生業・住宅・修学・療養）貸付のための世帯厚生資金、また、福祉金庫の運営を行なう。
  - 5 心配ごと相談所を毎週月・木曜日に開設し、一般住民の生活に

<p>関する悩みや心配ごとの相談に応ずる。</p> <p>6 善意銀行を運営し、社会を明るくするために、労力・金品等の善意の需給のバランスを図る。</p> <p>7 保健衛生・生活改善等を取り入れた、「社会を明るくする」運動を進める。</p> <p>8 地区組織活動の推進及びボランティアの開発と育成。</p> <p>9 共同募金への協力と年末たすけあい運動の実施。</p>	<p>活動内容</p> <p>主たる事業</p> <p>イ 世帯更生資金貸付業務 ロ 福祉金庫の運営 ハ 心配ごと相談所運営 ニ 善意銀行の運営 ホ しあわせを高める運動 ヘ 民協更生相談実務研修 ト その他</p> <p>協力活動の機関 団体</p>	<p>(2)児童福祉活動</p> <p>乳児検診 児童福祉週間行事協賛 児童遊園地設置、遊具施設修理 子供の交通安全確保運動 児童の校外補導及びレクリエーション指導協力</p> <p>教育委員会 民生児童委員協 議会 保育所保護者会 ボランティアグループ 子供クラブ</p>	<p>(3)老人福祉活動</p> <p>老人福祉週間行事協賛 老人家庭奉仕事業 (ホームヘルパー) 老人クラブ幹部研修会開催</p> <p>民生児童委員協 議会</p>
---	--	---	--

<p>老人健康旅行 養護老人ホーム建設促進運動 老人福祉大会開催 その他</p> <p>老人クラブ 青年団 婦人会</p>	<p>(4)心身障害児(者)福祉活動</p> <p>身体障害者強調運動 家庭慰問 ギャンジベッド貸与 おむつの抛出運動</p> <p>民生児童委員協 議会 母子福祉会 婦人会</p>	<p>(5)母子福祉活動</p> <p>会員手芸、技術講習会開催 幹部研修会開催 母子相談員との連絡会議開催</p> <p>母子相談員 母子福祉会</p>	<p>(6)その他地域福祉活動</p> <p>交通安全教室開催 健康を守る運動 共同募金運動協力 歳末たすけあい運動 災害援助 雨がさ設置事業 戦没者慰霊祭</p> <p>町交通安全対策本部 青年会 愛育会 婦人会 各部会 遺族会</p>
---	---	---	---

第二章 社会福祉

○昭和四五年度予算書

歳 出			歳 入		
款	予算額	説 明	款	予算額	説 明
(1)事務費	765,000	職員給料、手当 旅費需要費、備 品費、通信費	(1)会 費	172,000	会員会費1戸 100円1,720戸分
(2)会議費	25,000	理事会、評議会 総会、会議費	(2)補助金	1,110,000	国県町補助金
(3)事業費	545,000	福祉活動事業、 調査世帯更生、 歳末援護児童遊 場整備費、福祉 団体援護費、老 人福祉、児童福 祉	(3)配分金	160,000	共同募金配分金
(4)負担金	25,000	県郡関係機関負 担金	(4)拠出金	10,000	一般住民善意に よる拠出金
(5)救助費	20,000	被災者救助費	(5)寄付金	5,000	一般寄付金
(6)繰出金	230,000	心配ごと相談所 特別会計、福祉 金庫繰出金	(6)雑入金	30,000	預金利子その他
(7)諸支出費	25,000	職員退職積立金 その他慶弔渉外 費	(7)繰越金	198,000	前年度繰越金
(8)予備費	50,000				
合 計	1,685,000				

以上、昭和四五年度の事業、予算について述べてきたが次にその詳細について述べてみる。

○世帯更生資金

この資金は世帯が更生するために必要な資金を貸付けるもので、現在この資金を利用している人は二八人で金額は約三〇〇万円となっている。資金の種類貸付限度額償還期限等は別表の通りである。なお、本町の利用状況は左の通りである(昭和四五年四月現在)

生業資金	一、五五〇、〇〇〇円	一五件
身体障害者更生資金	四〇〇円	四件
住宅資金	五〇〇、〇〇〇円	三件
修学資金	四五〇、〇〇〇円	二件
療養資金	一一一、〇〇〇円	一件
災害援護資金	一〇〇、〇〇〇円	三件
	三〇〇、〇〇〇円	

社会福祉協議会が貸し付けする世帯更生資金の一覧表

第八編 厚生と衛生

資金の種類		貸付限度	償還期限	据置期間	備考
厚生資金	生業費	150,000円以内	6年以内	1年以内	貸付限度特に必要と認められる場合 300,000円以内
	支度費	25,000円〃	6年〃	6月〃	
	技能習得費	月額 2,500円〃	6年〃	6月〃	貸付期間 3年以内
更生 身体障害者 資金	生業費	150,000円〃	8年〃	1年〃	貸付限度 特に必要と認められる場合 300,000円以内
	支度費	25,000円〃	8年〃	6月〃	
	技能習得費	月額2,500円〃	8年〃	1年〃	貸付期間 3年以内
生活資金	生活費	月額 4,500円〃	5年〃	6月〃	貸付期間 技能習得費又は療養資金借受中
	出産費	8,000円〃	3年〃	6月〃	
	葬祭費	8,000円〃	3年〃	6月〃	
住資 宅金	改修費	200,000円〃	6年〃	6月〃	増築を含む
	転宅費	12,000円〃	3年〃	6月〃	
修資 学金	修学費	月額 1,500円〃	8年〃	6月〃	貸付限度 特に必要と認められる場合 3,000円以内
	就学支度費	15,000円〃	8年〃	6月〃	自宅から通学する場合 10,000円以内 自宅以外から通学する場合 15,000円以内
療養資金		100,000円〃	5年〃	6月〃	貸付限度 特に必要と認められる場合 150,000円以内
災害援護資金		150,000円〃	6年〃	1年〃	

修学資金以外は据置期間経過後年3分の利子。 期限の翌日より日歩3銭の延滞利子を徴収する。  
償還方法、年賦、半年賦、月賦とする。

○福祉金庫

この金庫は町内の生活困窮世帯に対し世帯更生運動の一助として無利子で資金の貸付けを行ない、その経済的自立の更生をはかることを目的としている。

中富町福祉金庫規約

第一条 この金庫は中富町福祉（たすけあい）金庫と称し、中富町社会福祉協議会が運営する。

第二条 この金庫は中富町内の生活困窮世帯に対し世帯更生運動の一助として、無利子で資金の貸付けを行なうことにより、その経済的自立の更生をはかることを目的とする。

第三条 この金庫の貸付けは一口一万円を限度とする。ただし、更生と貸付け金の償還の見込み確実なるものについては、貸付け審議会の同意を得て一口二万円以内を貸付けることができる。

第四条 会長は所定の借用証に保証人二名を附し、貸付申請のあったものに対しその用途の緩急に応じ、貸付審議会の同意を得て貸付けをする。

第五条 貸付け金の償還は、月賦・半年賦及び一時とし、貸付期間は一年以内とする。

第六条 この金庫の貸付けは貸付審議会の同意を得なければ貸付けをなすことができない。貸付審議会は本会会長及び中富町民生委員協議会をもって構成する。

第七条 この金庫の財源は中富町社会福祉協議会の一般会計より毎年充当する。

資金の造成方法

- 一、物品幹旋販売等による益金
- 二、社協会員の会費の一部
- 三、助成金
- 四、寄附金
- 五、共同募金配分金

昭和四十五年現在	
・利用件数	七件
・貸付金額	一三三、〇〇〇円

○心配ごと相談所

人間社会に住んでいると誰しもが悩みや心配ごとを抱えて生活している。その悩みや、心配ごとを自らの力で解決している人たちは、明るい生活を営むことができるが、自分の力では解決できない人たちは、日々の暮らしの中に明るさが失なわれている。この人たちに對して、よりよい明るさを見いだしてもらうために開設されたもので、次のような運営要項が定められている。

中富町心配ごと相談所運営要項

一、目的

心配ごと相談所は、主として低所得者に対して、その生活上のあらゆる心配ごととの相談に応じ、社会資源を効果的に活用して、適切な助言指導を行ない、その福祉を図ることを目的とするものとする。

二、運 営

- ① 心配ごと相談所は、原則として中富町社会福祉協議会（以下中富町社協という）が運営するものとする。
  - ② 心配ごと相談所は、利用者の心理、交通の利便等に留意し、利用者が気軽に訪れることができる場所に設けるものとする。
  - ③ 心配ごと相談所には相談業務に必要な設備を設けるものとする。
  - ④ 心配ごと相談所には相談員を置くものとする。相談員は民生委員・児童委員その他住民の福祉に関し理解と熱意を有しかつ、相当の経験を有する民間篤志家のうちから中富町社会福祉協議会長が委嘱するものとする。
  - ⑤ 相談業務を行なうに当っては、相談内容に応じて関係機関に紹介する等、的確な助言指導を行なうものとする。
  - ⑥ 相談業務は、利用者の利便・地域の実態を考慮して、定例の相談日を設け、または巡回相談を行なう等の方法により、少なくとも一週間につき一日程度行なうよう努めるものとする。
- 三、特別会計
- 中富町社協は、心配ごと相談所について特別会計を設け、収入及び支出の状況を明らかにしておくものとする。
- 「心配ごと相談所」へ
- 利用に際しては、毎週月・木曜日、その他の日でも午前中なら相談に応ずるようになっている。

生活苦・生活改善・仕事・住宅・健康・家族不和・結婚・教育・青少年問題・精神衛生・更生保護・児童福祉・その他の問題

昭和四十四年度

「心配ごと相談」集計

・ 農業関係 五二人

・ 土地問題・後継者問題

・ 土木労働者関係 一三人

・ 医療問題・健康問題・資金

借入問題

・ 主婦関係 八人

・ 進学問題・学資問題・結婚

問題

○善 意 銀 行

心の中には誰しもが善意を抱いている。そして、その善意を如何にして社会に表現しようかと適機をうかがっているのではなからうか。即ち、その善意と愛情とをどのように表現するか、具体的手段に戸惑っているのが現状ではなからうか。その点が解決できれば明るい社会づくりの実現が可能になると言える。これを解決していくために中富町社会福祉協議会の中に設けられたのが善意銀行である。

相談員は次の方々

佐野 嘉一	寺 沢
笠井 勝行	西 島
深沢 寛	平 須
深沢 喜一	西 島
星野 英男	古長谷
川口 茂富	夜子沢
若林さだ子	下田原
古屋 伝作	飯 富
雨宮 進	八日市場

## 第二章 社会福祉

### 善意銀行の規定

#### 第一章 総 則

第一条 この銀行は中富町善意銀行という。

第二条 この銀行は、中富町社会福祉協議会内におく。

第三条 この銀行は、すべての人々から技術・労力・金品・その他の一切の善意にもとづく拠出をうけ、これを効果的に地域社会の用に供し、社会生活の相互扶助に活用して、すべての人々の幸福を増進するとともに、社会奉仕の精神を作興して、あたたかく、明るく、任みよい社会の建設に寄与することを目的とする。

第四条 この銀行は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 一、善意による技術・労力・金品等の拠出を受け、これを効果的に供与する。
- 二、心配ごと相談所
- 三、たすけあい金庫
- 四、収入の少ない家庭、へき地の人々への援助
- 五、社会福祉施設への奉仕
- 六、公共施設の管理に対する奉仕
- 七、相互扶助・社会奉仕精神の普及徹底
- 八、公衆道徳の普及高揚
- 九、機関誌の発行
- 一〇、調査及び資料の収集
- 一一、講演会・座談会・演芸会・音楽会・映画会等の開催
- 一二、その他附帯する事業

### 第二章 資産及び会計

第五条 この銀行の資産は次の各号をもって構成する、

#### 一、寄附金品

二、資生から生ずる収入

三、事業に伴う収入

四、その他の収入

第六条 この銀行の収支は特別会計とする。

第七条 この銀行の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月

三十一日に終る。

#### 第三章 運営委員会

第八条 この銀行の適正な運営をはかるため、善意銀行運営委員会

(以下「委員会」という)をおく。

一、委員会は十人以上の委員をもって構成し、任期は二年とする。

二、前項の委員は、中富町単位の奉仕団体・保健・福祉関係機関 団体・報道関係・預託者代表・利用者代表・学識経験者等の中から会長が委嘱する。

第九条 委員会は、事業計画、その他銀行の運営に関する事項について、会長の諮問に応え、または意見を具申する。

第十条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

一、委員会に委員長及び副委員長をおく。

二、委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

三、委員会の議事は出席者の過半数をもって決定し、可決同数のときは委員長の決めるところによる。

附則

この規定は昭和三八年一月一日から施行する。  
 この銀行は町民の労力・金品等のあらゆる善意の需給と供給のバランスをはかる機関である。  
 特に四五年度は冠婚葬祭の費用を節約して「死亡したが、これまで社会から受けた恩恵に對し」また「結婚した人たちが、出生した子どもが、これから社会の一員として恩恵に浴するから」という意味あいでは社会福祉のために寄附していく運動を推進している。

○歳末たすけあい運動

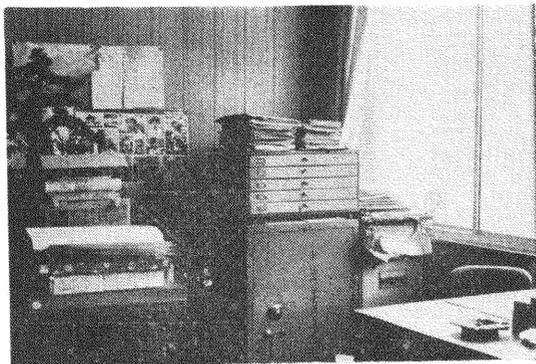
明るく住みよい社会をつくることは、人々の願いであり地域社会の目標である。しかしながら町内には病氣、その他の事情により、その日の生活が不安な状態におかれている人や、よるべない身を各種施設によせている人たち、心身に障害のある在宅者、ねたきり老人、施設で自立更生に励んでいる人など、その数は少なくない。  
 これらの恵まれない人たちに対し住民こぞって愛の手をさしのべ「みんなで明るいお正月」が迎えられるようにと二月一日から一か月間、中富町及び社会福祉協議会主催により「たすけあい」住民運動を実施している。昭和四四年度歳末たすけあい運動の収支状況は次のとおりである。

○災害援助

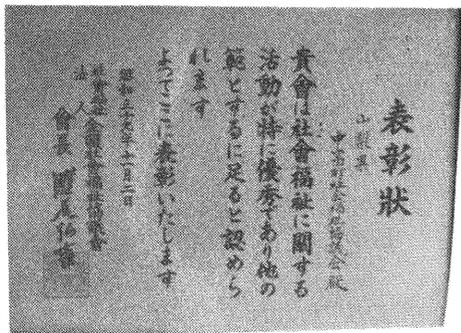
中富町社会福祉協議会は昭和三八年八月二四日、災害による被災者「救助費支給内規」を定め救援の手をさしのべている。

昭和44年 歳末たすけあい収支状況

収入の部			支出の部			
摘要	金額	説明	摘要	金額	説明	
西嶋小学校児童会	1,476	宮木	援護物資	41,370	衣料	
原小学校児童会	2,924		〃	5,000	履物	
青年団	2,965		〃	13,860	砂糖	
高野きみよ	5,000		〃	32,595	缶詰 ラーメン ショウ油	
西嶋地区	4,700		〃	4,000	洗剤 タオル	
大須成	1,070		〃	消耗品費	1,865	ビニール袋 テ ープ のし紙
静川	5,710		〃	現金封筒	24	
原	6,310		〃	見舞金	7,000	老人ホーム入所 者見舞7人分
曙	5,985		〃	送金料	525	
田原・宮木	3,960		〃	運動推進費	2,000	
中富町長	10,000		物資配分雑費	2,605		
町補助金	30,000					
社会福祉協議会	30,744					
収入合計	110,844		支出合計	110,844		



中富町社会福祉協議会事務室



救助費支給内規

第一条 災害による被災者に対し、中富町社会福祉協議会が行なう救助費の額は、その災害による特別救助対策を樹立した場合を除き、この内規の定めるところによる。

第二条 被災者救助費は次の各号により支給する。

一、会員の世帯が被災した場合五、〇〇〇円

二、会員でない保護世帯及び準保護世帯が被災した場合五、〇〇〇円

三、会員でない世帯が被災した場合は、理事会において決定した額

前記の救助費は全かい、全焼の被災者に対して行ない、その他の被災に対しては、その被災の程度により按分した額を支払うものとする。

第三条 大災害等により多くの被災者が生じた場合は、理事会の承認を得て、この内規の適用は解除し、それに変わるべき救助の対策を講ずるものとする。

○共同募金

終戦後の昭和二二年、戦災のため、また戦後のインフレーションのため、いためつけられていた民間社会事業の援助対策として政府において全国的に共同募金運動を展開することが決定され、本県においても同年一月、各会各層の代表者を委員とする社会事業共同募金委員会を結成した。各方面の協力を得て第一回の目標額を一五万七千円と決め街頭募金・特殊募金・興行募金などを実施し、一〇〇%以上の成績を収め社会事業施設団体に配分した。以後、この成果により引き続き年々目標額を増額しながら好成績をあげてきた。

昭和四四年度で二三回目を迎え、共同募金運動も県民の理解と協力により目標額も著し

く増大し、当初の約一八倍、二、七〇〇万円に上り、配分の分野も拡大され、施設に収容されている気の毒な人ばかりでなく、市町村地区の老人や生活困窮者まで配分されるようになり、更に児童遊園地・老人クラブなどの面にも配分されている。このように地域住民の健康と福祉を高め、お互いのしあわせを願う共同募金へと変わってきた。

昭和四四年九月の中富町社会福祉時報の一端を記載してみる。

中民発号外  
昭和四十四年九月二十六日

各連絡主任・連絡員殿

中富町長

中富町社会福祉協議会長 笠井清巳

佐野嘉一

国民たすけあい共同募金運動の協力方お願い  
誰しもが「明るい社会」「住みよい郷土」の実現を欲して、協力し、努力しています。

最近社会福祉の諸問題も徐々に好転し、諸施策が講じられていることは喜ばしいことと申せましょう。

毎年十月一日より実施されます「赤い羽根共同募金」の運動は、国民一人一人が「たすけあい」の善意を寄せ合う機会であります。

もち論、集められた募金や品物は、国民の善意として社会福祉施設や社会福祉事業のために、有効適切に使途されます。

中富町ではこの共同募金から、社会福祉協議会事業費、歳末たすけあい運動費、児童遊園地設備費等に対して、多額の配分が受けられることになっておりますので、お含みのうえご協力をお願いいたします。(以下略)

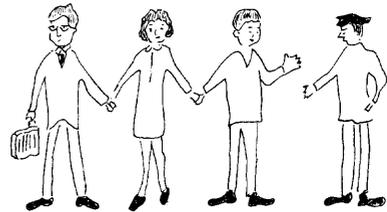
中 富 町

中富町社会福祉協議会

みんなで明るい社会を！

共同募金運動に

協力しましょう！



遠い昔から私達

一人一人の日本人の中に

受けつがれ、培れて

きた。

「たすけあいの心」

埋れた「善意」

を掘りおこし、

わが家、わが家族から、

地域のみんが手と手を

つなぎ、心と心をつな

輪をつくりましょう

「たすけあい」の

大きな輪を！！

社会福祉のはたらきは  
特定のひとがする、  
特定の人のためのはたらき  
であってはならない。  
社会全体がする。  
社会全体のためのはたらき  
なのだ。

もてるものが  
もたないものに  
ではない。  
しあわせなものが  
ふしあわせなもの  
ではない。  
もてるものも  
もたないものも  
しあわせなものも  
ふしあわせなものも  
ともに考え

## 第二章 社会福祉

	40年度 目標額	40年度 実績額	41年度 目標額	41年度 実績額	42年度 目標額	42年度 実績額
(南巨摩郡)						
増穂町	—	—	—	—	370,520	370,520
鯨沢町	—	—	—	—	221,600	222,000
中富町	—	—	—	—	261,040	276,134
早川町	—	—	—	—	224,960	230,034
身延町	—	—	—	—	456,370	485,515
南部町	—	—	—	—	291,210	303,307
富沢町	—	—	—	—	172,300	186,000
計	1,943,000	—	1,894,000	1,945,619	1,998,000	2,073,510
(西八代郡)						
上九一色村	—	—	—	—	95,800	102,574
三珠町	—	—	—	—	125,100	143,061
市川大門町	—	—	—	—	366,400	382,800
六郷町	—	—	—	—	136,200	143,698
下部町	—	—	—	—	288,500	305,481
計	978,000	—	982,000	1,013,509	1,012,000	1,077,614
県共募	21,000,000	—	23,000,000	—	24,000,000	27,051,616
	43年度 目標額	43年度 実績額	44年度 目標額	44年度 実績額	45年度 目標額	45年度 実績額
(南巨摩郡)						
増穂町	381,570	387,220	404,500	404,500	445,850	445,850
鯨沢町	226,890	227,000	261,800	262,000	308,790	308,790
中富町	269,390	279,048	275,200	285,045	294,210	306,990
早川町	214,390	228,256	216,000	233,870	232,920	248,586
身延町	470,270	497,643	487,900	507,018	545,930	680,408
南部町	297,800	306,721	306,900	316,406	327,800	346,878
富沢町	190,690	217,250	197,700	240,318	256,500	265,476
計	2,051,000	2,143,138	2,150,000	2,249,157	2,412,000	2,602,978
(西八代郡)						
上九一色村	86,870	87,870	91,300	100,022	101,850	122,072
三珠町	133,880	157,879	139,300	151,732	154,900	165,512
市川大門町	364,500	391,300	389,500	435,195	524,900	532,432
六郷町	133,550	145,618	162,200	165,712	182,050	184,901
下部町	252,200	272,885	265,700	310,534	323,300	409,674
計	977,000	1,055,552	1,048,000	1,163,195	1,287,000	1,414,591
県共募	25,000,000	29,820,034	27,000,000	31,734,099	30,000,000	—

ともに学び  
ともに生きることなのだ。  
高島 巖  
「あかい羽根」第二号より

中富町連合母子福祉会

未亡人相互の親睦向上と母子家庭の福祉増進を図る目的により、各旧村では昭和二三年ごろより未亡人会を結成したが当時の活動はまだ低調であった。昭和二七年ごろより組織の強化と運営の向上に鋭意努力が続けられ、昭和三〇年ごろには県や郡連も充実して活発に活動がなされるようになり、幹部並びに会員の質の向上に重点をおいた研修会や年一回の母子福祉大会並びに母子バスレクリエーションなどが開催されるなど活動も活発となってきた。

たまたま町村合併により町一本の連合会の設立の必要性が叫ばれるや本町においても昭和三二年一月二七日、中富町役場において民生課ならびに母子相談員の指導と協力により中富町連合未亡人会の設立総会を開き連合会の結成をみた。

この時の設立委員には

- 笠井文子(西島) 神宮寺 おしも(大須成)
- 渡辺きよ子(静川) 高松明子(原)
- 樋川保子(曙)

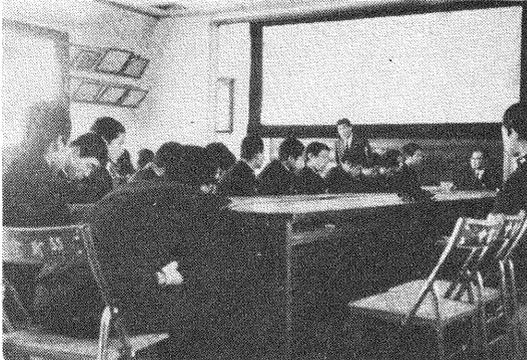
が当たり結成にはなみなみならぬ努力がはらわれた。  
連合未亡人会結成記録のページに、

この集いは研究、討議を積み重ね、お互いに苦しみを慰め合い、楽しみを分かち合い、ある時は、そっとため息をつく憩いの場としたい。そして吾子と歌う楽しい場ともなりますように……

健康な美しい清純な母子家庭をつくる愛の広場としての会となり  
ますように……  
と念じ会員一五四名は固く結ばれ会の発展を誓い合いながら誕生する。

と記されている。

なお、連合会発足当時の活動の概要をみると、未亡人金庫の充実と会員研修に努め、より豊かな心を持ち生活を楽しくすることに目標をおき次の活動が活発に行なわれていた。



就職生徒激励大会

- ・母子福祉施設の見学
- ・母子バスレクリエーションの実施
- ・体験を聞く集い
- ・文集発行
- ・文集発行
- ・母と子の集い
- ・映画会の開催
- ・研修会の開催
- ・生花・和歌など
- ・講演会の開催
- ・就職生徒激励大会の開催
- ・季節売店
- ・座談会の開催
- ・新会員の加入促進
- ・町内福祉団体との連

## 第二章 社 会 福 祉

### 絡協調

・母子世帯の援助活動

以後、会の活動は幾多の苦難の道をたどりながらも会員個々の問題を全体の問題として真剣に取り組み、子どもの成長を楽しみに発展し昭和四〇年には名称も中富町連合母子福祉会と改まり現在に至っている。

### 中富町連合母子福祉会規約

#### (目的)

第一条 この会は未亡人相互の親睦向上を図ると共に母子福祉増進に寄与するを以って目的とする。

#### (名称)

第二条 この会は中富町連合母子福祉会と称す。

#### (事務所)

第三条 この会の事務所は中富町役場内に置く。

#### (会員)

第四条 この会は中富町内に在住する未亡人で本会の趣旨に賛同する者を以って組織する。

#### (事業)

第五条 この会は第一条の目的を達成するために左の事業を行なう

- 1、山梨県及び峡南連合母子福祉会との連絡提携
- 2、関係諸団体との連絡強調
- 3、母子福祉に関する調査研究
- 4、運営上必要な経費の収入に関すること

5、会員相互の文化向上に関すること

6、その他目的達成に必要な事業

#### (役員)

第六条 この会に左の役員を置く

- 会長一名 副会長六名 評議員若干名 庶務会計一名
- 1、会長はこの会を代表し会務を統轄する
- 2、副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する

3、評議員は事業及び予算、諸計画の立案、役員の選出、総会に

附議すべき事項の決定、総会から委任された事項を処理する

4、庶務会計は本会の庶務会計事務を行なう

#### (役員の選出)

第七条 会長は評議員会において会員より選出し副会長は評議員の

互選によって選出し共に総会の承認を得る

1、評議員は各地区毎の会員によって選出する

2、庶務会計は評議員会の承認を経て会長之を委嘱する

第八条 この会に顧問を置くことができる。顧問は総会の承認を経て会長之を委嘱する。

#### (役員任期)

第九条 役員任期は一か年とする 但し再任を妨げない 補欠に

より就任した役員は前任者の残任期間とする

#### (役員会)

第十条 会長は必要に応じ役員会を開きその議長となる。

役員会は役員過半数の出席がなければ議決することができない

(総会)

第十一条 総会は毎年一回四月に開き、次の事項を議決する。

但し必要に応じ臨時総会を開くことができる。

1、(イ)事業及び予算決算の承認 (ロ)役員の承認 (ハ)規約の改廃

(ニ)その他必要と認める事項

2、総会は会長が招集する。議事はすべて出席会員の過半数で決

し可否同数の場合は議長の決するところによる。

(経費)

第十二条 この会に必要な経費は左の収入を以ってあてる。

1、会費 2、事業収入 3、補助金 4、寄附金

5、その他の収入

(会計年度)

第十三条 この会の会計年度は毎年四月一日に始まり三月三十一日

を以って終る。

附則

この規約は昭和三十二年一月十七日より施行する。

中富町連合母子福祉会歴代会長名

- 佐野子 (西島) 昭三二・一〇三六・三
- 佐野きみ子 (〃) 〃三六・四〇三九・三
- 熊谷ゆき江 (静川) 〃三九・四〇四一・三
- 高松明子 (原) 〃四一・四〇四五・三
- 大森武代 (大須成) 〃四五・四〇

各地区母子福祉会歴代会長名

※1、昭和三二年より地区会長は連合会副会長をつ

とめている。

2、地区により会長不明の年度がある。

西島地区

望月 長代 笠井 文子 佐野きみ子 笠井まさよ

大須成地区

後藤 ちゑ 佐藤 初江 佐野もとの 佐野 操子

佐野もとよ 神宮寺おしも 深沢 とみ 依田みどり

大森 武代 齊藤志満江 堀井はまの 秋山 桑子

静川地区

深沢 のぶ 遠藤かつよ 秋山 栄子 川口 みつ

渡辺きよ子 望月 良江 幡野ふみ江 樋川とも子

望月あつ子 神宮寺その 熊谷ゆき江

曙地区

樋川 保子 望月 章

原地区

高松 明子 岩柳てつじ 望月 良江 望月 貞子

共和地区

望月 妙の 長沢八千代 桐林 松野

昭和四五年度中富町連合母子福祉会の事業

1、町内福祉団体と連絡強調、地域福祉の増進につとめる

2、新会員の加入を促進、会の充実を図る

3、幹部研修会並びに会員の集いを開催し教養の向上につとめる

4、技術講習会の開催

○昭和45年度会員数		
西 島		34名
大 須 成		15〃
静 川		19〃
曙		7〃
原		15〃
共 和		3〃
計		93名

○昭和45年度予算書		
収 入	48,028	中富町連合母子福祉会収支予算書
会 費	9,300	
町補助金	15,000	
繰越金	15,728	
雑収入	8,000	
支 出	48,028	
会議費	3,000	
事業費	30,000	
旅 費	4,300	
慶弔費	7,500	
事務費	1,500	
雑 費	1,728	

- 5、母子相談員との連絡会議の開催
- 6、物故会員の慰霊祭の開催
- 7、交通戦争から老人、子どもを守る運動の展開
- 8、健康増進と社会を明るくする運動の推進
- 9、中卒者就職生徒激励大会の開催
- 10、その他母子福祉向上に関する運動の推進

## 第五節 軍事関係団体

### 一、遺 族 会

昭和二七年四月二九日、平和条約締結までの戦後七年の間、戦死者遺族の国家的援護は軍に連なるものとして停止され、社会的にも冷遇のまま放置されていた。

しかし遺族は、この苦難の中にも昭和二二年四月有志が相図って山梨県靖国会を結成し、各郡市・町村ごとに組織がつくられ、護国神社山梨の宮の祭典を中心に遺族同志の団結と相互扶助につとめていた。昭和二八年三月財団法人日本遺族会が生まれるや全国的に組織は強化された。山梨県靖国会も昭和三一年四月山梨県遺族会と改称し、各町村単位まで組織的な事業を行なうようになった。

この間、戦歿英霊の顕彰、遺族の処遇向上、遺児の育成指導など遺族の福祉の増進に寄与することが多かった。

特に戦歿者の遺族に対する恩典関係については、昭和二一年勅令第六十八号によって廃止されて以来、何らの援護もなかったが遺族の処遇向上運動により昭和二七年四月平和条約締結に伴い、昭和二七年法律第一二七号により戦傷病者戦歿者遺族等援護法が公布され戦歿者遺族に対し、遺族年金と弔慰金が支給されることになった。以後この法律は数次にわたって改正されたが遺族会会員の相互扶助の精神をもとにしての幾多の苦難の生活を切り開いてきた大きな

力のあらわれであった。町村合併後は中富町連合体を組織し戦死者  
 供養、靖国神社参拝、町の慰霊祭参加等を行なっている。



殉国之碑（西島地区）



戦没者追悼式ならびに遺族激励大会

階級	地区	戦死者氏名	戦歿年月日	遺族氏名	戦死場所
陸軍上等兵	西島	秋山隆吉	昭三・一〇・一九	秋山トキヨ	江蘇省野戦病院
陸軍上等兵	〃	井上正男	〃二〇・三・一七	井上きよの	小笠原諸島方面
陸軍上等兵	〃	大倉勇	〃二四・八・一六	大倉松太郎	漢口野戦病院
陸軍少尉	〃	長田義男	〃一九・九・三〇	長田貞朝	中部太平洋方面

○西島

戦死者氏名 (遺族台帳から転載)













第二章 社会福祉

階級	地区	戦死者氏名	戦歿年月日	遺族氏名	戦死場所
陸軍上等兵	川口好市	昭二一・二・四	天野こと	横須賀市野比国立病院	
陸軍伍長	川口武雄	〃二〇・七・一	天野あや	レイテ島カンキボット山	
陸軍兵長	川口久作	〃一九・一一・一〇	岩越由吉	レイテ島リモン西方	
陸軍曹長	岩越森男	〃二四・三・三一	川口君代	広東省鶴山県	
陸軍曹長	〃	〃一九・九・三〇	川口利雄	中部太平洋方面	
陸軍兵長	〃	〃二〇・一一・一三	川口健三	上海一九二兵砦病院	



戦役記念碑（大須成地区）

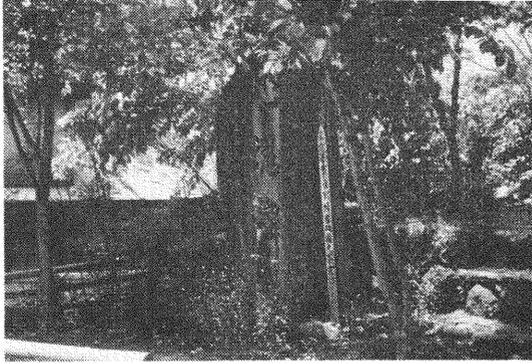
海軍一等兵曹	大須成	増田仲男	昭一九・二・六	増田長吉	マーシャル諸島方面
海軍一等水兵	〃	依田重吉	〃一九・七・八	依田保太郎	サイパン島
海軍水兵長	〃	渡辺勉	〃一九・一〇・二四	渡辺ゆき	比島方面
海軍上等水兵	〃	渡辺操	〃二〇・三・一七	渡辺よし	硫黄島
陸軍上等兵	〃	神宮司春義	〃二〇・四・二七	神宮司いそ江	満州陸軍病院



第二章 社 会 福 祉

海軍機関兵長	海軍整備上等兵曹	海軍整備兵長	海軍機関上等兵曹	海軍兵曹長	海軍軍属	海軍水兵長	海軍上等兵曹	陸軍兵長	陸軍兵長	陸軍兵長	陸軍兵長	陸軍兵長	陸軍上等兵	陸軍兵長	陸軍曹長	陸軍上等兵	陸軍伍長	陸軍伍長	陸軍上等兵	陸軍上等兵			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃			
幡野正徳	幡野辰男	埜村賢次	樋川朝一	埜村晴正	佐野富士雄	笠井政治	川口保	遠藤健太郎	渡辺孫四郎	渡辺唯芳	渡辺福治	渡辺信行	渡辺治義	依田孝	山下布	望月正三郎	望月正	望月元治	望月安雄	望月二郎	望月一志	望月五男	
〃一九・二〇・二二	〃二〇・七・二八	〃一九・八・四	〃一九・二・二四	〃二〇・八・九	〃二〇・四・二四	〃一九・九・二六	〃一九・八・二	〃二八・八・六	〃二〇・一・二三	〃二〇・七・一	〃一九・六・二〇	〃二八・一〇・三一	〃二〇・八・三	〃二〇・七・一八	〃一九・九・一〇	〃二〇・一・二七	〃二〇・六・三〇	〃二三・六・一七	〃一九・七・一八	〃一九・六・一	〃一八・八・一七	〃一九・一・二〇	昭二〇・七・一〇
幡野貞義	幡野定六	埜村よし	樋川美津子	埜村義晴	佐野晃盟	笠井琴代	川口知重	遠藤盛雄	渡辺幸子	渡辺義太郎	渡辺きよ子	渡辺こま	渡辺とみ	依田よし子	山下タケ	望月忠治	望月とみよ	望月だい	望月よし子	望月つねじ	望月節子	望月正助	望月梅子
ファイリピン沖	鹿屋航空基地	横須賀海軍病院	小笠原諸島方面	三陸海面	比島クラーク地区	北太平洋方面	テナン島	ソロモン諸島方面	ルソン島バギオ	レイテ島カンキポット山	ニューギニアゲニム	ニューギニアポーランジャ	北部ルソン島ミスリ	ルソン島方面	西部ニューギニアヤカチ	ニューギニアウエワク	ルソン島クラーク西	蘇省阜寧県	中部太平洋方面	ニューギニアアルソウ	湖南省長沙野戦病院	レイテ島クラシャン岬	濟州島北東近海

第八編 厚生と衛生



忠魂碑 (静川地区)

海軍 軍属	海軍 軍属	海軍 少尉	海軍 一等水兵	海軍 兵曹長	海軍 水兵長	海軍 飛行兵長	海軍 工作兵曹長
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	静川
渡辺 彦一	渡辺 真	依田 晴	依田 公	望月 勇作	望月 文男	幡野 文男	幡野 玉一
〃 一九・ 八・ 四	〃 二〇・ 八・ 三〇	〃 一九・ 九・ 一	〃 二〇・ 一・ 一二	〃 二七・ 二・ 二八	〃 二〇・ 七・ 二八	〃 一九・ 四・ 一三	昭二〇・ 七・ 一〇
渡辺 治作	渡辺 渡	依田 きよ	依田 千代子	望月 とみ	望月 豊	幡野 良元	幡野 竜男
トラック島	比島	比島方面	仏印方面	ハワイ島	呉軍港	南洋群島方面	ルソン島アゴス河流域

第二章 社会福祉

階級	地区	戦歿者氏名	戦歿年月日	遺族氏名	戦死場所
陸軍軍属	静川	渡辺ふじ子	昭一九・二・三	渡辺行孝	東京都武蔵野
陸軍兵長	〃	渡辺二升	〃一八・五・五	渡辺もと	東京都武蔵野
陸軍軍属	〃	渡辺静	〃一九・二・三	〃	東京都武蔵野
陸軍兵長	〃	遠藤金森	〃一九・四・一六	遠藤勝代	東京都武蔵野
海軍大尉	〃	望月勇	〃一九・二・六	望月亀代	東京都武蔵野
陸軍兵長	〃	幡野存静	〃一九・二・一八	幡野ふさゑ	東京都武蔵野
陸軍上等兵	〃	深沢貴光	〃一九・八・一〇	深沢藤重	東京都武蔵野
海軍上等整備兵曹	〃	嶺朝勝	〃二〇・三・一	嶺おかつ	横須賀海軍病院
陸軍上等兵	〃	幡野朝強	〃二五・二・七	幡野おかつ	横須賀海軍病院
陸軍伍長	〃	渡辺久	〃一九・九・三〇	渡辺明	広東省宝安県
海軍軍属	〃	望月徳一	〃二〇・一〇・八	望月なお	マリアナ島
陸軍兵長	〃	望月忠重	〃二〇・七・一〇	望月なお	トラック島
海軍軍属	〃	深沢正春	〃一九・三・一二	〃	濟州島北東近海
海軍軍曹	〃	樋川今朝義	〃二六・六・三〇	樋川光好	ニューギニア島
陸軍軍曹	〃	望月実	〃二〇・八・一七	望月孝	横須賀市
階級	地区	戦歿者氏名	戦歿年月日	遺族氏名	戦死場所
海軍軍属	曙	星野徳男	昭一八・九・二四	星野隆吉	戦死場所
海軍一等衛生兵	〃	星野道雄	〃二〇・四・一一	星野長治	ニューギニア方面
陸軍兵長	〃	星野千之	〃一九・八・八	星野亀吉	横浜市戸塚海軍病院
海軍整備兵曹	〃	星野利治	〃二〇・三・一七	〃	満州新湊特別市
海軍軍属	〃	星野一雄	〃二〇・六・七	〃	硫黄島
陸軍上等兵	〃	星野宏	〃二七・一・一六	星野まき	トラック島方面
陸軍上等兵	〃	星野文夫	〃二〇・七・二〇	星野トク	仁第一八四一部隊病院
					ルソン島アップレ





第八編 厚生と衛生



忠魂碑 (曙地区)

陸軍上等兵  
陸軍上等兵  
陸軍上等兵  
海軍上等兵曹  
陸軍上等兵  
陸軍一等兵  
陸軍一等兵  
陸軍一等兵

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 曙

望月高美  
望月政重  
望月長春  
望月啓一  
望月忠利  
樋川武夫  
樋川勝平  
樋川清一

〃二五・七・一八  
〃二〇・一・二一  
〃一九・二・二一  
〃二五・三・一  
〃二〇・四・五  
〃一八・一・六  
〃一九・九・四  
昭二一・五・二四

望月常市  
望月恕春  
〃  
望月長次郎  
望月哲夫  
樋川祇郡  
樋川可禰  
樋川清治郎

ハルビン陸軍病院  
西部ニューニギア「マノクワリ」  
神奈川県  
甲府陸軍病院  
南支那海方面  
アリュージャン列島  
ニューギニア「リナム」  
江蘇省南京兵站衛生隊

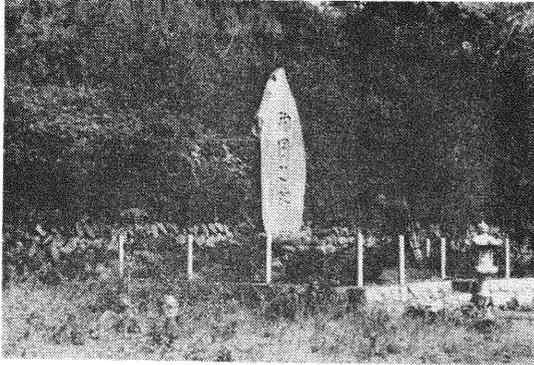
第二章 社 会 福 祉

階級	地区	戦歿者氏名	戦歿年月日	遺族氏名	戦死場所
陸軍兵長	曙	望月菊雄	昭一九・九・二〇	望月康博	西部ニューギニア「ヤカナ」
陸軍准尉	〃	望月胸正	〃一九・一〇・二一	望月孝	南方第十二陸軍病院
陸軍曹長	〃	望月利重	〃二〇・六・五	望月章	ビルマモーチ術道
海軍上等整備兵曹	〃	森本善雄	〃一八・二・二	森本富重	千葉県安房郡
陸軍兵長	〃	望月年男	〃二〇・五・三〇	望月知好	ルソン島マニラ東方
陸軍一等兵	〃	遠藤豊一	〃一九・二・二七	遠藤豊	傷病除隊後死亡
陸軍上等兵	〃	山中啓男	〃二〇・八・九	山中かめよ	満州牡丹江省
陸軍兵長	原	望月茂	昭二〇・三・一七	望月くら代	小笠原諸島方面
陸軍准尉	〃	佐野要一	〃二二・一〇・二五	佐野吉治	山西省山享県
陸軍伍長	〃	佐野義重	〃二二・一二・二七	佐野喜俊	三島陸軍病院
陸軍上等兵	〃	望月仁平	〃二三・一〇・二	望月ぶん	蘇省上海兵站病院
陸軍一等兵	〃	岩柳英雄	〃二六・一〇・一一	岩柳ふで	内地
陸軍一等兵	〃	佐田親義	〃二七・一・一六	佐田みさお	フィリピンバタン川
陸軍一等兵	〃	佐野幸作	〃二七・一一・二八	若宮直次	漢口第二陸軍病院
海軍兵曹長	〃	望月保	〃一八・三・三	望月一英	ニューギニア方面
海軍上等兵	〃	川手新七	〃一八・三・二四	川手政次	〃
海軍上等水兵	〃	望月良一	〃一八・五・一四	望月政明	横須賀野比病院
海軍水兵長	〃	若宮運義	〃一八・七・六	若宮文長	ソロモン諸島方面
海軍二等衛生兵曹	〃	青嶋松雄	〃一八・一一・四	青嶋さい	ソロモン諸島方面
陸軍一等兵	〃	清水辰造	〃一九・四・一六	清水いね子	マニラ西方洋上
陸軍甲種幹候生	〃	土橋謹次郎	〃一九・六・一八	土橋節夫	内地
海軍大尉	〃	土橋喜久弥	〃一九・七・七	土橋都通	北太平洋方面

陸軍上等兵	陸軍軍属	陸軍兵長	陸軍伍長	陸軍中尉	陸軍上等兵	海軍上等整備兵曹	陸軍兵長	海軍軍属	陸軍曹長	陸軍上等兵	陸軍伍長	陸軍曹	陸軍兵長	陸軍兵長	陸軍伍長	陸軍兵長	陸軍軍属	陸軍上等兵	海軍兵曹長	海軍軍属			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	原		
山下勤七	佐野吉重	佐野留定	若尾富長	望月林治	土橋保友	岩柳一	佐田虎雄	望月正幸	丸山秀茂	望月恭三	樋川貞三	佐野国男	平林龜久	平林徳三	深沢安男	望月徳雄	深沢福太郎	佐野昌一郎	杉本英雄	早川秀雄	望月喜策	佐野重義	若尾七朗
〃二〇・四・一八	〃二〇・四・一	〃二〇・三・九	〃二〇・一・二八	〃二〇・一・六	〃一九・一二・七	〃一九・一一・二六	〃一九・一〇・二五	〃一九・一〇・二二	〃一九・一〇・一六	〃一九・一〇・一六	〃一九・一〇・一	〃一九・九・三〇	〃一九・九・三〇	〃一九・九・三〇	〃一九・七・二五	〃一九・九・二〇	〃一九・九・一一	〃一九・九・一〇	〃一九・八・一八	〃一九・七・一八	〃一九・七・一八	〃一九・七・八	昭一九・七・八
山下千代	佐野い	佐野い	若尾き	望月つ	土橋徳	岩柳こ	佐田寛	望月喜	丸山武	望月倍	樋川今	佐野兵	平林信	深沢せ	望月梅	深沢せ	佐野ナ	杉本定	早川て	石川つ	佐野長	若尾孔	精
台湾方面	東支那海方面	ビルマメランビヤ	揚子江下流	西部ニューギニア「マノクワリ」	フィリピン群島	中支方面	比島スリガオ海	ビルマメザン野戦病院	南支那海	南方々面	ハルマヘラ島	中部太平洋方面	中部太平洋方面	中部太平洋方面	中支方面	西部ニューギニア「イドレ」	ニューギニアモルツカ川	西部ニューギニア「ヤカナ」	ヌンホル島	サイパン島	中部太平洋方面	マリアナ諸島	サイパン島



第八編 厚生と衛生



殉国之碑 (原地区)

陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍 陸軍  
 伍長 上等兵 上等兵 上等兵 上等兵 上等兵

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 原

佐野 平林 古屋 若尾 望月 佐野 望月 荻野  
 頼雄 五男 正一 敏郎 時則 直一 喜久一 玄節

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 昭  
 一九・六・二七 一九・一・一四 二一・六・二六 二〇・二・二五 二〇・八・一 二七・九・一〇 二一・二・一 二四・三・二一

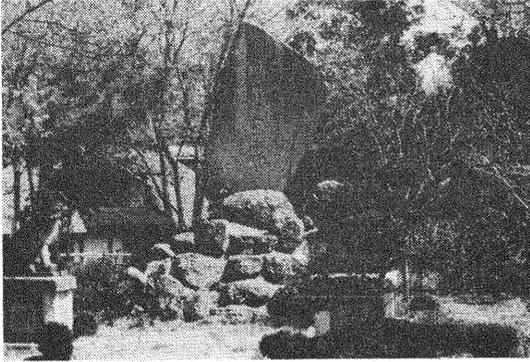
佐野 平林 古屋 若尾 望月 佐野 望月 荻野  
 源次 士郎 志 愛子 さだ子 和彦 政明 典恵

ビルママンダレー  
 レーテ島沖洋上  
 内地戦病死  
 ソ連ボセツト地区  
 ソ連ボセツト地区  
 ソ連ハバロフスク州ホルモリン地区  
 ビルマアナクイン  
 ルソン島  
 ソ連ボセツト地区  
 ソ連タイセツト病院

第二章 社会福祉

階級	地区	戦歿者氏名	戦歿年月日	遺族氏名	戦死場所
陸軍兵長	原	佐野敏雄	昭一八・六・三〇	佐野英雄	内地戦病死
陸軍一等兵	〃	佐野彦次	〃三四・九・四	佐野晴彦	内地戦病死
陸軍上等兵	共和	赤井徳次	昭一四・四・一五	赤井宗三	湖北省天門県
陸軍伍長	〃	近藤三千秋	〃一六・五・一	近藤清孝	河北省
陸軍少尉	〃	小松半治	〃一九・六・二〇	小松まつ	比島沖
陸軍曹長	〃	高野徳治	〃一九・八・二四	高野 紉	東部ニューギニア
陸軍伍長	〃	高野富重	〃二〇・五・一五	高野安次郎	ルソン島「イボ」
陸軍伍長	〃	長沢喜一	〃二〇・六・一〇	長沢唯一	ルソン島「ボゴド」
陸軍一等兵	〃	樋川 袈裟光	〃二〇・一〇・一〇	樋川 喜平	湖南省兵站病院
陸軍兵長	〃	深沢 勇	〃二〇・七・六	深沢 優	ニューギニアソロン
陸軍伍長	〃	望月良雄	〃一四・八・二七	望月角太郎	満州興安北省
陸軍上等兵	〃	望月三郎	〃一八・六・二二	望月利作	湖南省兵陽県
陸軍兵長	〃	望月五郎	〃一九・一二・三一	望月つぎ子	パラオ諸島ベリリュウ島
陸軍伍長	〃	吉田 等	〃二〇・七・一	吉田重秋	レイテ島カンキポット山
陸軍准尉	〃	若林弘道	〃二〇・五・二三	若林弘毅	ニューギニアムッシュ島
陸軍上等兵	〃	若林唯一	〃一九・一〇・二三	若林房子	台湾東方海上
陸軍曹長	〃	若林芳孝	〃一九・五・八	若林兵一	ニューギニアアイタベ
陸軍伍長	〃	若林 啓	〃二〇・四・六	若林つね	ハムシツク島
海軍軍属	〃	近藤定芳	〃二〇・八・二三	近藤勝義	南洋群島方面
海軍軍属	〃	佐野重利	〃一八・三・二五	佐野慶子	ソロモン群島
海軍二等兵曹	〃	高野政男	〃二一・一・八	高野もん	南西諸島方面
海軍上等兵曹	〃	長沢光衛	〃一九・一〇・二五	長沢公夫	比島東方海上

第八編 厚生と衛生



殉国之碑 (共和地区)

陸軍上等兵	海軍二等航空兵曹	海軍軍属	海軍軍属	海軍軍属	海軍大尉	海軍整備兵曹長	海軍上等機関兵
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	共和
佐野福信	若林源一	高野力	松本千歳	若林徳一	若林立夫	若林正	若林行雄
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭二〇・二・一〇
一五・六・一四	二二・六一・二四	二〇・六・一〇	二一・六・二九	二〇・五・二〇	一九・一〇・二五	一八・六・三〇	
佐野よ志江	若林和一	高野真澄	松本嘉藤	若林治吉	若林弘毅	若林ヨン子	若林絹子
			横須賀海軍病院	日本海	満州新京	トラック島	比島沖海戦
							ソロモン群島方面
							横須賀海軍病院

海軍一等兵曹	共和	近藤正	昭二〇・二・一	近藤はつ江	台湾海面
陸軍伍長	〃	望月磯懿	〃二〇・七・一	望月節儀	レイテ島「カンキボット山」
陸軍兵長	〃	吉田利一	〃二〇・七・一	吉田尊義	レイテ島「カンキボット山」
陸軍上等兵	〃	吉田幸夫	〃二六・三・五	〃	復員後戦病死
陸軍伍長	〃	高野寛	〃二四・四・一四	高野今朝恵	復員後戦病死
〃	〃	高野金雄	〃二一・四・一五	高野梅子	満洲ロフストカ戦病死
〃	〃	若林道郎	〃	若林八重治	復員後戦病死

一、傷痍軍人会

傷痍軍人会は終戦後、連合軍の命令により解散させられたが昭和二七年四月、連合国との平和条約締結により山梨県においては、昭和二七年八月一五日設立総会を開き、各郡市に支部をおき、各町村に分会を設けるべく、それぞれ組織づくりをはじめた。

本町においても西島・大須成・静川・曙・原・共和の六つの分会が設立され、中富町発足と同時に旧村単位分会を連合して中富町傷痍軍人会と名称を変え、今までどおり旧村単位に分会長をおき活動を進めていた。

この会の特色として、会員数の関係上、郡支部にすべての事業の立案・執行を委せ、各町村の分会長は議決機関の役割りを果たして政府・国会への運動を進めていた。そのおもな運動としては傷病恩給増額・療養者の国費診療・会員厚生援護などがあげられる。

三、留守家族連合会

終戦後、海外にあった同胞は、ポツダム宣言に基づき、当然すみやかに関係国によって送還されるべきものであった。しかるに昭和二〇年末までに百万におよぶ旧在満同胞がシベリヤに抑留されたため留守家族の焦慮は日ごとに増大し、引き揚げ促進運動の緊急性を認めたので昭和二三年九月、県下留守家族を中核とした復員促進同盟を発足し、更に二九年六月山梨県留守家族連合会と改称し今日に至っている。

昭和二八年八月には今までの未帰還者給与法を改め、未帰還者留守家族援護法が施行され、留守宅渡金として本人の給料・扶養手当が支給されるようになった。

四、旧在郷軍人会

現役でない軍人すなわち予備・後備・補充・国民兵役にある軍人

の団体で有事の際、動員に応ずる団体であった。

明治四三（一九一〇）年に結成され帝國在郷軍人会と称した。忠魂碑の建設・戦没者の慰霊・軍事思想の普及等の活動を進めたが戦後は解散した。特に戦時中の慰霊祭は在郷軍人会が中心となつて毎年実施され、各種団体や学童も参列して行なわれたが終戦後、占領軍の命令で慰霊祭も中絶のやむなきにいたつたが、平和条約締結後は再び慰霊祭が復活し、町の財政援助により町と社会福祉協議会が主催し実施している。

なお、一時占領軍により撤去されていた忠魂碑も、旧在郷軍人会の有志が中心となり各地区に装いも新たに再建された。

原地区においては昭和二七年一〇月、「殉国之碑」として再建され、毎年春の彼岸に地区慰霊祭を区主催で挙行している。

## 第六節 国民年金制度

国民年金制度は従来、厚生年金保険・船員保険または各種共済組合等の被用者年金制度に加入することができなかった農村・小企業者、小企業の被用者およびこれらの配偶者などを対象として、昭和三四年一〇月一日から実施された。

この制度は拠出制の年金を基本とし、経過的・補完的に無拠出制の福祉年金が併用されている。

拠出制の年金を基本としたのは、被保険者が納付した保険料と国庫負担とを積立て、この積立金とこれから生ずる利子収入とを有力

な財源として、将来の急激な高齢人口の増加に対してもそのときの被保険者に過重の負担を負わせることなく給付を行なうことができよう配慮され、被保険者が若いうちから自らの力で、できるだけ将来の備えをするという自己責任の原則を基本としている。

また、無拠出制をとりいれたのは、国民年金が実施された際すでに高齢者であつて被保険者になることができないう者、またはすでに心身障害者であつた者、母子世帯であつた者については、拠出制の受給要件を満たすことができず、また、被保険者となつて拠出制年金の要件を満たす以前に障害や母子世帯となつた者は全く年金制度からとりのこされることとなるので、これらの者に対しても年金を支給しようという趣旨からとりいれたものである。

国民年金制度においては、二〇歳以上六〇歳未満の日本国民はすべて被保険者とされているが、他の公約年金制度の被保険者または組合員となつている者は適用除外とされ、その配偶者、公約年金の受給権者およびその配偶者または学生などについては任意加入被保険者となることができる。

被保険者は被保険者である間は保険料の納付が義務づけられているが、その保険料額は三五歳未満の者は月二五〇円、三五歳以上の者は月三〇〇円とされている。

この保険料を負担する能力がない被保険者については保険料免除の措置が講じられており、免除には、法定の要件に該当すれば当然免除される法定免除と、被保険者の申請によつて都道府県知事がこれを承認し、免除する申請免除とがある。

被保険者は保険料を納付したときは、その額の二分の一に相当す

る額が国庫負担とされる。

この国庫負担と被保険者が納付した保険料とは、あわせて国がこれを有利に運用し、これから生ずる利子収入とともに積立金として将来の給付財源として蓄えられるが、その一部は、還元融資として被保険者の福祉の向上のため還元されている。

### 一、拠出年金の給付

**老齡年金** 保険料を納めた期間または保険料納付義務を免除された期間を合算して二五年以上のもので六五歳より開始（希望したときは六〇歳より）

**通算老齡年金** 他の公的年金制度に加入した期間と合算して二五年以上のもので六五歳より開始（希望したときは六〇歳より）

**障害年金** 保険料を納付した期間が一年以上ある障害者

**母子年金** 夫が死亡したため母子世帯となった未亡人（一年以上保険料納付のもの）

**準母子年金** 夫・息子・父・祖父が死亡したため準母子世帯となった祖父や姉

**遺児年金** 保険料を納付した期間が一年以上ある両親と死別した子

**寡婦年金** 老齡年金を受ける要件を満たし夫と死別した妻（一〇年以上連れ添った者に限る）

**死亡一時金** 保険料を納付した期間が三年以上ある被保険者の遺族（年金が受けられない者に限る）

### 二、福祉年金

拠出年金の被保険者になれない人のための給付である。

**老齡福祉年金** 七〇歳以上の者

**障害福祉年金** 重度の障害者

**母子福祉年金** 夫の死亡により母子世帯となった者

**準母子福祉年金** 準母子世帯の祖母・子・母子福祉年金と同様母と姉

◇国民年金民間組織

国民年金制度においては、事業を円滑に推進するために保険料の納付促進ならびに適用、免除、制度の周知徹底等について被保険者と町との間を取りつぐ組織がどうしても必要であり、また組織の活動の適否が事業の伸展に大きく影響するところから、民間地区組織の制度化は全国的に強く要望されている。

本町においては、婦人会がこの仕事を行ない、この組織加入被保険者は昭和四二年現在、二、〇五二人で組織率九五%を示している。このための報奨費交付額は六万円である。

◇国民年金還元融資

被保険者から拠出された保険料は、これに伴う国庫負担や運用収入とともに積み立てられるが、この積立金は大蔵省資金運用部に預託され、その一部は被保険者や家族の福祉を増進するため地方公共団体が病院や厚生福祉施設等を建設する際に地方債として融資される。本町では、

昭和四一年度 プール 一五〇万円 〃 四一年度 火葬場 一五〇万円  
 〃 四二年度 プール 一五〇万円 〃 四三年度 飯富病院 一五〇万円  
 〃 四三年度 プール 一〇〇万円  
 中富町国民年金事業概況  
 の特別報告をのべておる。

種別	国民年金加入状況	保険料納入状況	保険料検査率	検認額合計	保険料免除状況		拠出制国民年金受給状況					
					法 定 免 除 者	申 請 免 除 者	母子年金	障害年金	育児年金	死亡一時金		
年	強 制 加 入 者 人	被 保 者 人	%	円	人	人	件	件	件	件	件	円
昭和41	2,345	2,583	91.8	3,785,500	93	261	14	—	—	—	—	4,24,000
42	2,296	2,582	96.2	5,880,930	92	251	16	—	—	—	—	4,26,000
43	2,212	301	99.7	6,326,070	89	211	23	1,375,200	1,72,000	—	—	9,63,000
44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

中富町福祉年金受給状況

種別	老 齡 福 祉 年 金				障 害 福 祉 年 金		母 子 お よ び 養 母 子 福 祉 年 金		合 計			
	全 部	交 給	一 部	交 給	全 部	交 給 停 止 者	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
年	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
昭和41	347	6,246,000	182	2,370,773	34	—	48	1,223,443	34	746,753	611	10,586,969
42	372	7,142,400	161	2,270,381	38	—	48	1,252,614	28	638,647	609	11,304,042
43	370	7,548,000	148	2,079,437	53	—	55	2,066,700	22	634,613	595	12,328,250
44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 第三章 国民健康保険事業

### 第一節 総 説

国民健康保険事業は、相互扶助の精神を基本として、疾病、負傷分岐および死亡に関し保険給付を行なうことを目的として、昭和一九三八年七月より実施されてきた。

この国民保険制度は健康保険の実績と当時の社会情勢とに鑑みつくられたもので、当時、わが国においては、工場鉱山の労働者を対象とした健康保険があつて相当の成績をあげていたが、農山漁村民衆および都市中小商工業者などに対しては、いまだこの施設の手がおよんでいなかった。ところが当時これら一般の庶民階級の生活状態はどうであつたかという点、経済生活の不安は、実に深刻なものであつて、これを一掃することは極めて急務であつた。この経済生活上の不安の原因はもとよりいろいろあるがそのなかで傷病に起因するところの経済上の負担と損失とがその重要な原因であつたことは容易にうなづける。

とくに医療費の負担は疲弊の深刻である農山漁村の住民はもちろんのこと、中小商工業者などにとつても苦痛がはなはだしく、まこ

とにたえがたい経済的重圧であつた。一時に多額の医療費を特定の個人が負担しなければならぬことや、それに加えて農山漁村は医療機関に恵まれないことが原因して診療費は都市に比し高額であつて、これがために、必要な診療をも受け得られないという状態で、農山漁村における医療問題は一つの大きな社会問題となつていた。

ここに農山漁村における医療の確保、医療費の軽減をはかるための政策が必要となり、ひろく一般国民の健康保障という観点から、国民保険制度の構想が考えられることになつた。この構想のもとに調査が進められ、昭和八年内務省の社会局で研究が始められ昭和九年七月一応の案を得たので広く世論を聞くため未定稿を発表した。この制度案は、将来、わが国人口の七割を、この制度に包摂しようとする構想であつただけに各方面に与えた反響は大きく、それぞれの立場において、きびしい批判と大きな関心をもたらしつた。

社会局では全国数か所にこの制度案に準拠した類似組合を設立させその成果をみることにした。いよいよ制度案要綱もかたまり、類似組合の施行テストも一応その緒についたので政府はいよいよ昭和一九〇一年、社会保険調査会の答申をえて法案を作成し、昭和一三年三月第七〇帝國議會に提出した。法案は衆議院を修正のうえ通過、貴族院に送付されたが、委員会報告可決寸前に、突如として衆議院が

解散され、同時に貴族院は停会となり法案は不成立となつてしまつた。しかし同年、再び第七三帝國議會に提出され、ようやく昭和三年四月一日法律公布七月一日実施となつた。以後この制度は幾多の法律改正により改善がはかられた。

昭和二〇年終戦直前において設立されていた組合数は一〇三四九で、そのほとんどが日華事變の末期から太平洋戦争の前半期にかけて設立されたものであつて健兵健民政策という国策の名において勸奨され設立されたものであつた。そのために終戦とともに国民健康保険法それ自体も自然に解消するものと單純に解釈し、いわゆる睡眠組合が続出するにいたつた。

昭和二二年六月現在における全国一〇三四三組合について事業状況を調査した結果は次のとおりであつた。

種 別	組 合	百分率
事業を活発に行なつてゐるもの	一、六七五	二五
事業が普通のもの	四、六五四	四五
事業が不振状態にあるもの	二、五七六	二五
事業を休止したもの	一、四三八	一四
計	一〇、三四三	一〇〇

国保制度のかような情勢下において「国保を再建せよ」の世論が随所に起こり、厚生省は、この世論をバックに、当時の連合軍最高司令部の支援を得て、その再建にふみだし今日のような充実した国保に仕上げたのは関係者の大変な努力によるものである。

本町の国民健康保険は既に合併前に実施されてお

西 島 村 昭和二四年六月三〇日より

大須成村 昭和二四年一月一日より  
 静川村 昭和二四年四月一日より  
 曙村 昭和二八年七月一日より  
 原村 昭和二三年九月一日より  
 共和村 昭和二四年九月一日より

おのおの実施運営されており、それが合併により昭和二九年八月一七日（四か村合併）に本町の国民健康保険として条例化された。今まで異なる地域的環境から脱却して改めて新設されてみると非常に地域の実情に即応しない点が多かつたが昭和三十一年には国保本来の軌道に乗り町民の健康維持に貢献できる見通しとなつた。

以下、昭和三十一年度の国保の概要を記す。

昭和三十一年度中富町国民健康保険事業の実施内容

一、中富町世帯数人口	二、非加入者内訳
世帯数	健康保険の被保険者および共済組合員
人口	地方税の免除を受けているもの
被保険者	ならびにその世帯にある者
加入率	その他
九三%	計
一、八四三世帯	三二世帯
九、三六〇人	五八世帯
八、七三三人	四七世帯
九三%	一〇一人
	一三七世帯
	六三二人
	三、国民健康保険税
	(一) 国民健康保険税総額
	四、九六二、〇〇〇円

- 賦課総額の療養の給付費総額に対する割合 六九・五%
- (一) 一世帯当たり平均年額 二、九〇九円
- (二) 被保険者一人当たり平均年額 五六八円
- 四 賦課割合
- |         |     |    |       |
|---------|-----|----|-------|
| 所得割     | 四〇% | 税率 | 千分の一一 |
| 資産割     | 一〇% |    | 百分の一  |
| 被保険者均等割 | 三五% |    | 一九五円  |
| 世帯別平等割  | 一五% |    | 四三〇円  |
- 四、助産費の給付は一件五〇〇円を給し年間件数は二〇五件であつた。
- 五、保育費の手当は六か月分として五〇〇円を給し年間件数は一五五件であつた。
- 六、葬祭費の給付は一件五〇〇円を給し年間件数一〇〇件であつた。
- 七、保健施設 保健婦一名を常置して保健衛生思想の涵養宣伝および長期療養者の家庭を訪問して保健指導をなし母子妊婦の健康相談にも応じさせた。  
久成診療所に出張診療を開設していた。  
町内医師の協力を得て無料健康相談日を開設した。
- 八、常任職員は三名である。なお、徴収員一名を常置して税を毎月徴収した。

## 第二節 法律の改正と事業の変遷

昭和一三年七月より施行となつた国民健康保険制度の誕生は先に述べたように誕生は難産でありその育成にも変転する社会情勢に對比し給与および運営の改善をはかるため回か法律の改正を重ねてきた。以下その主な改正の内容は次のとおりである。

### 改正年月日 改正内容

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 昭和一三年四月一日  | 国民健康保険法公布                           |
| 〃 一七年五月一日  | 組合設立の強化、組合員加入義務の強化                  |
| 〃 一三年七月一日  | 保険医制度の改正                            |
| 〃 二六年四月一日  | 終戦後の国保の現状より、この制度の整備刷新を図るため市町村公営となる。 |
| 〃 二八年九月一日  | 地方税制の改正により国民健康保険税が創設される。            |
| 〃 三一年三月一日  | 町村合併促進法の制定                          |
| 〃 三四年一月一日  | 国民健康保険税の改正課税額の最高額三万円を五万円に改める。       |
| 〃 三八年九月一日  | 新国民健康保険法制定                          |
| 〃 三八年一〇月一日 | 地域差撤廃となる                            |
| 〃 四三年一月一日  | 世帯主七割給付実施                           |
|            | 低額所得者の減税、世帯員の七割給付全面実施               |

このうち、昭和三四年一月一日施行された国民健康保険法は、国民皆保険となった特筆すべき法律改正であった。

この法律は国の強い指導により、その後各市町村に普及し、昭和三六年に全市町村実施となり、国民皆保険が達成された。

さて、国民健康保険法第十一条に「国民健康保険の運営を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く」とあり、その条文によって本町の国保にも運営協議会を設けてある。

委員には

- 一、被保険者を代表する委員 四名
- 二、医師または歯科医師を代表する委員 四名
- 三、公益を代表する委員 四名

計一二名で任期は二年となっている。

これらの委員が保険税改正の問題、医療給付の問題、助産費、葬祭費等の問題その他について協議、時には町長の諮問に答申したりして国保の育成に当たっている。

### 第三節 国庫負担金と保険税

国民健康保険の財政は被保険者から徴収する保険税と国から交付する負担金、補助金、それに調整交付金がおもな財源である。

一、国庫負担金、財政調整交付金

国の財政措置の大半を占めるものは事務費負担金と療養給付費負担金および財政調整交付金である。

1、事務費負担金は保険者の事務に要する費用を国が負担するもので被保険者一人当たりの費用の額を基準とし、市町村の区域または被保険者数を勘案して厚生省令の定めるところにより算定している。

2、療養給付費負担金は療養の給付に要する費用の一部を国が負担するもので市町村に対しては療養の給付および療養費の支給に要する費用の百分の四〇を負担する。

3、財政調整交付金は市町村における国民保険財政の負担力の不均衡を調整するため設けられているが市町村の療養の給付および療養費の支給に要する費用の見込額の百分の五に相当する額とされている。

二、補助金

補助金は地域住民の保健向上に資するため保健婦補助金、助産費補助金がある。

1、保健婦補助金は、国は保健婦設置の保険者に対して保健婦の設置に要する費用の三分の一を補助することとなっている。

2、助産費補助金は国民健康保険法第七四条の規定に基づき昭和三七年一月から実施され出産一件当たり補助対象額は二千元であったが、昭和四年度から全保険者において、三か年計画をもって一万円に引き上げることとなった。

三、保険税

従来まで保険料として徴収されていたものが、昭和二六年、地方税法の改正により、地方税のうちに目的税として国民健康保険税が設けられ、賦課徴収されることになった。

年度別歳入状況（保険税、国庫負担金、その他）

（単位 千円）

区分	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
保険税	6,433	6,052	5,374	5,897	8,657	10,896	10,912	13,759	13,859	14,531	16,822
事務費	922	837	831	874	938	1,219	1,324	1,377	2,123	2,381	2,515
国庫支出金	3,479	3,791	4,807	5,668	8,095	11,936	14,942	17,560	19,813	23,838	32,082
医療給付費	—	—	17	51	41	41	34	44	39	100	142
調整交付金	2,386	2,139	1,801	3,041	3,298	4,388	3,742	4,334	4,810	5,849	8,007
保健婦計	78	100	115	192	219	(他564) 244	260	284	308	337	380
支出金	6,865	6,867	7,571	9,826	12,591	18,392	20,302	23,599	27,084	32,505	43,126
繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36	186
繰越金	2,394	3,414	3,739	3,612	2,675	3,621	4,994	3,908	5,400	5,429	4,368
その他	111	123	142	211	293	351	15	446	465	626	664
合計	15,804	16,456	16,827	19,546	24,217	33,259	36,224	41,712	46,819	53,127	65,166

(一) 賦課方式

保険税を各世帯に賦課する方式は四つに分類されるが本町の場合は所得割、資産割、均等割、平等割による四方式を保険税条例にとり入れて賦課している。

各世帯への保険税を賦課する税率算定は、その年度の運営に必要な目標額を定めて行なわれる。

その年度における医療費、事務費、その他支払いをすべき経

(二) 保険税の収納

費を推計し、それに見合う負担金、補助金の収入をも推計してその不足分が保険税として、その年度に必要な目標額となる。したがって、保険給付費（医療費の七割相当と助産、葬祭費など）が歳出の九〇％を占める国保会計において、保険税を決定づけるものは、その年度の医療費であるといえる。

毎年四月一日をもって賦課期日として課税され、その後の

各年度世帯当たりおよび被保険者1人当たり諸費の状況

	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
一世帯当たり保険税	3,213	3,679	3,074	3,635	5,578	7,284	7,352	9,167	9,355	—
{ 保険税調定額	662	826	202	844	1,319	1,778	1,839	2,365	2,484	—
{ 保険税納収額	625	795	682	830	1,303	1,734	1,782	2,328	2,473	—
被保険者一人当たり諸費										
{ 事務費	102	144	115	129	142	195	222	239	387	—
{ 療養給付費	386	516	670	835	1,085	1,361	2,500	3,039	3,614	—
{ 助産費	—	—	2	8	6	7	6	8	—	—
{ 調整交付金	265	292	251	448	502	703	626	753	877	—
{ 保健婦補助金	—	—	—	28	33	39	44	(11) 49	—	—
{ 計	—	—	—	1,446	1,916	2,946	3,397	4,099	4,941	—
{ 県支出金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{ 一般会計繰入れ金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
{ 役所事務費	108	120	127	162	279	281	322	377	539	—
{ 保健施設費	85	226	128	171	183	220	325	290	467	—
{ 差引残	—	5	503	394	551	800	654	938	990	—
年間平均世帯数	1,856	1,646	1,683	1,569	1,554	1,524	1,495	1,409	1,456	—
年間平均被保険者数	8,999	7,332	7,175	7,192	6,569	6,244	5,977	5,720	5,483	—

保 険 税 賦 課 状 況

	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
所得割額	2,810	2,015	2,098	2,832	3,544	4,675	5,120	6,342	6,180	6,963
〃 %	47.12	43.17	41.00	45.30	39.00	40.00	42.42	43.68	41.13	41.90
資産割額	603	703	504	604	1,007	1,183	1,202	1,417	1,471	1,577
〃 %	10.11	11.60	10.00	9.70	11.00	10.00	9.96	9.76	9.73	9.49
均等割額	1,704	1,912	1,797	1,956	3,136	4,173	3,986	4,612	5,165	6,654
〃 %	29.42	31.56	35.00	31.30	35.00	35.00	33.03	31.76	34.37	34.03
平等割額	796	828	729	853	1,334	1,827	1,761	2,148	2,210	2,423
〃 %	13.35	13.67	14.00	13.70	15.00	15.00	14.59	14.80	14.71	14.58
所得割の税率	1/100	2.7	1.7/100	2	2.1	2.6	2.6	2.8	2.0	2.0
資産割の税率	11/100	14	10	12	20	23	23	26	26	25
均等割の税率(円)	195	260	1人250	290	470	660	660	860	910	1,050
平均割の税率(円)	430	500	一世帯450	550	860	1,200	1,200	1,470	1,490	1,690
賦課限度額	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
課税総所得金額または 市町村民税の所得割額	—	96,857	123,431	141,641	168,660	180,807	197,024	226,500	309,019	348,175

異動については、月割計算をもって税額をきめていた。

納期は年一回として四月末日より翌月二月末日までに収納している。

税金徴収は各部落を小単位とした納税組合を組織して徴収し好成績をあげている。なお、参考までに中富町納税組合育成交付金交付規程を記す。

中富町納税組合育成交付金交付規程

第一条 納税組合を育成強化する目的をもって納税組合に交付する納税組合育成交付金（以下納税組合交付金という）は、別に定めのあるものの外、この規程によるものとする。

第二条 納税組合交付金は、次の各号に掲げるものを算定基準として交付する。

- 一、納税組合事務費 一世帯当たり 一〇〇円
- 二、納税組合長報償金 一世帯当たり 二〇〇円
- 三、納税割 町税納付額の百分の三
- 四、国民健康保険税取扱費 一世帯当たり 一〇〇円

第三条 あらたに納税組合を設立した場合は、初年度に限り一納税組合毎に二、〇〇〇円を交付する。この場合の組合とは連絡員区域内を一単位とし全世帯の八割以上をもって設立したものであることをいう。

第四条 町民税の特別徴収によって徴収される納税者については、特別徴収機関を納税組合とみなし納税組合交付金を支給する。この交付金の割合は、納税額の百分の五とする。

第五条 納税組合交付金の交付は、毎年五月末日までとする。ただし、納税組合内に町税の未納者がある場合は、当該納税組合には交付しないものとする。

附則

この規程は、昭和四三年四月一日から施行し、昭和四三年度納税分から適用する。

第四節 被保険者と保険給付

一、被 保 険 者

国民健康保険への加入については、以前は任意加入であったが、昭和三年の法律改正により強制加入の原則がとられるようになり、また、国保の被保険者が他の社会保険などに二重加入が認められていたことも、昭和三六年三月に廃止された。

現在は、新国民健康保険法の定めにより、市町村の区域内に住所を有する者は、次に掲げるものを除き、すべて国保の被保険者とされる。

- 1、健康保険法（大正十一年法律第七〇号）の規定による被保険者
- 2、船員保険法（昭和一四年法律第七三号）の規定による被保険者
- 3、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法に基づく共済組合の組合員

- 4、1〜3までの規定による被扶養者
- 5、日雇労働者健康保険法の規定による被保険者手帳の交付を受けその資格を取得したもの、および、その被扶養者
- 6、生活保護法による、保護をうけている世帯の者
- 7、国立のらい療養所の入所患者、その他、特別の理由がある者で厚生省令で定める者

第三章 国民健康保険事業

被 保 険 者 数 の 推 移

年 度	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
年間平均世帯数	1,856	1,646	1,683	1,569	1,554	1,524	1,495	1,409	1,456	1,420
年間平均被保険者数	8,999	7,332	7,175	7,192	6,569	6,244	5,977	5,720	5,483	5,255
国保への加入割合	92	75	79	81	76	77	72	72	71	—

中富町に住所を有し、他の社会保険などに加入していない町民はすべて国民健康保険に加入しなければならぬわけ、あらたに被保険者としての資格が生じたもの、反対に被保険者としての資格を失なった場合は届けなければならぬ。

本町における被保険者数は、上の被保険者数の推移の表でわかるように、逐年減少を続けており、昭和三五年よりの八年間に三、五一人と減少している。

しかし、町全体の人口も減少しているので全人口に対する加入割合は三五年の八二%を最高にして三六年より急激に減少しているが以後大きな変動はみられない。

約三〇%近い人口は企業などの健康保険に加入しているものと考えられる。

二、保 険 給 付

給付の種類 国民健康保険法は、被

保険者の疾病、負傷、出産または死亡を保険事故として、療養の給付または療養費の支給、助産費の支給または助産の給付、葬祭費の支給または葬祭の給付および傷病手当金の支給その他必要な保険給付を行なうこととしている。

このうち、療養の給付または療養費の支給は法定給付として保険者において絶対的に行なわれなければならない給付とされており、助産または葬祭に関する給付は、相対的必要給付として、保険者の条例または規約の定めるところにより原則的に行なわれなければならない給付であるが、特別の理由があるとき、すなわち財政事情等によって実施が困難な場合は、必ずしも行なわなくてよいことになっている。

傷病手当金の支給その他の保険給付は任意給付であって、保険者の条例または規約の定めるところによって任意に行なうことができることになっている。

1、療養の給付

療養の給付は、被保険者の疾病または負傷に対して療養機関において診療その他の治療を直接現物で給されるもので、疾病保険においては、最も中核的な給付で、その内容は

- (1) 診療
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 病院または診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 移送

となっている。

ただし、このうちで(4)から(6)までについては、政令で定める場合および保険者が必要と認める場合に行なうこととされている。

年度別支出状況（事務費・保健給付費・施設・その他）

区分	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
役所事務費	974	882	915	1,099	1,833	1,756	1,926	2,169	2,955	3,595
療養給付	8,956	8,617	9,463	12,852	16,310	21,229	27,270	30,215	33,701	41,175
療養費	506	483	571	591	682	733	635	804	1,170	850
療養手数料	83	70	68	89	113	127	150	154	157	138
小計	9,545	9,170	10,102	13,532	—	—	—	—	—	42,163
助産諸費	68	94	166	158	152	130	122	130	140	292
育児諸費	70	65	43	81	80	71	64	74	72	81
葬祭諸費	31	70	137	100	120	136	100	130	136	146
計	9,713	9,399	10,448	13,871	17,457	22,425	28,340	31,508	35,376	42,682
保健施設費	770	2,023	921	1,158	1,205	1,376	1,940	1,669	2,558	2,481
その他の支出	932	413	930	742	101	2,708	110	966	501	0
合計	12,390	12,717	13,215	16,870	20,596	28,265	32,316	36,312	41,390	48,758

2. 療養費

次の場合には療養の給付にかえて療養費を支給する。

- (1) 療養の給付を行なうことが困難であると認めるとき。
- (2) 被保険者が緊急その他やむを得ない理由により療養取扱機関以外の病院、診療所、薬局その他のものについて診療、薬剤の支給もしくは手当てをうけた場合が必要と認めるとき。

3. その他の給付

被保険者の出産および死亡に関して条例の定めによって助産費および葬祭費が支給される。

なお、これ以外にも条例を定めて傷病手当金、保育手当金その他の保険給付を行なうことができる。  
本町では、助産費 一〇〇〇〇円

第三章 国民健康保険事業

国民健康保険会計の年度別収支と保険税の1戸、1人当たりの負担状況

年度	歳 入		歳 出		参 考		世 帯 数	被 保 険 者 数	
	保 險 税	国庫補助金	歳 入 合 計	保 険 給 付 費	歳 出 合 計	1世帯当たり保 険 税 調 定 額			1人当たり保 険 税 調 定 額
	千円	千円	千円	千円	千円	円	円	戸	人
30	2,923	2,507	7,559	5,433	6,651	2,218	411	1,626	8,655
31	4,638	3,290	9,352	6,742	8,692	2,883	564	1,706	8,738
32	4,679	4,311	10,563	6,971	9,140	2,985	580	1,702	8,649
33	5,424	4,796	12,464	7,675	10,260	3,088	616	1,901	9,327
34	5,370	4,846	14,371	9,178	11,977	2,862	583	1,874	9,084
35	6,433	6,865	15,804	9,713	12,390	3,213	662	1,856	8,927
36	6,052	6,867	16,456	9,399	12,717	3,679	826	1,639	7,243
37	5,374	7,571	16,427	10,448	13,215	3,074	702	1,608	6,921
38	5,897	9,826	19,546	13,871	16,870	3,635	844	1,560	6,685
39	8,657	12,591	24,217	17,457	20,596	5,578	1,309	1,535	6,368
40	10,685	18,392	33,049	20,254	23,597	7,156	1,782	1,493	5,994
41	10,912	20,302	36,224	28,340	32,316	7,352	1,839	1,491	5,853
42	13,759	23,599	41,712	31,508	36,312	9,167	2,365	1,472	5,609
43	13,859	27,094	46,819	35,376	41,390	9,355	2,484	1,472	5,609
44	14,531	32,505	53,127	42,682	48,758	10,282	2,778	1,431	5,369
45	16,822	43,126	65,166	53,871	60,041	12,092	3,368	1,389	4,986
46	—	—	—	—	—	—	—	—	—

葬祭費

二一、〇〇〇円

育児手当金

一、一〇〇〇円

が現在、支給されている。

### 給付方法

#### 1、療養取扱い機関

療養取扱機関は国民健康保険法第三七条の規定により療養の給付を取り扱う旨の申出を受理された病院、診療所および薬局であつて、被保険者が疾病、負傷などにより療養の給付を受ける場合は、被保険者証を提出して、原則として療養取扱い機関で受けるものとし、療養は都道府県知事の登録をうけた医師、歯科医師、薬剤師が担当する。

#### 2、一部負担金

国民健康保険においては、療養の給付は現物給付として、その金額を給付されるものであるが、療養取扱い機関において給付を受ける際、一部負担金として、一定額を被保険者が負担することとなっている。この一部負担の額は、当初は五割を最高として、あとは保険者の財政力に応じて、一部負担金の割合を減ずることができるとされていたのであるが、昭和四三年一月一日からは、世帯主および世帯員ともに七割給付が行なわれることになった。したがつて患者が医療機関の窓口を支払う金額は総医療費の三割でよく、残り七割が保険給付される。

#### 3、診療報酬審査支払

診療報酬審査および支払いについては、一元的に公的権威のある公正な機関によって行なわれる必要があるため、保険者は国民健康

保険法第八三条の規定に基づき、共同して、その目的を達成するため国民健康保険団体連合会を設立している。

この連合会は都道府県知事の認可をうけて設立されるが、都道府県の区域内の三分の二以上の保険者が加入したときは、その他の保険者も連合会の会員となることとされている。

現在、国民健康保険団体連合会は各都道府県に一つずつ設立され、本県の場合も昭和三四年八月より業務を開始し、本町も、この連合会に審査支払い事務を委託している。

## 第五節 保健施設

国民健康保険という保健施設とは、直営の病院、診療所などの診療施設、保健婦、その他の病院、診療所などがふくまれる。

### 一、健康保険医

医療機関のうちで、健康保険医として取扱われるものは、都道府県知事に療養の給付を取扱う旨の申し出をして受理された病院、診療所、薬局であり、また知事の登録をうけた医師、薬剤師が療養を担当することになっている。

本町における国保療養取扱い機関は次のとおりである。

病院 中富町、早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院  
診療所 中富町国民健康保険久成診療所（飯富病院出張診療）

第三章 国民健康保険事業

中富町国民健康保険中山診療所（下山望月医院出張診療）  
 有泉医院  
 歯科医院 古屋歯科医院・望月歯科医院・遠藤歯科医院  
 最近五年間の利用状況

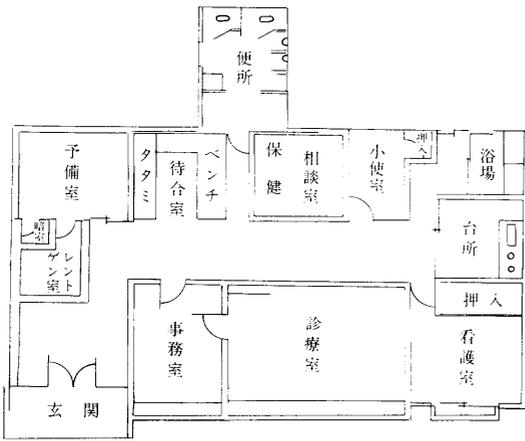
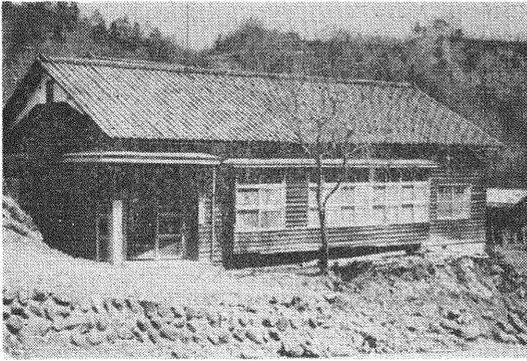
入院

年度	区分	件数	日数	費用額	受診率	日		
						一件当たり 数	一件当たり 費用	一人当たり 費用
四〇		四九三	七、二六六	一一、二三八、一六二	七・九〇	一四・七二三、七七五	一、七九九	
四一		五九一	八、七七四	一五、一四三、六一〇	九・八九	一四・八二五、六二四	二、五三四	
四二		五八四	九、〇六〇	一六、四二〇、四三五	一〇・一四	一五・五二八、一一七	二、八五二	
四三		六〇五	一〇、三三八	一九、二四五、五一一	一一・〇	一七・一三一、八一	三、五一〇	
四四		七二六	一一、七〇三	二六、五五二、二二二	一三・八二	一七・五三六、五七三	五、〇五三	

入院外

年度	区分	件数	日数	費用額	受診率	日		
						一件当たり 数	一件当たり 費用	一人当たり 費用
四〇		一〇、四七〇	一六、二六九	一四、九四四、一七九	二六七・七一	二・五	一、四五五	二、三九一
四一		一一、一〇六	一七、一一三	一九、〇二二、三七六	一八五・八一	二・四	一、七二三	三、一八三
四二		一一、七九四	三〇、〇三一	二二、〇三六、五四二	三〇四・八六	二・五	一、八六八	三、八二八
四三		一〇、九六三	三一、二七八	二三、九七八、一五七	二二八・〇	二・六	二、〇〇四	四、三七三
四四		一一、六五九	三三、六〇四	二七、〇二四、六〇八	二四〇・八九	二・六	二、一三五	五、一四三

齒科



久成診療所の全景と見取図

年度	区分	件数	日数	費用額	受診率	日一件当たり数	費一件当たり	費一人当たり
四〇	四一	三、四三八	一〇、九六二	四、三九五、八八四	五五・〇七	三・二	一、二七九	七〇四
四一	四二	三、五五一	一二、三三四	五、〇〇〇、一〇七	五九・四二	三・五	一、四〇八	八三七
四二	四三	三、二九七	一一、八四〇	五、一二三、六二八	五七・二七	三・六	一、五五四	八九〇
四三	四四	三、一四〇	一〇、四六五	五、二八六、九六七	五七・〇	三・三	一、六八四	九六四
四四	四五	三、〇三一	一〇、〇二〇	五、一九八、八七一	五七・六八	三・三	一、七一五	九八九

二、保健婦の活動

本町の保健婦は二名で保健婦業務を行なっている。保健婦の活動は町全体の保健衛生行政と保健所および国保の疾病統計などを利用して立案され、業務の実施は関係機関の協力を得て実施している。

昭和四五年度保健婦業務計画

昭和四五年度の活動計画は過去の業務分析と疾病統計などを検討して立案されたものであって特に次のことを重点目標として立案し業務遂行にあたっている。

- ・家庭訪問を強化し、疾病の早期発見を期する。
- ・母子対策を充実する。
- ・成人病と結核対策を強化する。

時間数	内容	区分	
		健康相談	集団検診・集団保健指導
各月合計時間数	乳幼児母体計	二〇四	五二二五六
四月時間数	結核	一七	二四
五月時間数	乳幼児母体計	一〇	四四
	その他	五	二二
	計	一五	二九三三八四
	衛生教育	三	四〇
	地区活動	四	九二
	計	七	一三三二六四一六一六八二二四二九二二〇
	教育	一〇	一一
	家庭訪問	一一	一一
	統計・計画	一二	一二
	看護・管理	一三	一三
	計	三〇	三〇
	その他	一〇	一〇

以下各月の配分時間を略す

近年、成人病による死亡が増加の傾向をたどっていることから疾病の早期発見、早期治療がさげられるようになり、保健婦の重要性があらためて認識されているが保健婦の絶対数の不足と事務量の増

加によって、本来の業務遂行に支障をきたしかねない現状である。保健婦の増員は町民の健康管理の面から行政上の一つの課題である。

